

目 次

条 例

○秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例（第1号）	3
○秋田市公告式条例の一部を改正する条例（第2号）	4
○秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（第3号）	4
○秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第4号）	4
○秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第5号）	4
○秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第6号）	4
○秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（第7号）	4
○秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（第8号）	5
○秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例（第9号）	5
○秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第10号）	5
○秋田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（第11号）	5
○秋田市介護保険条例の一部を改正する条例（第12号）	6
○秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第13号）	6
○秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第14号）	8

規 則

○秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第10号）	8
○秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第11号）	10
○秋田市推進本部規則の一部を改正する規則（第12号）	10
○秋田市地域センター規則の一部を改正する規則（第13号）	10
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第14号）	10
○秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則（第15号）	10
○秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則（第16号）	11
○秋田市財務規則の一部を改正する規則（第17号）	11
○秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則（第18号）	12
○保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第19号）	14
○秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則（第20号）	14
○秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第21号）	14
○秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則（第22号）	14

○秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第23号）	14
○秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則（第24号）	14
○秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第25号）	15

教 委 規 則

○秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（第1号）	15
○秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第2号）	15
○秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則（第3号）	16
○学校教育法施行細則の一部を改正する規則（第4号）	16
○秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則（第5号）	16
○秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則（第6号）	16
○秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則（第7号）	17
○秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則（第8号）	17
○秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則（第9号）	17
○秋田市北野田公園体育施設管理運営規則（第10号）	17

上下水道局管理規程

○秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程（第1号）	18
○秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程（第2号）	18
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第3号）	19
○秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程（第4号）	19

訓 令

○秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第3号）	19
○秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第4号）	19
○秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令（第5号）	20
○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第6号）	20

議 会 訓 令

- 秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）
21

教 委 訓 令

- 秋田市学校教育研究推進委員会規程の一部を改正する訓令（第1号）21
 ○秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（第2号）
21

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第1号）22

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第39号）23
 ○都市計画の変更について（第40号）23
 ○認可地縁団体の告示事項の変更について（第41号）23
 ○国民健康保険税督促状の公示送達について（第42号）23
 ○指定管理者の告示事項の変更について（第43号）23
 ○認可地縁団体の告示事項の変更について（第44号）23
 ○身体障害者福祉法による医師の指定について（第45号）24
 ○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第46号）24
 ○介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第47号）24
 ○納税通知書の公示送達について（第48号）24
 ○市道路線の供用開始について（第49号）24
 ○放置自転車等の撤去および保管について（第50号）25
 ○秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第51号）25
 ○アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第52号）25
 ○秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について（第53号）25
 ○自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について（第54号）
25
 ○後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第55号）
25
 ○土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について（第56号）26
 ○建築基準法による公開による意見の聴取について（第57号）
26
 ○認可地縁団体の告示事項の変更について（第58号）26
 ○一部有料公園施設の施設使用料の収納事務の委託について（第59号）26
 ○市税督促状の公示送達について（第60号）26
 ○配当計算書の公示送達について（第61号）26
 ○八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の収納事務の委託について（第62号）27
 ○秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者の指定について（第63号）27
 ○行旅死亡人の取扱いについて（第64号）27

- 行旅死亡人の取扱いについて（第65号）27
 ○地域総合整備資金貸付金の平成20年度の貸付に係る償還金の徴収事務の委託について（第66号）27
 ○平成21年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第67号）27
 ○平成21年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第68号）44
 ○秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第69号）72
 ○秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について（第70号）72
 ○平成21年度の地籍調査の実施について（第71号）72
 ○市道路線の認定について（第72号）72
 ○市道路線の区域決定および供用開始について（第73号）72
 ○平成21年度秋田市一般廃棄物処理実施計画の策定について（第74号）73
 ○包括外部監査契約の締結について（第75号）77
 ○放置自転車等の撤去および保管について（第76号）77
 ○介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第77号）78
 ○市道路線の区域変更および供用開始について（第78号）78
 ○市道路線の供用廃止について（第79号）87
 ○秋田市景観計画の策定について（第80号）87
 ○北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料収納事務の委託について（第81号）87
 ○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第82号）87
 ○秋田港振興センター施設使用料の収納事務の委託について（第83号）88
 ○秋田西部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第84号）88

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第4号）88
 ○教育委員会定例会の招集について（第5号）88
 ○教育委員会臨時会の招集について（第6号）88

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の5分の1および30分の1の数について（第9号）88
 ○平成21年4月12日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿の基準日、登録日および縦覧期間について（第10号）88
 ○平成21年3月3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第11号）88
 ○平成21年3月3日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において当選人に当選証書を付与したことについて（第12号）90
 ○秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙の執行について（第13号）92
 ○平成21年3月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第14号）92
 ○平成21年3月12日執行の旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第15号）92
 ○平成21年3月12日執行の旭川筋土地改良区総代の総選挙において当選人に当選証書を付与することについて（第16号）94

○平成21年 4 月12日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター 掲示場の設置場所について（第17号）	95
○平成21年 3 月25日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所 および生年月日を記載した書面の縦覧について（第18号）	95
○平成21年 4 月12日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠 選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所に ついて（第19号）	95
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につい て（第20号）	95
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田 市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる 時刻について（第21号）	96
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名 等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第 22号）	96
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田 市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所について （第23号）	96
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所 について（第24号）	98
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所 を開く時刻および閉じる時刻について（第25号）	98
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田 市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およ びその職務を代理すべき者の選任について（第26号）	99
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管 理者およびその職務を代理すべき者について（第27号）	103
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田 市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所およ び日時について（第28号）	107
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員 秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者およびその職務を代 理すべき者の選任について（第29号）	107
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における開票立会人と なるべき者のくじを行う場所および日時について（第30号）	107
○秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程（第31号）	107
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所 の投票管理者職務代理者の変更選任について（第32号）	107
○平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所 の投票管理者の変更選任について（第33号）	108
○平成21年 4 月 2 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所 および生年月日を記載した書面の縦覧について（第34号）	108
○農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の2分の1の数に ついて（第35号）	108

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 4 号）	108
----------------------	-----

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第 6 号）	108
○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第 7 号）	108

○指定排水設備工事業者の指定について（第 8 号）	109
○指定給水装置工事業者の指定について（第 9 号）	109
○指定排水設備工事業者の指定について（第10号）	109

選 挙 長 告 示

○平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙 における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第 5 号）	109
○平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙 における立候補者の届出について（第 6 号）	109
○平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙 の第 1 選挙区において投票を行わないことについて（第 7 号）	111
○平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙 の第 2 選挙区において投票を行わないことについて（第 7 号）	111
○平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙 における選挙会の場所および日時について（第 8 号）	111

公 告

○入札参加希望者の公募について	111
○建築基準法による道路の指定について	112
○緑地協定の認可について	112
○御所野ニュータウン北第四地区土地区画整理事業の換地処分に ついて	112
○入札参加希望者の公募について	112
○入札参加希望者の公募について	113
○入札参加希望者の公募について	114
○開発行為に関する工事の完了について	115
○建築協定の変更の認可について	115
○農用地利用集積計画の策定について	116
○差押財産の公売について	116

上下水道局公告

○平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について	116
○一般競争入札の執行について	116
○一般競争入札の執行について	117

土地開発公社公告

○秋田市土地開発公社理事会の招集について（第 1 号）	119
-----------------------------	-----

条 例

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布す
る。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 1 号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 7 号を次のように改める。

(7) 駅東サービスセンター

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 2 号

秋田市公告式条例の一部を改正する条例

秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

附 則

この条例は、平成21年 5 月 7 日から施行する。

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 3 号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第48条第 1 項第 1 号および第 2 号を次のように改める。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査および同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報、同条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報ならびに同法第29条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報

(2) 統計法第24条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 4 号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条地域振興部の項第 2 号中「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

附 則

この条例は、平成21年 5 月 7 日から施行する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 5 号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

秋田市下新城地区コミュニティセンター	秋田市下新城笠岡字堰場193番地 4
秋田市豊岩地区コミュニティセンター	秋田市豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
秋田市下浜地区コミュニティセンター	秋田市下浜羽川字下野 1 番地76

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 6 号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	「 16,000円	「 ア 臨時に設置する施設における連続する 20日未満の営業の許可の申請に係る審査 2,800円 イ その他の営業の許可の申請に係る審査 16,000円
	9,600円	ア 臨時に設置する施設における連続する 20日未満の営業の許可の申請に係る審査 1,600円 イ その他の営業の許可の申請に係る審査 9,600円
	14,000円	ア 臨時に設置する施設における連続する 20日未満の営業の許可の申請に係る審査 2,500円 イ その他の営業の許可の申請に係る審査 14,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を

ここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 7 号

秋田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 項中

「内 精 神 科 神 経 内 科 呼 吸 器 科 消 化 器 科 循 環 器 科 小 児 科 外 科 整 形 外 科 脳 神 経 外 科 心 臓 血 管 外 科」	「呼 吸 器 内 科 消 化 器 ・ 代 謝 内 科 循 環 器 内 科 神 経 内 科 血 液 ・ 腎 臓 内 科 心 臓 血 管 外 科 脳 神 経 外 科 整 形 外 科 精 神 科 小 児 科」
---	--

を 外 科 に、

「放 射 線 科
病 理 診 断 科
臨 床 検 査 科
救 急 科」

に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 8 号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市立秋田北中学校、下新城小学校、金足東小学校共同調理場の項を次のように改める。

秋田市立下新城小学校等 共同調理場	秋田市下新城笠岡字佐戸反10番 地
----------------------	----------------------

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第 9 号

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「2,204人」を「2,100人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第10号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第35条第 1 項第 1 号中「(6)項」を「(6)項イ、ハおよびニ」に、「および」を「ならびに」に、「もの。」を「もの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器具に関する基準については、改正後の秋田市火災予防条例第35条第 1 項の規定にかかわらず、平成22年 4 月 1 日までの間は、なお従前の例による。

秋田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第11号

秋田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

（設置）

第 1 条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、秋田市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 本市が行う介護保険に係る第一号被保険者の介護保険料について、平成21年 4 月施行の介護報酬の改定に伴う増加分を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年 3 月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第12号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「125人」を「175人以内」に改める。

第3条中「に規定する介護扶助」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付」に改め、「いう。」の次に「又は被保険者でない40歳以上65歳未満の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を必要とする状態にある者」を加える。

第4条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号中「第38条第1項第1号」を「第39条第1項第1号」に、「2万4,000円」を「2万7,138円」に改め、同条第2号中「第38条第1項第2号」を「第39条第1項第2号」に、「2万4,000円」を「2万7,138円」に改め、同条第3号中「第38条第1項第3号」を「第39条第1項第3号」に、「3万6,000円」を「4万707円」に改め、同条第4号中「第38条第1項第4号」を「第39条第1項第4号」に、「4万8,000円」を「5万4,276円」に改め、同条第5号中「第38条第1項第5号」を「第39条第1項第5号」に、「6万円」を「5万8,619円」に改め、同条第6号中「第38条第1項第6号」を「第39条第1項第6号」に、「7万2,000円」を「6万7,845円」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 8万1,414円

第4条に次の2項を加える。

2 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イの市町村の定める額は、125万円とする。

3 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、200万円とする。

第6条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロならびに第6号ロ」に、「第38条第1項第1号から第5号」を「第39条第1項第1号から第6号」に改める。

第7条第1項中「第4条第2号」を「第4条第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第11条第1項および第2項（同条第3項および第4項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第4条第1項の規定にかかわらず、4万5,050円とする。

4 平成21年度における保険料率は、新条例第4条第1項および前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|----------------------------|----------|
| (1) 新条例第4条第1項第1号に掲げる者 | 2万6,346円 |
| (2) 新条例第4条第1項第2号に掲げる者 | 2万6,346円 |
| (3) 新条例第4条第1項第3号に掲げる者 | 3万9,519円 |
| (4) 新条例第4条第1項第4号に掲げる者 | 5万2,692円 |
| (5) 新条例第4条第1項第5号に掲げる者 | 5万6,908円 |
| (6) 新条例第4条第1項第6号に掲げる者 | 6万5,865円 |
| (7) 新条例第4条第1項第7号に掲げる者 | 7万9,038円 |
| (8) 令附則第11条第1項および第2項に規定する者 | 4万3,735円 |

5 平成22年度における保険料率は、新条例第4条第1項および附則第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- | | |
|---|----------|
| (1) 新条例第4条第1項第1号に掲げる者 | 2万6,742円 |
| (2) 新条例第4条第1項第2号に掲げる者 | 2万6,742円 |
| (3) 新条例第4条第1項第3号に掲げる者 | 4万113円 |
| (4) 新条例第4条第1項第4号に掲げる者 | 5万3,484円 |
| (5) 新条例第4条第1項第5号に掲げる者 | 5万7,763円 |
| (6) 新条例第4条第1項第6号に掲げる者 | 6万6,855円 |
| (7) 新条例第4条第1項第7号に掲げる者 | 8万226円 |
| (8) 令附則第11条第3項において準用する同条第1項および第2項に規定する者 | 4万4,392円 |

秋田州市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第13号

秋田州市税条例等の一部を改正する条例

(秋田州市税条例の一部改正)

第1条 秋田州市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を

次のように改正する。

第29条の2第3項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第30条の2第1項中「もしくは第2項」を削る。

第33条の5の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条の5の3中「(同条第2項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」を削る。

第33条の5の5第1項中「(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)」を削り、同条第2項中「および同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「(同条第2項の規定により給与所得および公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第1項」とあるのは「第33条の5の5第1項」に改める。

第37条第7項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第42条中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人もしくは公益財団法人、公的医療機関の開設者もしくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人もしくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）もしくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合もしくは健康保険組合連合会もしくは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第43条の2の次に次の1条を加える。

第43条の3 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号および第3号に、償却資産については第4号および第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合には、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目および地積ならびにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造および床面積ならびにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類および数量ならびにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第44条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

附則第6条の8中「、第15条の3又は第39条第5項」を「又は第15条の3」に、「、第15条の3もしくは第39条第5項」を「もしくは第15条の3」に改める。

附則第6条の8の2第3項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第6項中「附則第7条第7項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第6条の8の3を削る。

附則第6条の9の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第6条の10の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第6条の11を削る。

附則第7条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第7条の3中「平成18年法律第7号」附則第15条第1項を「平成21年法律第9号」附則第9条第1項に、「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、「附則第18条の3」の次に「(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条の2第1項中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第16条第3項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第16条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第18条第3項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第18条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第19条第1項および第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第21条第5項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第22条第2項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第22条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第23条の2第2項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第23条の4第2項第2号中「第27条の6第1項前段」を「第27条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得

金額ならびに附則第23条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第 5 項第 2 号中「第27条の 6 第 1 項前段」を「第27条の 6 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第23条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

（秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成20年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 3 号中「附則第21項および附則第22項」を「附則第19項および附則第20項」に改め、同項第 4 号中「第15項」を「第13項」に改め、同項第 5 号中「附則第16項から第20項まで」を「附則第14項から第18項まで」に改める。

附則第 8 項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の 1.8」に改め、同項各号を削る。

附則第11項中「（次項および附則第14項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削る。

附則第12項を削り、附則第13項を附則第12項とし、附則第14項を削り、附則第15項を附則第13項とし、附則第16項を附則第14項とする。

附則第17項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第 7 条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第 7 条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第 2 項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の 1.8」に改め、同項各号を削り、同項を附則第15項とする。

附則第18項中「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第19項中「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第20項中「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第18項とし、附則第21項を附則第19項とする。

附則第22項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を附則第20項とし、附則第23項を附則第21項とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第 6 条の 8 の 2 第 3 項の規定は、平成21年 4 月 1 日以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新築された第 1 条の規定による改正前の秋田市市税条例附則第 6 条の 8 の 2 第 3 項に規定する貸家住宅に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市条例第14号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項ただし書中「 9 万円」を「10万円」に改める。

第 6 条第 1 号中「第11条」を「第18条」に改める。

第10条第 1 項中「第18条第 1 項」を「第18条」に、「同項」を「同条」に改める。

第18条第 1 項中「 9 万円」を「10万円」に改め、同条第 2 項を削る。

附則第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 9 項および第11項から第13項までの規定中「第18条第 1 項」を「第18条」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第10号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の 6 」を「第36条の 7 」に改める。

第 8 条診療局の項内科診療部の項中「循環器内科 消化器内科・代謝科 呼吸器内科 血液・腎臓内科 神経内科」を「呼吸器内科 消化器・代謝内科 循環器内科 神経内科 血液・腎臓^{じん}内科」に、「皮膚科」を「皮膚科 肝疾患相談センター」に改め、同条診療局の項外科診療部の項中「脳神経外科 心臓血管外科」を「心臓血管外科 脳神経外科」に改め、同条診療局の項中央診療部の項中「超音波センター 内視鏡センター 健康管理センター 透析センター 放射線科 検査科 臨床病理科」を「放射線科 病理診断科 臨床検査科 超音波センター 内視鏡センター 健康管理センター 透析センター」に改め、同条診療局の項救急診療部の項中「救急集中治療室」を「救急科 集中治療室」に改め、同条診療局の項中

「がん治療支援・緩和ケアチーム」を

「がん治療支援診療部 緩和ケアチーム 外来化学療法室

がん相談支援センター

がん登録室

に

卒後臨床研修センター」
改め、同条中「看護部 外来 病棟」を「看護部」に改める。
第9条第1項総務課の項第7号および第8号を次のように改める。
(7) 法令遵守の推進に関すること。
(8) 行政改革の推進に関すること。
第9条第1項総務課の項第11号中「公益法人等」を「公益財団法人等」に改め、同条第1項人事課の項第16号中「特別職報酬等審議会」を「特別職の議員報酬等の額に関する審議会」に改める。
第10条企画調整課の項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
(5) きずなでホットしてあきた寄附金に関すること。
第10条市民相談室の項第3号中「および市民談話室」を削る。
第13条第1項介護・高齢福祉課の項中第22号を第23号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 秋田市介護従事者処遇改善臨時特例基金の管理に関すること。
第14条第1項工業労政課の項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。
(20) リフレッシュガーデンに関すること。
第14条の2農林総務課の項中第30号を削り、第31号を第30号とし、第32号から第35号までを1号ずつ繰り上げる。
第17条第1項都市総務課の項第2号中「および秋田駅東拠点地区土地区画整理事業」を削り、同条第1項建築指導課の項第10号中「および住宅金融公庫融資住宅審査」を削る。
第19条診療局の項内科診療部の項中「循環器内科、消化器内科・代謝科、呼吸器内科、血液・腎臓内科、神経内科」を「呼吸器内科、消化器・代謝内科、循環器内科、神経内科、血液・腎臓内科」に、「皮膚科」を「および皮膚科」に改め、同項の次に次のように加える。
肝疾患相談センター
(1) 肝疾患の相談に関すること。
第19条診療局の項外科診療部の項中「脳神経外科、心臓血管外科」を「心臓血管外科、脳神経外科」に、「麻酔科」を「および麻酔科」に改め、同条診療局の項中央診療部の項超音波センターの項の前に次のように加える。
放射線科
(1) 患者の診療に関すること。
(2) 科に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。
(3) その他医療に関すること。
病理診断科
(1) 病理診断に関すること。
(2) 科に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。
臨床検査科
(1) 化学、細菌およびその他医学的研究ならびに検査に関すること。
(2) 科に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。
(3) その他検査に関すること。
第19条診療局の項中央診療部の項放射線科の項、検査科の項および臨床病理科の項を削り、同条診療局の項救急診療部の項中「救急集中治療室
(1) 救急患者および集中治療に関すること。を
(2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。」

「救急科
(1) 救急患者の診療に関すること。
(2) 科に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。に
集中治療室
(1) 集中治療に関すること。
(2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。」
改め、同条診療局の項中
「がん治療支援・緩和ケアチーム
(1) がん治療の支援に関すること。
(2) 緩和ケアに関すること。を
(3) がん治療支援・緩和ケアチームに属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。」
「がん治療支援診療部
緩和ケアチーム
(1) 緩和ケアに関すること。
(2) 緩和ケアチームに属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。
外来化学療法室
(1) 化学療法に関すること。
(2) 室に属する器械、器具その他の物品の保管に関すること。に
がん相談支援センター
(1) がん治療に関する相談および支援に関すること。
がん登録室
(1) がん登録に関すること。
卒後臨床研修センター
(1) 卒後臨床研修に関すること。」
改める。
第26条の2の見出しを「(駅東サービスセンター)」に改め、同条第1項中「市民サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)」を「駅東サービスセンター」に改め、同条第2項中「のサービスセンター」を「の駅東サービスセンター」に改め、同項第1号中「(受理決定を除く。)」を削り、同項第15号中「サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。
(4) 身分に関すること。
第29条の2中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第27号までを1号ずつ繰り上げる。
第29条の4市民生活班の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第36号までを1号ずつ繰り上げ、同条産業班の項第20号中「農道整備および舗装事業に係る要望の受け付け」を「農道の修繕」に改め、同条建設班の項第5号中「整備に係る要望の受け付け等」を「維持管理」に改め、同項第6号中「に係る要望の受け付け等」を「の修繕」に改め、同項第8号中「および橋りょうの維持管理」を「の修繕」に改め、同項第9号中「整備および」を削り、同項第10号中「道路の除排雪対策」を「除雪の要望の受け付け等」に改め、同項第19号中「公園および緑地」を「公園等」に改める。
第30条の7保健総務課の項第8号中「一般販売業(卸売一般販売業を除く。))および特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号の次に次の2号を加える。
(16) 医療安全相談に関すること。
(17) 夜間休日応急診療所に関すること。
第30条の7保健予防課の項中第8号を削り、第9号を第8号と

する。

第 4 章第 4 節中第36条の 6 を第36条の 7 とし、第36条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(リフレッシュガーデンの分掌事務等)

第36条の 6 秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の規定によるリフレッシュガーデンは、商工部工業労政課に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) リフレッシュガーデンの施設の管理（指定管理者が行うものを除く。）に関すること。

第47条第 1 項の表第10号中「サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、同条第 2 項の表第 1 号の 3 中「プラザ管理室」の次に「、短期大学事務局」を加え、同表第 7 号中「サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、同表第11号の 2 中「および救急診療部」を「、救急診療部およびがん治療支援診療部」に改め、同表第11号の 3 中「病院診療局中央診療部超音波センター」を「病院診療局内科診療部肝疾患相談センター、中央診療部超音波センター」に改め、「透析センター」の次に「ならびにがん治療支援診療部がん相談支援センターならびに病院診療局卒後臨床研修センター」を加え、同表第11号の 4 中「病院診療局がん治療・緩和ケアチーム」を「病院診療局がん治療支援診療部緩和ケアチーム」に改め、同表第25号中「子ども未来センター、保育所、病院診療局の科および室」を「課所室等、病院診療局」に、「部、科、室又は所」を「局、部又は課所室等」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第30条の 7 保健総務課の項第 8 号の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第11号

秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防本部の組織等に関する規則（昭和39年秋田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(理事、消防次長および副理事)」に改め、同条第 1 項中「消防本部に」の次に「理事、」を、「置く」の次に「ことができる」を加え、同条第 2 項中「消防次長」を「理事、消防次長」に改め、同条中第 4 項を削り、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 理事および副理事は、消防長の命を受け調査、企画その他の事務を掌る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市推進本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第12号

秋田市推進本部規則の一部を改正する規則

秋田市推進本部規則（平成18年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条安全安心対策推進本部の項に次の 1 号を加える。

(5) 安全安心対策推進本部の予算経理に関すること。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第13号

秋田市地域センター規則の一部を改正する規則

秋田市地域センター規則（昭和57年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秋田市新域地域センターの項、秋田市豊岩地域センターの項および秋田市下浜地域センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第14号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「第 6 条第 1 項および第 7 条第 2 項」を「第11条第 1 項および第12条第 2 項」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第17条」を「第24条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第15号

秋田市職員の細職名に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の細職名に関する規則（昭和56年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第30号までを 1 号ずつ繰り上げ、第31号を削り、第32号を第30号とし、第33号から第36号までを 2 号ずつ繰り上げ、第37号を削り、第38号を第35号とし、第39号から第41号までを 3 号ずつ繰り上げ、第 42 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）
- 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 1 級の項中「、歯科技工士又はあん摩マッサージ指圧師」を「又は歯科技工士」に改める。
別表第 8 あん摩マッサージ指圧師の項を削り、同表の備考中「、歯科技工士およびあん摩マッサージ指圧師」を「および歯科技工士」に改める。
別表第14あん摩マッサージ指圧師の項を削る。
（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）
- 3 給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 号中「、あん摩マッサージ指圧師」を削る。

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第16号

秋田市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

秋田市職員被服貸与規則（昭和29年秋田市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表守衛の項を削り、同表市民サービスセンター、母子生活支援施設および保育所の職員（女性）の項中「市民サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第17号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第64条第 1 号中「共済費」の次に「、賃金」を加える。

第85条第 3 項中「、郵便貯金銀行以外の収納代理金融機関および指定金融機関と為替取引契約又は口座振替契約を締結している」を「と為替取引のある」に改める。

第193条第 6 号および第206条（見出しを含む。）中「である土地」を削る。

別表第 1 の 2 中

「職員手当等 退職手当および児童手当以外のもの」を

「職員手当等」に

改める。

別表第 2 の 4 中

「使用料及び賃借料 自動車借上料のうちタクシー借上料 下水道使用料、工業用水使用料およびこれらに準ずるもの」を

	会場借上料
	その他後納契約によるもの

使用料及び賃借料	自動車借上料のうちタクシー借上料
	下水道使用料、工業用水使用料およびこれらに準ずるもの
	会場借上料
	その他後納契約によるもの
償還金、利子及び割引料	市債元金償還金
	市債利子償還金

に

改める。

別表第 2 の 5 および別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 の 5（第57条関係）

支出負担行為の整理区分表

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1 報酬	支出を決定するとき。	支出しようとする額	関係書類
2 給料			
3 職員手当等			
4 共済費			
5 災害補償金			
6 恩給及び退職年金			
7 賃金			
8 報償費	交付又は支出を決定するとき。	交付し、又は支出しようとする額	関係書類
9 旅費	支出を決定するとき。	支出しようとする額	関係書類
10 交際費	交付又は支出を決定するとき。	交付し、又は支出しようとする額	関係書類
11 需用費	契約を締結するとき。	契約金額	契約書、請書又は見積書（以下「契約書等」という。）その他関係書類
12 役務費			
13 委託料			
14 使用料及び賃借料	契約を締結するとき。	契約金額	契約書等
15 工事請負費	契約を締結するとき。	契約金額	契約書等その他関係書類
16 原材料費	契約を締結するとき。	契約金額	契約書等
17 公有財産購入費	契約を締結するとき。	契約金額	契約書等その他関係書類
18 備品購入費			
19 負担金、補助及び交付金	指令又は支出を決定するとき。	指令金額	指令書の写しその他支出すべき根拠を証明する書類

20 扶助費	交付又は支出を決定するとき。	交付し、又は支出しようとする額	関係書類
21 貸付金	貸付けを決定するとき。	貸付けを要する額	契約書その他関係書類
22 補償・補填及び賠償金	支出を決定するとき。	支出しようとする額	契約書等その他関係書類
23 償還金、利子及び割引料	支出を決定するとき。	支出しようとする額	関係書類
24 投資及び出資金	出資又は払込みを決定するとき。	出資又は払込みを要する額	申請書その他関係書類
25 積立金	積立を決定するとき。	積立しようとする額	関係書類
26 寄附金	寄附を決定するとき。	寄附しようとする額	寄附申込書
27 公課費	支出を決定するとき。	支出しようとする額	公課令書の写し
28 繰出金	繰出又は支出を決定するとき。	繰出しし、又は支出しようとする額	関係書類

備考

- 1 支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行う場合の支出負担行為として整理する時期は、この表の規定にかかわらず、需用費および役務費にあっては請求のあったとき又は支出の決定をするときとし、委託料、使用料及び賃借料、原材料費および負担金、補助及び交付金にあっては請求のあったときとする。
- 2 支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行う場合の支出負担行為の範囲は、この表の規定にかかわらず、需用費および役務費にあっては請求のあった額又は支出しようとする額とし、委託料、使用料及び賃借料、原材料費および負担金、補助及び交付金にあっては請求のあった額とする。
- 3 支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行う場合の支出負担行為に必要な主な書類は、この表の規定にかかわらず、請求書又は支出調書とする。
- 4 支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行うことができる経費であって、出納整理期間内でなければ支出することができないものについては、当該年度内に支出負担行為を整理しなければならない。
- 5 報償費又は交際費により物品を購入するときは、需用費の例によるものとする。

別表第3（第57条関係）

支出負担行為の整理区分表

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
1 資金前渡	資金の前渡をするとき。	資金の前渡を要する額	関係書類
2 繰替払	繰替払金額	繰替補てん	公金繰替通

	の補てんをするとき。	を要する額	知書又は繰替使用する経費の算出の基礎を明らかにした書類
3 過年度支出	過年度支出をするとき。	過年度支出を要する額	請求書その他関係書類
4 繰越	繰越しをした経費のうち、前年度において支出負担行為が行われたものについては、当該繰越分に係る歳出予算の配当のあったとき。	繰越しをした金額の範囲内の額	契約書等その他関係書類
5 過誤払金等の戻入	戻入をするとき。	戻入を要する額	内訳書
6 債務負担行為	債務負担行為を行うとき。	債務負担行為を要する額	関係書類
7 継続費	契約を締結するとき。	契約金額	関係書類

備考

- 1 支出負担行為の手續と支出命令の手續とを併せて行う場合の支出負担行為に必要な主な書類は、この表の規定にかかわらず、資金前渡にあっては、請求書とする。
- 2 繰越しをした経費のうち、前年度において支出負担行為が行われていないものについては、別表第2の5に定めるところによる。
- 3 複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為の各年度の支出負担行為として整理する時期は、当該経費の支出決定のときとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第18号

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則

秋田市薬事法施行細則（平成9年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「管理薬剤師」を「店舗管理者」に改め、同条第1項中「第27条」を「第28条第3項ただし書」に、「一般販売業の業務を管理する薬剤師」を「店舗管理者」に改め、「場所で」の次に「店舗の管理その他」を加え、「一般販売業管理者兼務許可申請書」を「店舗管理者兼務許可申請書（様式第1号）」に改め、同条第2項中「一般販売業管理者の兼務許可証（別記様

式)」を「店舗管理者兼務許可証（様式第2号）」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

店舗管理者兼務許可申請書		
年 月 日		
（あて先）秋田市長		
申請者 住 所 氏 名 印 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）		
店舗管理者の兼務の許可を受けたいので、薬事法第28条第3項ただし書の規定により、次のとおり申請します。		
管理する（している）店舗	名 称	
	所 在 地	
申請する兼務先の店舗等	名 称	
	所 在 地	
兼 務 す る 業 務 の 内 容		

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号（第2条関係）

店舗管理者兼務許可証		
秋田市指令第	号	
		年 月 日
様		
秋田市長		印
年 月 日付けで申請のあった店舗管理者の兼務については、薬事法第28条第3項ただし書の規定により、次のとおり許可する。		
兼 務 先 の 店 舗 等	名 称	
	所 在 地	
兼 務 す る 業 務 の 内 容		
備	考	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第3条第1項の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされたものについては、平成24年 5 月31日までの間は、改正前の秋田市薬事法施行細則第2条および別記様式の規定は、なおその効力を有する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第19号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成 9 年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 項第 1 号中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同項第 2 号中「第27条において準用する法第 7 条第 3 項」を「第28条第 3 項ただし書」に、「一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）の店舗の管理」を「店舗販売業の店舗の管理その他薬事に関する実務の従事」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「一般販売業又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同項第10号中「一般販売業および特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第11号中「第72条の 2」を「第72条の 2 第 1 項」に、「一般販売業」を「店舗販売業」に、「薬剤師の増員命令」を「業務体制の整備命令」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第12号中「一般販売業および特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号中「一般販売業の許可又は特例販売業」を「店舗販売業」に改め、同号を同項第12号とする。

附 則

この規則は、平成21年 6 月 1 日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第20号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民サービスセンターの項中「市民サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、同表に次のように加える。

秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号
-----------------	---------------

第 4 条の表市民サービスセンターの項中「市民サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、同表に次のように加える。

秋田市西部市民サービスセンター	午前 9 時から 午後 7 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで
-----------------	----------------------	----------------------

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表に次のように加える改正規定および第 4 条の表に次のように加える改正規定は、同年 5 月 7 日から施行する。

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第21号

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中心企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「平成21年 3 月31日」を「平成22年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第22号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市民サービスセンターの項中「市民サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第23号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「33人」を「32人」に改め、同項第 7 号中「1,749人」を「1,646人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第24号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「25」を「30」に改める。

第 7 条の表中「24,000円」を「27,138円」に、「36,000円」を「40,707円」に、「48,000円」を「54,276円」に、「60,000円」を「67,845円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（平成21年度および平成22年度における保険料の減免の特例）
- 平成21年度の保険料の減免について改正後の秋田市介護保険条例施行規則（以下「新規則」という。）第 7 条の規定を適用する場合においては、同条の表中「27,138円」とあるのは「26,346円」と、「40,707円」とあるのは「39,519円」と、「54,276円」とあるのは「52,692円」と、「67,845円」とあるのは「65,865円」とする。
- 平成22年度の保険料の減免について新規則第 7 条の規定を適用する場合においては、同条の表中「27,138円」とあるのは「26,742円」と、「40,707円」とあるのは「40,113円」と、「54,276円」とあるのは「53,484円」と、「67,845円」とあるのは「66,855円」とする。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市規則第25号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考の 1 中「第314条の 7 および同法附則第 5 条第 3 項」を「附則第 5 条第 3 項および同法附則第 5 条の 4 第 6 項ならびに地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 7 」、「同法第 323条」を「地方税法第323条」に改め、同表の備考の 2 の(1)中「所得税法」の次に「第78条第 2 項第 1 号、」を加え、同表の備考の 2 の(2)中「および第 2 項、第41条の 2、」を「から第 3 項まで、第41条の 2、第41条の 3 の 2 第 4 項および第 5 項ならびに」に改め、「ならびに」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第 5 条の規定による改正前の租税特別措置法」を加え、同表の備考の 5 中「の規定にかかわらず、」を「に基づき算定した徴収金額（備考の 4 の規定の適用を受ける世帯にあっては、備考の 4 の規定に基づき算定した徴収金額）に」に、「より計算して」を「掲げる数を乗じて」に改め、同表の備考の 5 の表を次のように改める。

第 1 欄	第 2 欄
ア 保育所等、幼稚園、特別支援学校幼稚部又は	

認定こども園に入所し、もしくは入園し、又は児童デイサービスを利用している就学前の児童（該当する児童が 2 人以上の場合は、そのうち最年長のもの 1 人とする。）

1

イ 保育所等、幼稚園、特別支援学校幼稚部又は認定こども園に入所し、もしくは入園し、又は児童デイサービスを利用している就学前の児童（アに該当する児童を除く。）（該当する児童が 2 人以上の場合は、そのうち最年長のもの 1 人とする。）

0.5

ウ 保育所等、幼稚園、特別支援学校幼稚部又は認定こども園に入所し、もしくは入園し、又は児童デイサービスを利用している就学前の児童（アおよびイに該当する児童を除く。）

0

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の秋田市保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の備考の 1 の規定は、平成20年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成19年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表第 1 の備考の 2 の規定は、平成20年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平成19年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 改正後の規則別表第 1 の備考の 5 の規定は、平成21年 4 月分の徴収金額から適用し、同年 3 月分までの徴収金額については、なお従前の例による。

教 委 規 則

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第 1 号

秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会公告式規則（昭和31年秋田市教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成21年 5 月 7 日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第 2 号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項総務課の項第13号中「義務教育保護者負担経費調査連絡会」を「義務教育保護者負担経費調査会」に改め、同条第1項学事課の項第4号中「指定統計」を「基幹統計」に改め、同条第1項スポーツ振興課の項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 北野田公園内の体育施設に関すること。

(13) 北野田公園の管理に関すること。

第27条第3項中「第6号」を「第7号」に、「第1項の表第7号から第9号まで」を「第1項の表第8号から第10号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第3号

秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する規則

秋田市心身障害児就学指導委員会規則（昭和50年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「専門の」を「、専門の」に、「おく」を「置く」に改め、同条第2項中「秋田市教育委員会教育長」を「秋田市教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第4号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第5号

秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立小、中学校管理規則（昭和32年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第13

条」を「第20条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（学校評価）

第3条の3 校長は、学校教育法施行規則第68条（同令第79条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、4月末日までに前年度における学校評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第7条の2中「学校保健法第12条」を「学校保健安全法第19条」に改め、同条第2号中「及び」を「および」に改める。

第15条第1項中「市町村学校職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校職員の給与等に関する条例」に、「第28条の7」を「第28条の6」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第6号

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則（平成11年秋田市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第4条中「施行規則」を「、施行規則」に、「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「。以下「保健法」という。）第13条」を「第20条」に改める。

第5条中「保健法第12条」を「学校保健安全法第19条」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 学校評価

（学校評価）

第5条の2 校長は、施行規則第79条又は第104条第1項において準用する施行規則第68条の規定に基づき、4月末日までに前年度における学校評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第11条第1項中「の各号」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 市費負担職員の職は、次の表のとおりとする。

番号	左 欄	右 欄
1	事務長	校長の監督を受けて、庶務および会計を統括し、他の事務職員等を監督する。
2	参事	上司の命を受けて、調査、企画その他の
3	副参事	事務を掌る。
4	主席主査	上司の命を受けて、学校の重要な事務の一部を分担処理する。

5	主査	上司の命を受けて、学校の事務の一部を分担処理する。
6	主事	上司の命を受けて、事務を掌る。
7	技師	上司の命を受けて、生徒の養護を掌る。
8	技能主任	上司の命を受けて、学校の業務の一部を分担処理する。
9	技能員	上司の指定する事務および技術に関する特定の業務を処理する。
10	技能主事	上司の命を受けて、技能、経験を要する作業的業務を処理する。
11	技能技師	

第11条第1項第2号を削り、同項第3号中「および」を「及び」に改め、同号を同項第2号とする。

第12条第1項第9号中「保健法第13条」を「学校保健安全法第20条」に改める。

第19条第1項中「市町村学校職員の給与等に関する条例」を「市町村立学校職員の給与等に関する条例」に、「第28条の7」を「第28条の6」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条、第11条および第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第7号

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則
秋田市立秋田商業高等学校管理規則（平成3年秋田市教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 学校評価

（学校評価）

第2条の2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第104条第1項において準用する同令第68条の規定に基づき、4月末日までに前年度における学校評価の結果を教育委員会に報告するものとする。

2 前項に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第15条第3項中

6	技能主事	上司の命を受けて、技能、経験を要する作業的業務を処理する。
7	技能技師	

を

6	技能員	上司の指定する事務および技術に関する特定の業務を処理する。
7	技能主事	上司の命を受けて、技能、経験を要する作業的業務を処理する。
8	技能技師	

に

改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第8号

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する規則

秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則（平成3年秋田市教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 学校評価

（学校評価）

第2条の2 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第189条において準用する同令第68条の規定に基づき、4月末日までに前年度における学校評価の結果を報告するものとする。

2 前項の規定に基づく報告は、学長および教育委員会に対して行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、学校評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第9号

秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市児童館管理運営規則（昭和52年秋田市教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（秋田市川尻児童センター（以下「川尻児童センター」という。）を除く。）の開館時間は」を「の開館時間は、次項に定めるものを除き」に改め、同条第2項中「川尻児童センター」を「秋田市旭南児童館および秋田市川尻児童センター」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 次の表の左欄に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる小学校の開校記念日（日曜日を除く。）

左 欄	右 欄
秋田市旭南児童館	秋田市立旭南小学校
秋田市川尻児童センター	秋田市立川尻小学校

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

秋田市北野田公園体育施設管理運営規則をここに公布する。
平成21年 3 月17日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教委規則第10号

秋田市北野田公園体育施設管理運営規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北野田公園内のアリーナ（会議室を含む。以下同じ。）およびテニスコート（以下「体育施設」という。）

の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用期間および使用時間）

第2条 体育施設の使用期間および使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

施 設 名	使用期間	使 用 時 間
アリーナ	1月4日から 12月28日まで	午前9時から午後9時まで
テニスコート	4月1日から 11月30日まで	午前9時から午後5時まで (照明設備を設置した施設 については、午後9時まで)

備考 この表の規定にかかわらず、テニスコート（照明設備を設置した施設を除く。）の使用時間については、日没の時刻に応じ、午後4時から午後7時までの間で、短縮し、又は延長することができる。

（使用の手続）

第3条 体育施設を使用しようとする者は、使用許可申請書を教育委員会に提出し、使用料の納付と同時に使用許可書の交付を受け、使用の際これを職員に提示しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用の中止等の届出）

第4条 体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（使用の制限等）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の施設又はその附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が使用させることを不適当と認めるとき。

（原状回復等）

第6条 使用者は、前条の規定により使用を停止され、もしくは使用の許可を取り消されたとき、又は体育施設の施設もしくはその附属設備を損傷し、もしくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた箇所以外に立ち入らないこと。
 - (2) 器具、備品等は、職員の許可を受けた後これを搬出するものとし、その使用が終わったときは、直ちに清掃して指定の場所に返納し、職員の点検を受けること。
 - (3) 体育施設の使用後は、清掃および整理整頓をし、職員の点検を受けること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。
- （職員の立入り）

第8条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用施設にその職員を立ち入らせ、必要な指示を与えることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前になされた同日以後の体育施設の使用に係る第3条の規定による許可に相当する行為は、同条の規定によりなされたものとみなす。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第1号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項お客様センターの項第1号を次のように改める。

(1) 総合的な相談の受付および局内の調整に関すること。

第3条第1項お客様センターの項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 初期調査に関すること。

第3条第1項給排水課の項に次の1号を加える。

(5) 給水装置および排水設備に係る相談受付ならびに調査に関すること。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局文書取扱規程（昭和57年秋田市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電磁的方式」を「磁気的方式」に改め、同条第3号中「普及推進室」を「普及促進室」に改める。

第9条中「文書は」を「文書（以下「特殊文書」という。）は」に改める。

第10条第1項第2号中「前条各号に該当する」を「特殊文書である」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の電磁的記録の内容が課等において供覧又は回覧により処理することができる認められるものについては、当該電磁的記録の紙への出力および収受を省略することができる。

第13条第2項第3号中「課」を「課等」に改める。

第14条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の

次に次の 1 項を加える。

2 特殊文書は、文書記号の後に「特」の文字を付するものとする。

第24条第 1 項第 1 号ア中「規程訓令、令達および」を「規程、訓令および令達ならびに」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第 3 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項中「別表第 6」を「別表第 5」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
秋田市上下水道局管理規程第 4 号

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「経過したもの内」を「経過したものうち、」に改め、同条第 2 号中「完納者であること。」を「滞納がないこと。」に改める。

第 5 条第 1 号中「別に定める用途に供される建築物（貸家、アパート等をいう。以下同じ。）」を「貸家、アパート等」に改め、同条第 2 号中「別に定める用途に供される建築物」を「貸家、アパート等」に改める。

第 6 条中「2 万円（別に定める用途に供される建築物において、資金の融資あっせんを受けずに既設のくみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を水洗便所に改造する工事を施工する者には、1 戸 2 万円とし、10万円を限度とする。）とする。」を「1 戸 2 万円とし、1 戸 1 件とする。ただし、貸家、アパート等で、改造しようとするくみ取便所又は浄化槽の数が 2 以上ある場合は、当該くみ取便所又は浄化槽 1 につき 2 万円とし、10万円を限度とする。」に改める。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条市民サービスセンター所長専決事項の項中「市民サービスセンター所長専決事項」を「駅東サービスセンター所長専決事項」に改め、同条介護・高齢福祉課長専決事項の項の次に次のように加える。

保健総務課長専決事項

(1) 夜間休日応急診療所の管理に関すること。

第11条保健予防課長専決事項の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条工業労政課長専決事項の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) リフレッシュガーデンの管理に関すること。

第11条農林総務課長専決事項の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とし、同条農業農村振興課長専決事項の項第 1 号中「雄和市民農園」を「市民農園」に改める。

第12条の次に次の 1 条を加える。

（会計管理者専決事項）

第12条の 2 会計管理者は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 所属職員（課長（相当職を含む。）の職にある者をいう。）の出張および休暇に関すること。

別表第 2 の 1 の表中備考の 6 を備考の 7 とし、備考の 5 を備考の 6 とし、備考の 4 を備考の 5 とし、備考の 3 を備考の 4 とし、備考の 2 の次に次のように加える。

3 科目を分割して支出負担行為の手続をする場合の専決区分は、当該分割がないものとした場合の支出負担行為書の金額による。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

1 級	1 守衛等の監視、警備等の職務 2 工務員、庁務員、校務員等の職務 3 運転士等の職務 4 ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する職員の職務 5 電話交換手の職務 6 調理師、調理員等の家政的業務に従事する
-----	---

を

	職員の職務
7	助手等の補助的業務に従事する職員の職務
8	1 から 7 までに準ずる技能労務的業務に従事する職員の職務

1 級	1 工務員、庁務員、校務員等の職務
	2 運転士等の職務
	3 ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する職員の職務
	4 電話交換手の職務
	5 調理師、調理員等の家政的業務に従事する職員の職務
	6 1 から 5 までに準ずる技能労務的業務に従事する職員の職務

4 級	1 技能主査の職務
	2 技能主任の職務

4 級	1 技能主査の職務
	2 技能主任の職務
	3 高度の技能又は経験に基づき特に困難な業務を行う職務

改める。

別表第 3 中「、守衛」を削り、「、校務員および助手」を「および校務員」に改める。

別表第 4 の(1)の表中「校務員、助手等」を「校務員等」に改め、「守衛、」を削る。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令(平成18年秋田市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「(以下「施行日」という。)」を削る。

附則第 4 項を削る。

附則第 5 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を附則第 4 項とする。

(秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正に伴う経過措置)

- この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、前項の規定による改正前の秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令附則第 4 項の規定の適用を受けていた職員の施行日における職務の級は、4 級とする。

秋田市訓令第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市本庁、支所等相互間の戸籍事務取扱規程(昭和29年秋田市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「市民サービスセンター」を「駅東サービスセンター」に改め、「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条から第 3 条までの改正規定(「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える部分に限る。)は、同年 5 月 7 日から施行する。

秋田市訓令第 6 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第 9 号)の一部を次のように改正する。

別表の表第 5 号および第12号中「市民サービスセンター所長」を「駅東サービスセンター所長」に改め、同表第14号中

木印	戸籍、住民基本台帳、外国人登録および葬祭関係文書、死体(胎)埋(火)葬許可証、印鑑登録証明書ならびに身分証明書	市民課長 各支所長 市民サービスセンター所長 御野場地域センター所長 各市民センター所長 各連絡所長	3 各 2 1 1 各 1 各 1
金属		市民課長 各支所長 市民サービスセンター所長 河辺市民センター所長	1 各 1 1 1
樹脂		雄和市民センター所長	1

木印	戸籍、住民基本台帳、外国人登録および葬祭関係文書、死体(胎)埋(火)葬許可証、印鑑登録証明書ならびに身分証明書	市民課長 各支所長 駅東サービスセンター所長 御野場地域センター所長 各市民センター所長 各連絡所長	3 各 2 1 1 各 1 各 1
----	---	---	----------------------------------

改め、同表第16号中「市民サービスセンター所長」を「駅東サービスセンター所長」に改め、同表第25号中

市民課長 各支所長 各市民センター所長	2 各 1 各 1
---------------------------	-----------------

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

に

改め、同表第27号中

木印	市長職務代理者名 をもって発する文 書	文書法制課長	2
		市民税課長	1
		生活総務課長	1
		市民課長	2
		介護・高齢福祉課長	1
		市立秋田総合病院総務 課長	1
		各支所長	各 1
		市民サービスセンター 所長	1
		御野場地域センター所 長	1
		市場管理室長	1
		各市民センター所長	各 2
		各連絡所長	各 2
金属		市民課長	1
		各支所長	各 1
		市民サービスセンター 所長	1
		河辺市民センター所長	1
樹脂		雄和市民センター所長	1

を

木印	市長職務代理者名 をもって発する文 書	文書法制課長	2
		市民税課長	1
		生活総務課長	1
		市民課長	2
		介護・高齢福祉課長	1
		市立秋田総合病院総務 課長	1
		各支所長	各 1
		駅東サービスセンター 所長	1
		御野場地域センター所 長	1
		市場管理室長	1
		各市民センター所長	各 2
		各連絡所長	各 2

に

改め、同表第29号中「市民サービスセンター所長」を「駅東サービスセンター所長」に改め、同表第30号中

市民課長	2
各支所長	各 1
各市民センター所長	各 1

を

市民課長	1
各支所長	各 1
駅東サービスセンター所長	1
各市民センター所長	各 1

に

改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第 1 号

秋 田 市 議 会 事 務 局

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月 4 日

秋田市議会議長 加 賀 谷 正 美

秋田市議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市議会事務局処務規程（昭和53年秋田市議会訓令 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条議事課の項第 1 号中「各協議会等」を「全員協議会等」に改める。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項の電磁的記録の内容が事務局において供覧又は回覧により処理することができると認められるものについては、当該電磁的記録の紙への出力および収受を省略することができる。この場合における当該供覧又は回覧の手続については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第 1 号

教 育 委 員 会

関 係 各 所

秋田市学校教育研究推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月26日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市学校教育研究推進委員会規程の一部を改正する訓令

秋田市学校教育研究推進委員会規程（昭和47年秋田市教委訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員会は」を「委員会は、」に改め、同条第 2 項中「教職員」を「、教職員」に、「つど教育長」を「都度教育委員会」に改め、同条第 3 項中「前条」を「、前条」に改め、同条第 4 項中「前項」を「、前項」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

秋田市教委訓令第 2 号

教 育 委 員 会

関 係 各 所

秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月26日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

秋田市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会文書取扱規程（昭和61年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電磁的方式」を「磁気的方式」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）総合行政ネットワーク 国および地方公共団体ならびに地方公共団体相互を専用の通信回線で接続した情報通信ネットワークをいう。

第9条中「文書は」を「文書（以下「特殊文書」という。）は」に改める。

第10条第1項第2号中「前条各号に該当する」を「特殊文書である」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の電磁的記録の内容が課等において供覧又は回覧により処理することができると認められるものについては、当該電磁的記録の紙への出力および収受を省略することができる。

第14条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特殊文書は、文書記号の後に「特」の文字を付するものとする。

第22条第3項中「又は」を「、総合行政ネットワーク、」に改める。

第24条第1項第1号ア中「、令達および」を「および達ならびに」に改め、同号ウ中「訴訟等」を「訴訟その他争訟」に改める。

第29条第1項中「（以下「歴史資料」という。）」を削り、「保存しなければ」を「保存し、歴史資料として取り扱わなければ」に改め、同条第2項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第11条関係）



附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による収受印は、当分の間、これを使用することができる。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年 3 月26日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

被貸与者 範囲		現場の監 督・作業 に従事す る職員	総務課の 職員	お客様セ ンター、 給排水課 および普 及促進室 の職員	左記以外 の女性職 員
貸与品目					
作業服	上下	3 ※(1)	4 (1)	3 ※(1)	
	下	3 ※(1)			
	長袖シャ ツ	3 ※(1)	4 (1)	3 ※(1)	
	半袖シャ ツ	2 (2)	4 (1)	2 ※(1)	
	夏用下	2 ※(1)	4 (1)	2 ※(1)	
雨衣上下		3 (1)		3 (1)	
防寒衣	上下	3 (1)		3 (1)	
	上		4 (1)		
安全靴		3 (1)			
ゴム長靴		2 (1)	5 (1)	2 (1)	
防寒長靴		3 (1)		3 (1)	
ズック靴		2 (1)	5 (1)	1 (1)	
帽子		4 (1)	5 (1)	4 (1)	
事務服					3 ※(1)
夏衣					3 ※(1)

備考

- 数字は年数、（ ）内は数量を表す。
- 新たに職員となった者については、職員となった初年度に限り、※印のある欄に係る数量を2とする。
- 現場の監督・作業に従事する職員のうち、維持管理課の下水道維持係および下水道設備係、下水道建設課ならびに下水道施設課に勤務する職員以外の職員に対しては、この表の規定にかかわらず、安全靴を貸与しない。

- 4 お客様センター、給排水課および普及促進室の職員のうち、お客様センターおよび普及促進室の外勤を主とする職員以外の職員に対しては、この表の規定にかかわらず、防寒長靴を貸与しない。

附 則

この訓令は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

告 示

秋田市告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年 3 月 2 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

出納員から現金取扱員への再委任

委 任 す る 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
加賀谷 誠	湯沢 尚次	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務
加賀谷 誠	渡辺長太郎	市立体育館および附属地の使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月 3 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画火葬場 第 1 号秋田市斎場
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市外旭川字山崎
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 4 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
福島町内会
- 2 認可年月日
平成 9 年 5 月27日
- 3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 堀 井 盛千代

秋田市仁井田福島二丁目 7 番40号

変更後 堀 井 静 秋

秋田市仁井田福島二丁目 6 番16号

4 変更年月日

平成18年 2 月 5 日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第42号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 3 月 4 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第43号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 9 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公の施設の名称
秋田市河辺戸島ふさとセンター
- 2 指定管理者
戸島町内会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成19年 3 月19日
- 4 変更があった事項およびその内容
主たる事務所の所在地
- 変更前 秋田市河辺戸島字本町266番地 2
- 変更後 秋田市河辺戸島字本町85

代表者の氏名

変更前 鈴 木 弘 道

変更後 加賀谷 芳 春

5 変更年月日

平成21年 1 月25日

6 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 9 日

秋田市長職務代理者

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
41233	土 崎 駅前線	秋田市土崎港中央六丁目375番11地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先

- 2 供用開始の期日
平成21年 3 月11日
- 3 縦覧期間
平成21年 3 月11日から
平成21年 3 月14日まで

秋田市告示第50号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月11日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4 台
- (2) 撤去し、保管した年月日
平成21年 2 月16日から平成21年 2 月28日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年 3 月25日から平成21年 9 月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
- 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
- この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
- 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月11日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社友愛ビルサービス

代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、アトリオン広場地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月11日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の所在地および氏名

秋田市山王三丁目 1 番 7 号

株式会社友愛ビルサービス

代表取締役 小 畑 悟

秋田市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月11日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月11日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 昭 一

秋田市告示第55号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 3 月12日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

- 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、平成21年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年 3 月13日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 縦覧期間 平成21年 4 月 1 日から平成21年 6 月 1 日まで
（ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。）
- 2 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
- 3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課 河辺市民センター 雄和市民センター	土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第57号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定に基づき、公開による意見の聴取を次のとおり行うので、秋田市建築関係公開意見聴取規則（昭和40年秋田市規則第24号）第2条の規定により告示する。

平成21年 3 月13日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 意見の聴取の日時
平成21年 3 月18日(水) 午後 1 時30分から
- 2 意見の聴取の場所
秋田市山王一丁目 3 番25号 秋田市職員研修棟第 4 研修室
- 3 意見の聴取をしようとする事項
秋田市桜ガ丘町内会会長小林喜徳から申請された秋田市「ハイタウン桜」団地建築協定の変更認可申請を認可した場合に支障があるかどうかについて

秋田市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年 3 月16日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
沖村自治会
- 2 認可年月日
平成14年 5 月29日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 堀 井 進
秋田市雄和田草川字沖村119番地
変更後 堀 井 良 美
秋田市雄和田草川字沖村42番地

- 4 変更年月日
平成21年 3 月 1 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第158条第1項の規定に基づき、一部有料公園施設の施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月18日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地の 1
財団法人秋田市総合振興公社
理事長 佐 藤 英 實
- 2 委託期間
平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで
- 3 有料公園施設の種類又は名称
(1) 雄物川河川緑地野球場
(2) 雄物川河川緑地テニスコート
(3) 一つ森公園コミュニティ体育館アリーナ
(4) 一つ森公園弓道場

秋田市告示第60号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 3 月18日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度市税督促状
平成19年度市税督促状
平成20年度市税督促状

秋田市告示第61号

次の配当計算書は、本人の住所又は居所が不明により送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、配当計算書は財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 3 月18日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市大町一丁目 7 番35号 メゾンドフロリール102号
成 田 良 秋
- 2 送達する書類名
配当計算書 1 通

秋田市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月19日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 受託人の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番2号

社団法人 秋田市シルバー人材センター

理事長 小 貫 勇治郎

2 委託期間

平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市告示第63号

秋田市リフレッシュガーデンの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成21年 3 月19日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 施設名

秋田市リフレッシュガーデン

2 指定管理者

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1

財団法人秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 英 実

3 指定の期間

平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日

秋田市告示第64号

平成21年 3 月17日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月19日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 本籍、住所、氏名

不詳

2 性別

男性

3 人相、体格、特徴等

身長170センチやせ形、灰色のポロシャツ（レガッタクラブのロゴ入り）を着衣

4 発見年月日

平成21年 3 月11日

5 死亡場所又は発見場所

秋田市旭南一丁目地内のアパート内

6 死亡年月日

平成21年 3 月11日

7 処置

平成21年 3 月13日まで秋田中央警察署で調査したが、身元が

判明しないため、平成21年 3 月17日に死体を引き取り、同日午後12時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話番号 018-866-2090

秋田市告示第65号

平成21年 3 月18日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月19日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 本籍、住所、氏名

不詳

2 性別

男性

3 人相、体格、特徴等

身長171.5cm、中肉、年齢60歳位、黒色帽子、ベージュ色ハーフコート、灰色ジャケット、ジーンズ、黒色カジュアルシューズ（サイズ26.5cm）。

4 発見年月日

平成21年 3 月12日

5 死亡場所又は発見場所

秋田市河辺松測字松測地内式田橋南端から南西約700メートルの岩見川左岸の雑木林内

6 死亡年月日

平成21年 3 月上旬頃

7 処置

平成21年 3 月16日まで秋田東警察署で調査したが、身元が判明しないため、平成21年 3 月18日に死体を引き取り、平成21年 3 月18日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話番号 018-866-2090

秋田市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、地域総合整備資金貸付金の平成20年度の貸付に係る償還金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 委託先

住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号

法 人 名 財団法人 地域総合整備財団

代表者名 理事長 嶋 津 昭

秋田市告示第67号

平成21年 3 月 9 日の「平成21年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,827,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算

補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 5 条 市債の補正は、「第 5 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 46,945,091	千円 8,425	千円 46,953,516
	1 市民税	21,086,937	111,830	21,198,767
	2 固定資産税	21,964,556	△101,444	21,863,112
	3 軽自動車税	444,919	5,000	449,919
	4 市たばこ税	2,052,242	△32,168	2,020,074
	7 入湯税	32,053	△2,158	29,895
	8 事業所税	1,354,389	27,365	1,381,754
2 地方譲与税		1,174,955	622	1,175,577
	1 自動車重量譲与税	813,176	37,107	850,283
	2 地方道路譲与税	288,724	△23,919	264,805
	3 特別とん譲与税	30,618	△6,912	23,706
	4 航空機燃料譲与税	42,437	△5,654	36,783
3 利子割交付金		178,392	△2,190	176,202
	1 利子割交付金	178,392	△2,190	176,202
4 配当割交付金		151,971	△124,823	27,148
	1 配当割交付金	151,971	△124,823	27,148
5 株式等譲渡所得割交付金		37,328	△28,705	8,623
	1 株式等譲渡所得割交付金	37,328	△28,705	8,623

6 地方消費税交付金		3,198,079	△272,492	2,925,587
	1 地方消費税交付金	3,198,079	△272,492	2,925,587
8 自動車取得税交付金		282,201	8,927	291,128
	1 自動車取得税交付金	282,201	8,927	291,128
10 地方特例交付金		491,582	71,366	562,948
	1 地方特例交付金	333,539	57,854	391,393
	3 地方税等減収補てん臨時交付金	0	13,512	13,512
11 地方交付税		20,266,213	177,242	20,443,455
	1 地方交付税	20,266,213	177,242	20,443,455
13 分担金及び負担金		1,078,103	△43	1,078,060
	2 負担金	1,077,316	△43	1,077,273
15 国庫支出金		13,663,217	63,998	13,727,215
	1 国庫負担金	9,760,926	143,290	9,904,216
	2 国庫補助金	3,809,114	△79,292	3,729,822
16 県支出金		5,276,649	△74,815	5,201,834
	1 県負担金	2,460,756	△66,838	2,393,918
	2 県補助金	2,123,144	△102,178	2,020,966
	3 委託金	692,749	94,201	786,950
17 財産収入		347,907	85,875	433,782
	1 財産運用収入	323,199	5,854	329,053
	2 財産売払収入	24,708	80,021	104,729
18 寄附金		1	3,609	3,610
	1 寄附金	1	3,609	3,610
19 繰入金		2,340,223	230,060	2,570,283
	1 特別会計繰入金	93,527	230,060	323,587
21 諸収入		6,035,695	15,467	6,051,162
	3 貸付金元利収入	4,954,730	20,705	4,975,435

	5 雑入	1,020,926	△5,238	1,015,688
22 市 債		11,556,900	△124,600	11,432,300
	1 市債	11,556,900	△124,600	11,432,300
歳 入 合 計		116,789,309	37,923	116,827,232

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 720,127	千円 △10,867	千円 709,260
	1 議会費	720,127	△10,867	709,260
2 総 務 費		14,242,056	885,693	15,127,749
	1 総務管理費	11,922,674	915,919	12,838,593
	2 徴税費	1,620,604	△17,244	1,603,360
	4 選挙費	113,558	△12,982	100,576
3 民 生 費		32,949,865	△193,084	32,756,781
	1 社会福祉費	15,814,320	△68,090	15,746,230
	2 児童福祉費	9,302,861	△250,514	9,052,347
	3 生活保護費	7,771,934	125,520	7,897,454
4 衛 生 費		8,495,453	△95,604	8,399,849
	1 環境衛生費	457,044	△48,284	408,760
	3 清掃費	4,482,131	△113,426	4,368,705
	4 病院費	1,294,626	65,665	1,360,291
	6 食肉衛生検査所費	153,638	441	154,079
6 農林水産業費		1,859,780	△14,342	1,845,438
	1 農業費	1,519,598	1,586	1,521,184
	2 林業費	340,182	△15,928	324,254
7 商 工 費		5,935,323	△69,533	5,865,790
	1 商工費	5,935,323	△69,533	5,865,790
8 土 木 費		19,007,476	△151,069	18,856,407

	1 土木管理費	469,877	12,209	482,086
	4 港湾費	208,510	△24,435	184,075
	5 都市計画費	5,287,129	△136,491	5,150,638
	7 住宅費	1,974,396	△2,352	1,972,044
9 消 防 費		3,504,365	△19,047	3,485,318
	1 消防費	3,504,365	△19,047	3,485,318
10 教 育 費		12,808,599	△133,498	12,675,101
	1 教育総務費	1,957,737	△17,060	1,940,677
	2 小学校費	3,782,101	△78,072	3,704,029
	3 中学校費	2,772,951	△47,410	2,725,541
	5 社会教育費	2,170,039	5,882	2,175,921
	6 保健体育費	466,804	3,162	469,966
12 公 債 費		16,788,133	△160,726	16,627,407
	1 公債費	16,788,133	△160,726	16,627,407
歳 出 合 計		116,789,309	37,923	116,827,232

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	西部地域市民サービスセンター（仮称）整備事業	1,371,378	平成19年度	80,898	1,308,575	平成19年度	80,898
				平成20年度	1,120,780		平成20年度	1,097,106
				平成21年度	169,700		平成21年度	130,571
		旭南地区コミュニティセンター（仮称）建設事業	218,553	平成20年度	164,942	195,595	平成20年度	142,710
				平成21年度	53,611		平成21年度	52,885
8 土木費	7 住 宅 費	新屋比内町市営住宅建替事業	4,573,761	平成19年度	741,989	4,571,409	平成19年度	741,989
				平成20年度	1,598,987		平成20年度	1,596,635
				平成21年度	2,045,197		平成21年度	2,045,197
				平成22年度	187,588		平成22年度	187,588
10 教育費	5 社会教育費	旭南児童館増改築等事業	109,325	平成20年度	87,460	98,117	平成20年度	78,068
				平成21年度	21,865		平成21年度	20,049

第3表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	中通一丁目地区市街地再開発事業	240,000
		テレビ難視聴解消事業	5,038

3 民 生 費	2 児童福祉費	児童福祉施設整備費補助金	98,722
4 衛 生 費	1 環境衛生費	大気・水質等環境保全経費	3,786
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	防雪柵等整備事業	18,200
		歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	74,200
		土崎中央六丁目2号線外6路線道路改良事業	241,500
		松崎三嶽根線外21路線側溝改良事業	100,000
		南部中央線幹線道路整備事業	224,000
		割山南浜線幹線道路整備事業	138,000
		電線共同溝整備事業	99,300
		橋りょう整備事業	55,000
		人にやさしい歩道づくり事業	41,000
	3 河川費	横森三丁目地内外2箇所生活排水路等環境整備事業	23,192
		河川改修事業	29,000
	4 港湾費	県施行秋田港整備事業負担金	2,500
	5 都市計画費	県施行街路事業負担金	72,336
		秋田杉街並みづくり推進事業	12,200
		土地区画整理会計繰出金	262,760
		外旭川新川線道路改良事業	544,307
		土崎駅前線道路改良事業	190,239
		秋田環状線外1線道路改良事業	27,000
		泉外旭川線道路改良事業	10,000
		都市公園バリアフリー化緊急支援事業	82,200

第4表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
知 事 選 挙 関 連 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	2,915
後 期 高 齢 者 健 康 診 査 事 業 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	4,156

障 害 者 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	38,548
児 童 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	52,851
保 健 予 防 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	346,402
健 康 管 理 関 連 事 業 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	144,012
廃 止 石 油 坑 井 封 鎖 事 業	平成20年度～平成21年度	4,400
美 術 館 施 設 整 備 等 経 費	平成20年度～平成21年度	48,460
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 0 年 度 設 定 国 保 年 金 課 分)	平成20年度～平成21年度	749

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 0 年 度 設 定 企 画 調 整 課 分)	29,874	2,846	32,720
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 市 民 税 課 分)	9,214	242	9,456
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 都 市 総 務 課 分)	779,730	693	780,423
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 教 育 委 員 会 総 務 課 分)	161,536	691	162,227

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,257,700	53,800	1,311,500			
環 境 衛 生 費	73,300	△16,600	56,700			
上 水 道 費	79,300	△79,300	0			
街 路 事 業 費	772,200	△158,100	614,100			
公 園 整 備 費	82,600	41,000	123,600			
住 宅 費	1,092,100	111,900	1,204,000			
小 学 校 費	939,500	△34,500	905,000			
中 学 校 費	806,300	△33,400	772,900			
社 会 教 育 費	130,600	△9,400	121,200			
計	11,556,900	△124,600	11,432,300			

平成20年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成20年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	319,500
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	190,500

平成20年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
平成20年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,923千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169,112千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 12,047	千円 11,585	千円 23,632
	1 財産運用収入	3,043	4	3,047
	2 財産売却収入	9,002	304	9,306
	3 分収林収入	2	11,277	11,279
3 繰入金		127,088	△6,662	120,426
	1 繰入金	127,088	△6,662	120,426
歳 入 合 計		164,189	4,923	169,112

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 37,849	千円 △6,662	千円 31,187
	1 総務管理費	37,849	△6,662	31,187
4 諸支出金		1,024	11,585	12,609
	1 分収交付金	1,024	11,585	12,609
歳 出 合 計		164,189	4,923	169,112

平成20年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
平成20年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,020千円とす

る。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		千円 1	千円 25,872	千円 25,873
	1 繰越金	1	25,872	25,873
歳 入	合 計	65,148	25,872	91,020

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 33,248	千円 25,872	千円 59,120
	2 繰出金	1	25,872	25,873
歳 出	合 計	65,148	25,872	91,020

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	1,273

平成20年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第2号）
平成20年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,374千円を

減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599,720千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 265,346	千円 △4,737	千円 260,609
	1 使用料	265,345	△4,739	260,606
	2 手数料	1	2	3
2 繰入金		163,929	△53,474	110,455
	1 繰入金	163,929	△53,474	110,455
3 繰越金		1	49,565	49,566

	1 繰越金	1	49,565	49,566
4 諸 収 入		179,818	△728	179,090
	2 雑入	99,498	△728	98,770
歳 入 合 計		609,094	△9,374	599,720

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 423,709	千円 △9,374	千円 414,335
	1 総務管理費	423,709	△9,374	414,335
歳 出 合 計		609,094	△9,374	599,720

平成20年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）
平成20年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,302,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 越 金		千円 4,601	千円 18	千円 4,619
	1 繰越金	4,601	18	4,619
9 市 債		388,800	6,200	395,000
	1 市債	388,800	6,200	395,000
歳 入 合 計		1,296,098	6,218	1,302,316

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 公 債 費		千円 406,174	千円 6,218	千円 412,392
	1 公債費	406,174	6,218	412,392
歳 出 合 計		1,296,098	6,218	1,302,316

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設移設経費	26,115

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農業集落排水事業費	347,200	6,200	353,400			
計	388,800	6,200	395,000			

平成20年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
平成20年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ698,814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,914,369千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 6,955,539	千円 △471,578	千円 6,483,961
	1 国民健康保険税	6,955,539	△471,578	6,483,961
3 国庫支出金		6,751,997	△195,399	6,556,598
	1 国庫負担金	5,183,615	△41,120	5,142,495
	2 国庫補助金	1,568,382	△154,279	1,414,103
4 療養給付費交付金		1,488,621	402,000	1,890,621
	1 療養給付費交付金	1,488,621	402,000	1,890,621
5 前期高齢者交付金		6,361,709	733,409	7,095,118
	1 前期高齢者交付金	6,361,709	733,409	7,095,118
6 県支出金		1,354,258	△85,779	1,268,479
	1 県負担金	172,651	18,663	191,314
	2 県補助金	1,181,607	△104,442	1,077,165
7 共同事業交付金		4,188,744	59,947	4,248,691
	1 共同事業交付金	4,188,744	59,947	4,248,691

8 繰 入 金		2,070,679	△157,836	1,912,843
	1 一般会計繰入金	2,070,679	△157,836	1,912,843
9 繰 越 金		1	420,400	420,401
	1 繰越金	1	420,400	420,401
10 諸 収 入		44,006	△6,350	37,656
	3 雑入	43,045	△6,350	36,695
歳 入 合 計		29,215,555	698,814	29,914,369

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 272,650	千円 △3,106	千円 269,544
	4 収納率向上特別対策事業費	5,451	△3,106	2,345
2 保険給付費		19,678,991	622,387	20,301,378
	1 療養諸費	17,803,038	502,577	18,305,615
	2 高額療養費	1,763,851	118,430	1,882,281
	4 出産育児諸費	82,950	1,380	84,330
3 後期高齢者支援金等		2,823,626	22,387	2,846,013
	1 後期高齢者支援金等	2,823,626	22,387	2,846,013
4 前期高齢者納付金等		2,955	△610	2,345
	1 前期高齢者納付金等	2,955	△610	2,345
5 老人保健拠出金		792,548	△14,134	778,414
	1 老人保健拠出金	792,548	△14,134	778,414
6 介護納付金		1,205,584	△3,488	1,202,096
	1 介護納付金	1,205,584	△3,488	1,202,096
7 共同事業拠出金		3,829,861	70,691	3,900,552
	1 共同事業拠出金	3,829,861	70,691	3,900,552
8 保健事業費		292,038	△47,649	244,389
	1 特定健康審査等事業費	191,063	△47,649	143,414

10 諸支出金		22,302	52,336	74,638
	1 償還金及び還付加算金	22,301	52,336	74,637
歳 出 合 計		29,215,555	698,814	29,914,369

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	135,564

平成20年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第2号）
平成20年度秋田市の老人保健医療事業会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,139,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		千円 1	千円 204,188	千円 204,189
	1 繰越金	1	204,188	204,189
歳 入 合 計		2,935,399	204,188	3,139,587

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰出金		千円 0	千円 204,188	千円 204,188
	1 一般会計繰出金	0	204,188	204,188
歳 出 合 計		2,935,399	204,188	3,139,587

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	996

平成20年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
平成20年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426,293千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,603,978千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		千円 3,103,901	千円 73,076	千円 3,176,977
	1 介護保険料	3,103,901	73,076	3,176,977
3 国庫支出金		4,397,655	90,139	4,487,794
	1 国庫負担金	3,339,176	68,152	3,407,328
	2 国庫補助金	1,058,479	21,987	1,080,466
4 支払基金交付金		5,766,578	119,229	5,885,807
	1 支払基金交付金	5,766,578	119,229	5,885,807
5 県支出金		2,729,708	70,662	2,800,370
	1 県負担金	2,662,111	70,662	2,732,773
7 繰 入 金		3,175,143	71,153	3,246,296
	1 一般会計繰入金	2,672,143	71,153	2,743,296
8 繰 越 金		4,695	2,034	6,729
	1 繰越金	4,695	2,034	6,729
歳 入 合 計		19,177,685	426,293	19,603,978

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 294,302	千円 25,830	千円 320,132
	1 総務管理費	294,302	25,830	320,132
2 保険給付費		18,465,511	384,612	18,850,123
	1 介護サービス等諸費	15,201,103	384,612	15,585,715
7 諸支出金		4,702	15,851	20,553
	1 償還金及び還付加算金	4,702	15,851	20,553
歳 出 合 計		19,177,685	426,293	19,603,978

第2表 債務負担行為補正
(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
介護保険関連サービス委託経費等	216,810	3,360	220,170
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定福祉総務課分)	32,655	8	32,663

平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)

平成20年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ355,539千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,739,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,592,298	千円 △385,977	千円 2,206,321
	1 後期高齢者医療保険料	2,592,298	△385,977	2,206,321
4 繰 入 金		503,005	26,121	529,126
	1 一般会計繰入金	503,005	26,121	529,126
5 諸 収 入		4	600	604
	3 雑入	1	600	601
6 国庫支出金		0	3,717	3,717
	1 国庫補助金	0	3,717	3,717
歳 入 合 計		3,095,310	△355,539	2,739,771

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 67,281	千円 △1,469	千円 65,812
	2 徴収費	48,699	△1,469	47,230
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		3,018,027	△354,070	2,663,957
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	3,018,027	△354,070	2,663,957
歳 出 合 計		3,095,310	△355,539	2,739,771

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	2 徴収費	高齢者医療制度円滑運営事業	4,221

第 3 表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	12,769

平成20年度秋田市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成20年度秋田市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(既決
予定量) (補正
予定量) (計)

(2) 年間患者数

入院	146,365人	△13,505人	132,860人
外来	293,787人	△7,533人	286,254人

(3) 一日平均患者数

入院	401人	△37人	364人
外来	1,209人	△31人	1,178人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決
予定額) (補正
予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益	9,316,252 千円	△172,280 千円	9,143,972 千円
第1項 医業収益	8,499,454 千円	△294,820 千円	8,204,634 千円
第2項 医業外収益	816,797 千円	122,540 千円	939,337 千円

支 出

第1款 病院事業費用	9,242,197 千円	△101,228 千円	9,140,969 千円
第1項 医業費用	9,015,289 千円	△80,943 千円	8,934,346 千円
第2項 医業外費用	189,308 千円	△20,285 千円	169,023 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「570,604千円」を「567,679千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「365千円」を「383千円」に、過年度分損益勘定留保資金「570,239千円」を「567,296千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決
予定額) (補正
予定額) (計)

収 入

第1款 資本的収入	593,198 千円	△21,400 千円	571,798 千円
第1項 企業債	217,500 千円	△11,300 千円	206,200 千円
第2項 出資金	375,698 千円	△10,100 千円	365,598 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,163,802 千円	△24,325 千円	1,139,477 千円
第1項 建設改良費	255,703 千円	△4,125 千円	251,578 千円
第2項 企業債償還金	908,099 千円	△20,200 千円	887,899 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた限度額を次のとおり変更する。

(既決
予定額) (補正
予定額) (計)

限度額	660,391 千円	195,087 千円	855,478 千円
-----	---------------	---------------	---------------

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

(既決
予定額) (補正
予定額) (計)

限度額	217,500 千円	△11,300 千円	206,200 千円
-----	---------------	---------------	---------------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決
予定額) (補正
予定額) (計)

(1) 職員給与費	4,764,744 千円	△57,611 千円	4,707,133 千円
-----------	-----------------	---------------	-----------------

(他会計からの補助金)

第8条 予算第9条中「143,111千円」を「136,441千円」に改める。

平成20年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成20年度秋田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度秋田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)	第2項 企業債償還金 4,018,360 千円	1,172 千円	4,019,532 千円
(1) 給 水 戸 数	145,458戸	△1,485戸	143,973戸	(利益剰余金の処分)		
(2) 年間総配水量	40,060,794 m ³	△430,946 m ³	39,629,848 m ³	第5条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「350,036千円」 を「372,807千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。		
(3) 一日平均配水量	109,755 m ³	△1,181 m ³	108,574 m ³	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業				(1) 減 債 積 立 金	350,036 千円	22,771 千円
(イ) 配水管整備工事						372,807 千円
配 水 管 布 設	9,120 m	△608 m	8,512 m	平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号） （総則）		
配水管布設替	13,970 m	1,287 m	15,257 m	第1条 平成20年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第4号） は、次に定めるところによる。		
(収益的收入及び支出)				(業務の予定量)		
第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次の とおり補正する。				第2条 平成20年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」と いう。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。		
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	(既決 予定量)	(補正 予定量)	(計)
収 入				(1) 排 水 戸 数	106,400 戸	△1,425 戸
第1款 水道事業収益	7,593,829 千円	△110,290 千円	7,483,539 千円	(2) 年間総処理水量	40,254,229 m ³	△3,862,984 m ³
第1項 営業収益	7,413,096 千円	△115,766 千円	7,297,330 千円	(3) 一日平均処理水量	110,285 m ³	△10,583 m ³
第2項 営業外収益	180,713 千円	5,476 千円	186,189 千円	(4) 主要な建設改良事業		
支 出				(イ) 管 渠 建 設		
第1款 水道事業費用	7,173,705 千円	△136,686 千円	7,037,019 千円	管 渠 布 設	9,806 m	123 m
第1項 営業費用	6,231,783 千円	△103,229 千円	6,128,554 千円	管 渠 布 設 替	1,573 m	178 m
第2項 営業外費用	931,022 千円	△33,457 千円	897,565 千円	(収益的收入及び支出)		
(資本的收入及び支出)				第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次の とおり補正する。		
第4条 予算第4条本文括弧書中資本的收入額が資本的支出額に 対し不足する額「2,554,121千円」を「2,377,918千円」に、当 年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「65,324千円」 を「67,784千円」に、減債積立金「107,601千円」を「154,980 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,223,071千円」を 「1,158,616千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,158,125千 円」を「996,538千円」にそれぞれ改め、資本的收入及び支出 の予定額を次のとおり補正する。				(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)
(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)	収 入		
第1款 資本的收入	3,531,429 千円	△80,033 千円	3,451,396 千円	第1款 下水道事業収益	9,914,597 千円	△193,262 千円
第3項 補助金	225,603 千円	△3,734 千円	221,869 千円	第1項 営業収益	7,897,742 千円	△317,975 千円
第5項 負担金及び寄附金	333,302 千円	△76,299 千円	257,003 千円	第2項 営業外収益	2,016,853 千円	121,574 千円
支 出				第3項 特別利益	2 千円	3,139 千円
第1款 資本的支出	6,085,550 千円	△256,236 千円	5,829,314 千円	支 出		
第1項 建設改良費	2,067,190 千円	△257,408 千円	1,809,782 千円	第1款 下水道事業費用	9,529,963 千円	△120,540 千円
				第1項 営業費用	6,663,103 千円	△72,120 千円
				第2項 営業外費用	2,850,159 千円	△39,839 千円
				第3項 特別損失	14,151 千円	△8,581 千円
				(資本的收入及び支出)		

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,161,411千円」を「4,149,575千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「21,298千円」を「10,267千円」に、減債積立金「288,237千円」を「190,585千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,502,865千円」を「3,948,723千円」にそれぞれ改め、「当年度末処分利益剰余金349,011千円」を削除し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	9,527,632 千円	△214,884 千円	9,312,748 千円
第1項 企業債	7,780,800 千円	△312,100 千円	7,468,700 千円
第3項 補助金	662,800 千円	109,300 千円	772,100 千円
第4項 負担金	161,804 千円	△12,098 千円	149,706 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円	14 千円	15 千円
支 出			
第1款 資本的支出	13,689,043 千円	△226,720 千円	13,462,323 千円
第1項 建設改良費	2,983,873 千円	△235,114 千円	2,748,759 千円
第2項 企業債償還金	10,705,170 千円	8,394 千円	10,713,564 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
限 度 額	7,780,800 千円	△312,100 千円	7,468,700 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「2,016,539千円」を「2,136,521千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条中当年度末処分利益剰余金「363,335千円」を「301,644千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減債積立金	363,335 千円	△61,691 千円	301,644 千円

秋田市告示第68号

平成21年 3 月19日の「平成21年 2 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

平成21年度秋田市一般会計予算

平成21年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,710,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 45,071,848
	1 市民税	19,937,526
	2 固定資産税	21,314,939
	3 軽自動車税	470,605

	4 市たばこ税	1,918,927
	5 鉱産税	9,993
	6 特別土地保有税	2
	7 入湯税	29,861
	8 事業所税	1,389,995
2 地方譲与税		1,076,181
	1 地方揮発油譲与税	245,095
	2 自動車重量譲与税	744,869
	3 地方道路譲与税	25,728
	4 特別とん譲与税	23,706
	5 航空機燃料譲与税	36,783
3 利子割交付金		176,202
	1 利子割交付金	176,202
4 配当割交付金		27,148
	1 配当割交付金	27,148
5 株式等譲渡所得割交付金		8,623
	1 株式等譲渡所得割交付金	8,623
6 地方消費税交付金		2,864,150
	1 地方消費税交付金	2,864,150
7 ゴルフ場利用税交付金		71,134
	1 ゴルフ場利用税交付金	71,134
8 自動車取得税交付金		177,504
	1 自動車取得税交付金	177,504
9 国有提供施設等所在市助成交付金		9,637
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	9,637
10 地方特例交付金		545,927
	1 地方特例交付金	387,884

	2 特別交付金	158,043
11 地方交付税		19,955,000
	1 地方交付税	19,955,000
12 交通安全対策特別交付金		110,000
	1 交通安全対策特別交付金	110,000
13 分担金及び負担金		1,028,253
	1 分担金	1,995
	2 負担金	1,026,258
14 使用料及び手数料		2,178,227
	1 使用料	1,290,368
	2 手数料	887,859
15 国庫支出金		12,705,946
	1 国庫負担金	9,862,103
	2 国庫補助金	2,740,863
	3 委託金	102,980
16 県支出金		5,244,065
	1 県負担金	2,627,921
	2 県補助金	1,882,727
	3 委託金	733,417
17 財産収入		704,528
	1 財産運用収入	220,883
	2 財産売払収入	483,645
18 寄附金		2
	1 寄附金	2
19 繰入金		2,299,147
	1 特別会計繰入金	114,765
	2 基金繰入金	2,184,382

20 繰越金		627,100
	1 繰越金	627,100
21 諸収入		6,448,178
	1 延滞金、加算金及び過料	19,674
	2 市預金利子	6,758
	3 貸付金元利収入	5,389,132
	4 受託事業収入	4,055
	5 雑入	1,028,559
22 市債		11,381,200
	1 市債	11,381,200
歳入合計		112,710,000

歳出

款	項	金 額
1 議会費		千円 714,742
	1 議会費	714,742
2 総務費		12,830,941
	1 総務管理費	10,579,847
	2 徴税費	1,335,373
	3 戸籍住民基本台帳費	391,815
	4 選挙費	339,448
	5 統計調査費	88,443
	6 監査委員費	96,015
3 民生費		33,560,472
	1 社会福祉費	16,074,394
	2 児童福祉費	9,524,999
	3 生活保護費	7,903,222
	4 国民年金費	55,457

	5 災害救助費	2,400
4 衛 生 費		8,417,511
	1 環境衛生費	522,819
	2 保健所費	1,949,007
	3 清掃費	4,363,643
	4 病院費	1,216,222
	5 上水道費	204,320
	6 食肉衛生検査所費	161,500
5 労 働 費		413,725
	1 労働諸費	413,725
6 農林水産業費		1,907,017
	1 農業費	1,538,631
	2 林業費	368,386
7 商 工 費		6,374,873
	1 商工費	6,374,873
8 土 木 費		17,147,449
	1 土木管理費	466,823
	2 道路橋りょう費	4,124,646
	3 河川費	123,942
	4 港湾費	193,354
	5 都市計画費	4,677,929
	6 下水道費	5,186,802
	7 住宅費	2,373,953
9 消 防 費		3,484,562
	1 消防費	3,484,562
10 教 育 費		10,514,440
	1 教育総務費	1,921,631

	2 小学校費	2,509,951
	3 中学校費	1,808,096
	4 高等学校費	842,904
	5 社会教育費	2,104,083
	6 保健体育費	494,030
	7 専修学校費	110,026
	8 短期大学費	723,719
11 災害復旧費		5
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
12 公 債 費		17,264,262
	1 公債費	17,264,262
13 諸 支 出 金		1
	1 雑支出	1
14 予 備 費		80,000
	1 予備費	80,000
歳 出 合 計		112,710,000

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
2 総 務 費	1 総務管理費	北 部 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー (仮 称) 整 備 事 業	2,892,127	平成21年度	267,707
				平成22年度	2,590,480
				平成23年度	33,940
4 衛 生 費	1 環境衛生費	斎 場 改 築 事 業	2,332,927	平成21年度	101,308
				平成22年度	1,766,379
				平成23年度	434,260
				平成24年度	30,980

10 教 育 費	2 小学校費	岩見三内小学校増改築等事業	639,914	平成21年度	95,987
				平成22年度	543,927
	3 中学校費	岩見三内中学校大規模改造事業	65,346	平成21年度	655
				平成22年度	64,691

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固 定 資 産 土 地 評 価 替 業 務 委 託 経 費	平成21年度～平成23年度	39,822
投 票 人 名 簿 シ ス テ ム 構 築 経 費	平成21年度～平成22年度	3,761
河 辺 保 育 所 (仮 称) 整 備 事 業	平成21年度～平成22年度	24,497
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成45年度	3,565
設 備 近 代 化 資 金 ・ 空 き 店 舗 等 利 用 資 金 ・ 販 路 開 拓 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成26年度	10,166
中 心 市 街 地 出 店 促 進 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成26年度	13,813
中 小 製 造 業 設 備 投 資 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成28年度	40,004
中 小 企 業 用 地 取 得 資 金 利 子 補 給 (平 成 2 1 年 度 設 定)	平成21年度～平成24年度	2,132
第 6 次 秋 田 市 総 合 都 市 計 画 等 策 定 事 業	平成21年度～平成22年度	18,532
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	平成21年度～平成22年度	92,478

第4表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 費	435,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社 会 福 祉 費	67,500			
児 童 福 祉 費	373,400			
環 境 衛 生 費	189,800			
上 水 道 費	49,400			
農 業 費	87,300			
林 業 費	50,700			
道 路 橋 り ょ う 費	1,482,500			
土 地 区 画 整 理 費	801,700			

街 路 事 業 費	676,000			
都 市 下 水 路 費	26,600			
公 園 整 備 費	102,100			
住 宅 費	1,151,800			
災 害 対 策 費	5,800			
消 防 費	15,000			
小 学 校 費	789,300			
中 学 校 費	1,069,300			
高 等 学 校 費	82,100			
社 会 教 育 費	18,000			
臨 時 財 政 対 策 債	3,907,400			
計	11,381,200			

平成21年度秋田市土地区画整理会計予算

平成21年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,398,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 393,900
	1 国庫補助金	393,900
2 換地清算金		1,100
	1 換地清算金	1,100
3 財産収入		1,400
	1 財産売払収入	1,400
4 繰入金		933,992
	1 繰入金	933,992
5 繰越金		68,000

	1 繰越金	68,000
歳 入	合 計	1,398,392

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 1,395,892
	1 土地区画整理費	1,395,892
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,398,392

平成21年度秋田市市有林会計予算

平成21年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ144,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 4,497
	1 県補助金	4,497
2 財産収入		2,906
	1 財産運用収入	2,900
	2 財産売払収入	4
	3 分収林収入	2
3 繰入金		117,397
	1 繰入金	117,397
4 繰越金		1

	1 繰越金	1
5 諸 収 入		301
	1 雑入	301
6 市 債		19,800
	1 市債	19,800
歳 入 合 計		144,902

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 31,514
	1 総務管理費	31,514
2 事 業 費		31,065
	1 造林事業費	31,065
3 公 債 費		81,095
	1 公債費	81,095
4 諸支出金		1,028
	1 分収交付金	1,028
5 予 備 費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		144,902

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造 林 事 業 費	19,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	19,800			

平成21年度秋田市市営墓地会計予算
平成21年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,371千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 36,323
	1 使用料	18,873
	2 手数料	17,450
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸 収 入		47
	1 雑入	47
歳 入 合 計		36,371

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 35,271
	1 総務管理費	35,270
	2 繰出金	1
2 公 債 費		100
	1 公債費	100
3 予 備 費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		36,371

平成21年度秋田市中心卸売市場会計予算

平成21年度秋田市の中央卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ583,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と

定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 257,140
	1 使用料	257,139
	2 手数料	1
2 繰入金		141,550
	1 繰入金	141,550
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		184,738
	1 貸付金元利収入	80,320
	2 雑入	104,418
歳 入 合 計		583,429

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 401,067
	1 総務管理費	401,067
2 公債費		181,862
	1 公債費	181,862
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		583,429

平成21年度秋田市農業集落排水会計予算

平成21年度秋田市の農業集落排水会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,420,867千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 37,700
	1 分担金	37,700
2 使用料及び手数料		165,863
	1 使用料	165,863
3 国庫支出金		2,901
	1 国庫補助金	2,901
4 県支出金		216,800
	1 県補助金	216,800
5 財産収入		153
	1 財産運用収入	153
6 繰入金		465,842
	1 一般会計繰入金	450,042
	2 基金繰入金	15,800
7 繰越金		171
	1 繰越金	171
8 諸収入		5,837
	1 雑入	5,837
9 市債		525,600
	1 市債	525,600
歳 入 合 計		1,420,867

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 250,680
	1 総務管理費	250,680
2 事業費		692,862

	1 農業集落排水事業費	656,000
	2 個別排水処理事業費	36,862
3 公 債 費		476,825
	1 公債費	476,825
4 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		1,420,867

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成30年度	8,254
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	平成21年度～平成25年度	960
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	平成21年度～平成25年度	1,000

第3表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業 費	503,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
個 別 排 水 処 理 事 業 費	22,400			
計	525,600			

平成21年度秋田市大森山動物園会計予算

平成21年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ418,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 78,744
	1 使用料	78,744

2 寄 附 金		1
	1 寄附金	1
3 繰 入 金		332,287
	1 繰入金	332,287
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		7,444
	1 雑入	7,444
歳 入 合 計		418,477

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 381,528
	1 総務管理費	381,528
2 公 債 費		36,449
	1 公債費	36,449
3 予 備 費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		418,477

平成21年度秋田市廃棄物発電会計予算

平成21年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、128,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		千円 225,193
	1 発電収入	225,193
2 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
歳 入	合 計	225,194

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 43,477
	1 総務管理費	43,477
2 繰 出 金		114,764
	1 一般会計繰出金	114,764
3 公 債 費		66,953
	1 公債費	66,953
歳 出	合 計	225,194

平成21年度秋田市国民健康保険事業会計予算

平成21年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,708,314千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1,700,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 6,346,387
	1 国民健康保険税	6,346,387
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		6,423,680
	1 国庫負担金	4,925,374
	2 国庫補助金	1,498,306
4 療養給付費交付金		1,152,316
	1 療養給付費交付金	1,152,316

5 前期高齢者交付金		7,956,967
	1 前期高齢者交付金	7,956,967
6 県支出金		1,323,866
	1 県負担金	188,685
	2 県補助金	1,135,181
7 共同事業交付金		4,246,713
	1 共同事業交付金	4,246,713
8 繰入金		2,185,300
	1 一般会計繰入金	2,185,300
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		73,083
	1 延滞金、加算金及び過料	915
	2 預金利子	1
	3 雑入	72,167
歳 入 合 計		29,708,314

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 188,781
	1 総務管理費	76,722
	2 徴税費	108,908
	3 運営協議会費	335
	4 収納率向上特別対策事業費	2,816
2 保険給付費		20,215,715
	1 療養諸費	18,173,463
	2 高額療養費	1,924,680
	3 移送費	2

	4 出産育児諸費	88,920
	5 葬祭諸費	28,650
3 後期高齢者支援金等		3,234,664
	1 後期高齢者支援金等	3,234,664
4 前期高齢者納付金等		10,335
	1 前期高齢者納付金等	10,335
5 老人保健拠出金		187,414
	1 老人保健拠出金	187,414
6 介護納付金		1,192,747
	1 介護納付金	1,192,747
7 共同事業拠出金		4,106,092
	1 共同事業拠出金	4,106,092
8 保健事業費		259,563
	1 特定健康診査等事業費	154,445
	2 保健事業費	105,118
9 公 債 費		95,000
	1 公債費	95,000
10 諸 支 出 金		18,003
	1 償還金及び還付加算金	18,002
	2 一部負担金	1
11 予 備 費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		29,708,314

平成21年度秋田市老人保健医療事業会計予算

平成21年度秋田市の老人保健医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 支払基金交付金		千円 70,687
	1 支払基金交付金	70,687
2 国庫支出金		41,196
	1 国庫負担金	41,196
3 県支出金		10,299
	1 県負担金	10,299
4 繰入金		19,719
	1 繰入金	19,719
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3
	1 雑入	3
歳 入 合 計		141,905

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 3,247
	1 総務管理費	3,247
2 医療諸費		132,656
	1 医療諸費	132,656
3 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
4 諸支出金		2
	1 償還金及び還付加算金	2
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000

歳 出 合 計	141,905
---------	---------

平成21年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

平成21年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1,846
	1 繰入金	1,846
2 繰 越 金		17
	1 繰越金	17
3 諸 収 入		46,728
	1 貸付金元利収入	46,727
	2 雑入	1
4 市 債		1
	1 市債	1
歳 入 合 計		48,592

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 48,092
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	48,092
2 公 債 費		500
	1 公債費	500
歳 出 合 計		48,592

第2表 市債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	1	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、 同法施行令第42条の規定による。
計	1			

平成21年度秋田市介護保険事業会計予算

平成21年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,406,555千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定1,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		千円 4,010,842
	1 介護保険料	4,010,842
2 手 数 料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		4,700,583
	1 国庫負担金	3,583,906
	2 国庫補助金	1,116,677
4 支払基金交付金		5,940,713
	1 支払基金交付金	5,940,713
5 県支出金		2,876,408
	1 県負担金	2,809,904
	2 県補助金	66,504
6 財産収入		1
	1 基金運用収入	1
7 繰 入 金		2,872,509
	1 一般会計繰入金	2,872,508

	2 基金繰入金	1
8 繰越金		5,495
	1 繰越金	5,495
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2
歳 入 合 計		20,406,555

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 294,801
	1 総務管理費	294,801
2 保険給付費		19,673,270
	1 介護サービス等諸費	17,765,102
	2 介護予防サービス等諸費	773,692
	3 高額介護サービス等費	304,483
	4 特定入所者介護サービス等費	799,720
	5 その他諸費	30,273
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		380,980
	1 介護予防事業費	129,130
	2 包括的支援事業・任意事業費	251,850
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
6 公債費		2,000
	1 公債費	2,000
7 諸支出金		5,502

	1 償還金及び還付加算金	5,502
8 予 備 費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		20,406,555

平成21年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算
 平成21年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,942,976千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,378,805
	1 後期高齢者医療保険料	2,378,805
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰 入 金		553,926
	1 一般会計繰入金	553,926
4 繰 越 金		1
	1 繰越金	1
5 諸 収 入		10,243
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	10,240
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入 合 計		2,942,976

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 63,954
	1 総務管理費	22,462

	2 徴収費	41,492
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,858,782
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,858,782
3 諸支出金		10,240
	1 償還金及び還付加算金	10,240
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		2,942,976

平成21年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 458床
- (2) 年 間 患 者 数
- 入 院 136,875人
- 外 来 287,980人
- (3) 一日平均患者数
- 入 院 375人
- 外 来 1,190人
- (4) 主要な建設改良事業
- 垂直搬送機改修工事 一式
- 医療機械購入 7品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

- 収 入
- 第1款 病 院 事 業 収 益 9,140,181千円
- 第1項 医 業 収 益 8,404,486千円
- 第2項 医 業 外 収 益 735,694千円
- 第3項 特 別 利 益 1千円
- 支 出
- 第1款 病 院 事 業 費 用 9,215,427千円
- 第1項 医 業 費 用 9,017,138千円
- 第2項 医 業 外 費 用 161,389千円
- 第3項 特 別 損 失 34,900千円
- 第4項 予 備 費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額445,347千円は
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額300千円及び
過年度分損益勘定留保資金445,047千円で補てんするものとする。)

- 収 入
- 第1款 資 本 的 収 入 548,863千円
- 第1項 企 業 債 180,400千円

- 第2項 出 資 金 366,362千円
- 第3項 補 助 金 2,100千円
- 第4項 固定資産売却代金 1千円

支 出

- 第1款 資 本 的 支 出 994,210千円
- 第1項 建 設 改 良 費 219,388千円
- 第2項 企 業 債 償 還 金 774,822千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良費
- 限 度 額 180,400千円
- 起債の方法 証書借入
- 利 率 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

- 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 4,794,262千円
- (2) 交 際 費 500千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、74,866千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,580,000千円と定める。

平成21年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めると

ころによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	144,590戸
(2) 年間総配水量	39,045,976m ³
(3) 一日平均配水量	106,975m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配水管整備工事	
配 水 管 布 設	5,570m
配 水 管 布 設 替	17,670m
(ロ) 施設改良工事	
雄和地域送配水管等整備	一式
外旭川配水幹線整備	260m

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,325,266千円
第1項 営業収益	7,214,007千円
第2項 営業外収益	111,239千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	
第1款 水道事業費用	7,098,553千円
第1項 営業費用	6,299,808千円
第2項 営業外費用	787,845千円
第3項 特別損失	9,100千円
第4項 予 備 費	1,800千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,743,535千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,989千円、減債積立金372,807千円、過年度分損益勘定留保資金1,229,118千円及び当年度分損益勘定留保資金1,064,621千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,734,028千円
第1項 企 業 債	2,071,600千円
第2項 出 資 金	134,751千円
第3項 補 助 金	263,000千円
第4項 固定資産売却代金	10千円
第5項 負担金及び寄附金	264,667千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,477,563千円
第1項 建設改良費	2,292,433千円
第2項 企業債償還金	3,185,130千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る 資金融資あっせん利子 補給	平成21年度から 26年度まで	161千円
仁井田浄水場耐震診断 業務委託	平成21年度から 22年度まで	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	2,071,600千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,690,164千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、69,569千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金144,960千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 144,960千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成21年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数	106,600戸
(2) 年間総処理水量	39,340,934m ³
(3) 一日平均処理水量	107,783m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管 渠 建 設	
管 渠 布 設	8,675m
管 渠 布 設 替	1,508m
(ロ) ポンプ場建設	
土崎・御野場汚水中継ポンプ場施設整備	一式

(ハ) 処 理 場 建 設

八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	9,583,564千円
第1項 営業収益	7,567,716千円
第2項 営業外収益	2,012,837千円
第3項 特別利益	3,011千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	9,211,909千円
第1項 営業費用	6,690,260千円
第2項 営業外費用	2,514,446千円
第3項 特別損失	4,653千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,952,500千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,315千円、減債積立金301,644千円、過年度分損益勘定留保資金484,870千円及び当年度分損益勘定留保資金3,145,671千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,941,440千円
第1項 企業債	4,998,900千円
第2項 出資金	981,036千円
第3項 補助金	859,000千円
第4項 負担金	97,104千円
第5項 固定資産売却代金	5,400千円

支 出	
第1款 資本的支出	10,893,940千円
第1項 建設改良費	2,854,368千円
第2項 企業債償還金	8,035,366千円
第3項 国庫補助金返還金	4,206千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造 資金利子補給	平成21年度から 26年度まで	6,956千円
水洗便所改造 資金損失補償	平成21年度から 26年度まで	14,214千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	4,998,900千円
起債の方法	証書借入

利 率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 702,044千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,012,549千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度末処分利益剰余金351,401千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 351,401千円

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,792,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,620,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 13,727,215	千円 5,792,915	千円 19,520,130
	2 国庫補助金	3,729,822	5,792,915	9,522,737
歳 入 合 計		116,827,232	5,792,915	122,620,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 15,127,749	千円 5,139,796	千円 20,267,545
	1 総務管理費	12,838,593	5,139,796	17,978,389
3 民 生 費		32,756,781	370,634	33,127,415
	1 社会福祉費	15,746,230	173,809	15,920,039
	2 児童福祉費	9,052,347	196,825	9,249,172
7 商 工 費		5,865,790	22,205	5,887,995
	1 商工費	5,865,790	22,205	5,887,995
8 土 木 費		18,856,407	129,736	18,986,143
	2 道路橋りょう費	5,619,868	128,527	5,748,395
	5 都市計画費	5,150,638	1,209	5,151,847
9 消 防 費		3,485,318	108,607	3,593,925
	1 消防費	3,485,318	108,607	3,593,925
10 教 育 費		12,675,101	21,937	12,697,038
	5 社会教育費	2,175,921	21,937	2,197,858
歳 出 合 計		116,827,232	5,792,915	122,620,147

第2表 繰越明許費補正
(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児童福祉費	保育所バス更新経費	9,400
		公立保育所環境改善事業	39,501
7 商 工 費	1 商 工 費	大森山動物園会計繰出金	22,205
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	地下道等冠水対策事業	63,000
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	65,527
	5 都市計画費	公用車更新経費	1,209
9 消 防 費	1 消防費	常備消防車両整備経費	75,791
		救急業務高度化推進事業	25,932

10 教 育 費	5 社会教育費	新型インフルエンザ対策事業	4,536
		非常備消防車両整備経費	2,348
		移動図書館車更新事業	18,242
		自然科学学習館展示物更新経費	3,695

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	1 総務管理費	定額給付金給付事業	175,000	4,963,108	5,138,108
3 民 生 費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当支給事業	6,000	147,924	153,924

第3表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定契約課分)	75	4,700	4,775

平成20年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第3号)

平成20年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 333,777	千円 22,205	千円 355,982
	1 繰入金	333,777	22,205	355,982
歳 入 合 計		443,218	22,205	465,423

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事 業 費		千円 53,260	千円 22,205	千円 75,465
	1 動物園施設整備費	53,260	22,205	75,465
歳 出 合 計		443,218	22,205	465,423

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 動物園施設整備費	動物園施設等整備事業	22,205

秋田市告示第69号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成21年 3 月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

- 施設名 秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 指定管理者 秋田市手形字オノ浜51番地 2
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 柴田 圭 祐
- 指定の期間 平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第70号

秋田市旭南地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成21年 3 月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

- 施設名 秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 指定管理者 秋田市旭南一丁目15番 5 号
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会
会長 鍵野目 長 一
- 指定の期間 平成21年 6 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

秋田市告示第71号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 7 条の規定に基づき、

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4 1 2 5 1	土崎東四丁目 19 号 線	土崎港東四丁目10番121地先 土崎港東四丁目10番130地先	
5 1 0 2 5	四ツ小屋中野 9 号 線	四ツ小屋字中野67番 6 地先 四ツ小屋字中野67番 9 地先	
6 0 8 4 3	新屋関町後 14 号 線	新屋町字関町後204番14地先 新屋町字関町後190番89地先	
1 0 0 3 1 0	和田 13 号 線	河辺和田字和田197番 8 地先 河辺和田字下タ川原20番12地先	

2 縦覧期間

平成21年 3 月26日から

平成21年 4 月 8 日まで

平成21年度の地籍調査事業を実施するので、告示する。

平成21年 3 月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

- 事業計画が告示された年月日
平成21年 3 月 3 日
- 調査を実施するものの名称
秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯塚 明
- 調査地域
地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市河辺松淵字風無沢出口、大滝沢、餅田沢、高山下の一部
秋田市河辺和田字式田下袋、松沢、鶯沢の一部
地籍測量・一筆地調査地区
秋田市河辺和田字、式田、式田下袋の一部
- 調査期間
平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市告示第72号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月25日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯塚 明

秋田市告示第73号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧

に供する。

平成21年 3 月25日

秋田市道路管理者

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	土 崎 東 四 丁 目 19 号 線	土崎港東四丁目10番121地先 土崎港東四丁目10番130地先	116.30	6.00
市道	四 ツ 小 屋 中 野 9 号 線	四ツ小屋字中野67番 6 地先 四ツ小屋字中野67番 9 地先	69.10	6.00
市道	新 屋 関 町 後 14 号 線	新屋町字関町後204番14地先 新屋町字関町後190番89地先	69.10	5.20 ～ 6.00
市道	和 田 13 号 線	河辺和田字和田197番 8 地先 河辺和田字下タ川原20番12地先	104.00	6.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成21年 3 月26日

3 縦覧期間

平成21年 3 月26日から

平成21年 4 月 8 日まで

秋田市副市長 飯 塚 明

平成21年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

平成21年 4 月 1 日～平成22年 3 月31日

2 一般廃棄物の排出の状況

種 類	排 出 量		合 計
家 庭 ご み	117,621 t / 年	322 t / 日	143,726 t / 年
粗 大 ご み	4,069 t / 年	11 t / 日	
資 源 化 物	22,036 t / 年	60 t / 日	
し り 尿	28,523kl / 年	78kl / 日	47,400kl / 年
浄化槽汚泥	18,877kl / 年	52kl / 日	

秋田市告示第74号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第 6 条第 1 項および秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条
例（平成 4 年秋田市条例第37号）第21条第 1 項の規定に基づき、
平成21年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。
平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

3 一般廃棄物の処理主体および処理方法

(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分 別 区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家 庭 ご み	市・委託業者	市	焼却	市	埋立
粗 大 ご み	委託業者	市	破碎・資源化・焼却	市	埋立
空きびん、空き缶、ペット ボトル、ガス・スプレー缶	市・委託業者	委託業者	資源化（選別）	—	—
古 紙	協同組合秋田古 紙回収協会	民間業者	資源化	—	—
金 属 類	市・委託業者	市	破碎・資源化・焼却	—	—
使 用 済 み 乾 電 池	委託業者	委託業者	資源化	—	—

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分 別 区 分	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家 庭 ご み	排出者・許可業 者	市	焼却	市	埋立
粗 大 ご み		市	破碎・資源化・焼却	市	埋立
空きびん、空き缶、 ペ ッ ト ボ ト ル		委託業者	資源化（選別）	—	—
古 紙		民間業者	資源化	—	—
金 属 類		市	破碎・資源化・焼却	—	—

4 し尿および浄化槽汚泥の処理主体および処理方法

種 類	収集運搬主体	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し 尿	許可業者	市	標準脱窒素処理方式	—	—
浄 化 槽 汚 泥	許可業者				

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進

○家庭系廃棄物減量・再資源化事業

市民団体等が行う家庭から排出される資源化物の集団回収運動を奨励し、家庭系廃棄物の発生抑制やリサイクルに対する市民の意識啓発を図る。

○事業系廃棄物減量・再資源化事業

市内事業所のごみの排出実態や分別状況などを個別に調査し、指定ごみ袋の使用をはじめとする処理方法の指導や減量・リサイクルについての啓発を行うほか、多量排出事業者に対し廃棄物管理責任者の選任や減量計画書の作成などを求め、自主的な減量への取組を促す。

また、本市の処理施設へ搬入される事業系ごみについては、随時展開検査を実施し、適正な分別に向けた排出事業者および許可業者に対する指導を強化する。

○粗大ごみ戸別収集事業

高齢化社会への対応と受益者負担の公平性を確保しながら、ごみの減量化と再資源化を図るため、粗大ごみの戸別有料収集を行う。

○古紙回収事業

家庭から排出される古紙類について、ステーション回収を行い、資源の循環を図る。

(イ) ごみ減量活動の促進

○環境貯金箱作戦

ごみの減量により節約できた処理経費を積み立てし市民還元する「環境貯金箱制度」を広く市民に周知し、ご

み減量意識の向上を図る。

- ・市内スーパー等で環境貯金箱キャンペーンの実施
- ・本庁舎への看板の設置、各種広報メディアを活用した制度の周知

- ・ごみ減量キャラクター「エコアちゃん」の着ぐるみを活用したごみ減量普及啓発の実施

○環境貯金市民還元事業

環境貯金の成果を市民に還元する事業として、環境にやさしい料理教室や生ごみ堆肥づくり学習会等の市民による生ごみ減量に向けた取組を促進する事業を実施する。

○家庭系廃棄物の減量

- ・家庭系ごみ分別推進事業（ごみ減量・分別井戸端会議）

市民にごみ減量・リサイクルへの取り組みを促すとともに、施策への参加の機運を高めるため、町内会などの市民団体を対象にごみの減量等をテーマとして職員が参加者と直接対話しながら分別指導を行うほか、市のごみ処理に対する意見や提案をうかがう。

・ごみ減量活動推進事業

家庭から出されるごみの実態を把握するため、その内容や分別状況等を調査するとともに、市内全戸にごみ分別マニュアルを配付し、適正な分別やごみ出しルールの徹底を図る。

また、より効果的な施策展開を図るため、ごみ減量に成果を上げている先進地の調査を行う。

イ 収集・運搬計画

(ア) 収集区域の範囲

秋田市全域

(イ) 収集方法等

a 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分 別 区 分		排 出 方 法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量
家 庭 系 ご み		家庭ごみ用又は資源化物用指定ごみ袋	週2回（注1）ステーション収集	直 営 3 台 委 託 48 台	73,839
資 源 化 物	空 き び ん	プラスチック製回収箱	月2回（注2）ステーション収集	委 託 14 台	2,446
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱			4
	空 き 缶	資源化物用指定ごみ袋			1,384
	使用済み乾電池	透明の小袋			28
	ペ ッ ト ボ ト ル	資源化物用指定ごみ袋		直 営 3 台 委 託 48 台	1,198
	古紙（新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ）	品目ごとに紙ひもで結束		協 同 組 合 秋田古紙回収協会13台	10,955
	金 属 類	資源化物用指定ごみ袋	月1回ステーション収集	直 営 3 台 委 託 48 台	473
粗 大 系 系（注3）		証紙（シール）を貼付	週1回申込制による戸別有料収集	委 託 3 台	932

（注1）年始を除き、祝日も収集を行う。

（注2）祝日は、成人の日・海の日・敬老の日・体育の日に限り収集を行う。

（注 3）収集運搬時に特別の扱いを要するもの（石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・漬け物石（製品）・鉄アレイ・モーター（5 kg以内）・コイルスプリング等の自動車部品・井戸用ポンプ等）については、大きさにかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前 6 時から午前 8 時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。なお、収集日に出す量は、2 袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された

額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前 9 時までに指定された場所へ出すこと。

- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理を行うこと。

ｂ 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分 別 区 分	排 出 方 法	収集方法	収集車両	収集運搬量
家 庭 ご み	家庭ごみ用又は資源化物用指定ごみ袋	排出者が自ら運搬 又は許可業者が戸別収集	22 社 112 台	43,782
資 源 化 物	プラスチック製回収箱等			513
	資源化物用指定ごみ袋			434
	資源化物用指定ごみ袋			258
	資源化物用指定ごみ袋			3
	品目ごとに紙ひもで結束			—
粗 大 ご み	—			3,137

【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

○本市で収集・処理しないごみ

区 分	品 目 例
有害性のある物	バッテリー・農薬・在宅医療廃棄物（注 1）等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン・廃油・塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール・ドラム缶・ホームタンク（100 L 超）・ボイラー・モーター（5 kg 超）・丸太・耐火金庫・ピアノ・鉄板（50cm 超）等

特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に規定する物	エアコン・テレビ・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池・ボタン型電池
リサイクルルートが確立されている物	自動車・自動二輪車・タイヤ・消火器等

（注 1）注射針等の鋭利な物および感染性を有する物に限る。

（ウ） 自ら搬入する場合の処理施設、開場時間および受入休業日

施 設 名	所在地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1	8：00 ～16：30	日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※再生可能な古紙は原則受入しない。また、開場時間、受入休業日は変更することができる。

ウ 中間処理計画

（ア）焼却処理

施 設 名	所 在 地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター焼却（溶融）施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1	600 t / 日	146,476 t	埋立 2,344 t

※一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥）を含む。

(イ) 破砕・資源化处理

施 設 名	所 在 地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター前処理破砕施設	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1	10 t / 5 h	4,585 t	焼却 3,624 t
秋田市総合環境センター第 2 リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 3	32 t / 5 h		

(ウ) 資源化处理

施 設 名	所 在 地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センターリサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番 1	空き缶 28 t / 5 h 空きびん 36 t / 5 h ペットボトル 10 t / 5 h	6,238 t	焼却 1,067 t

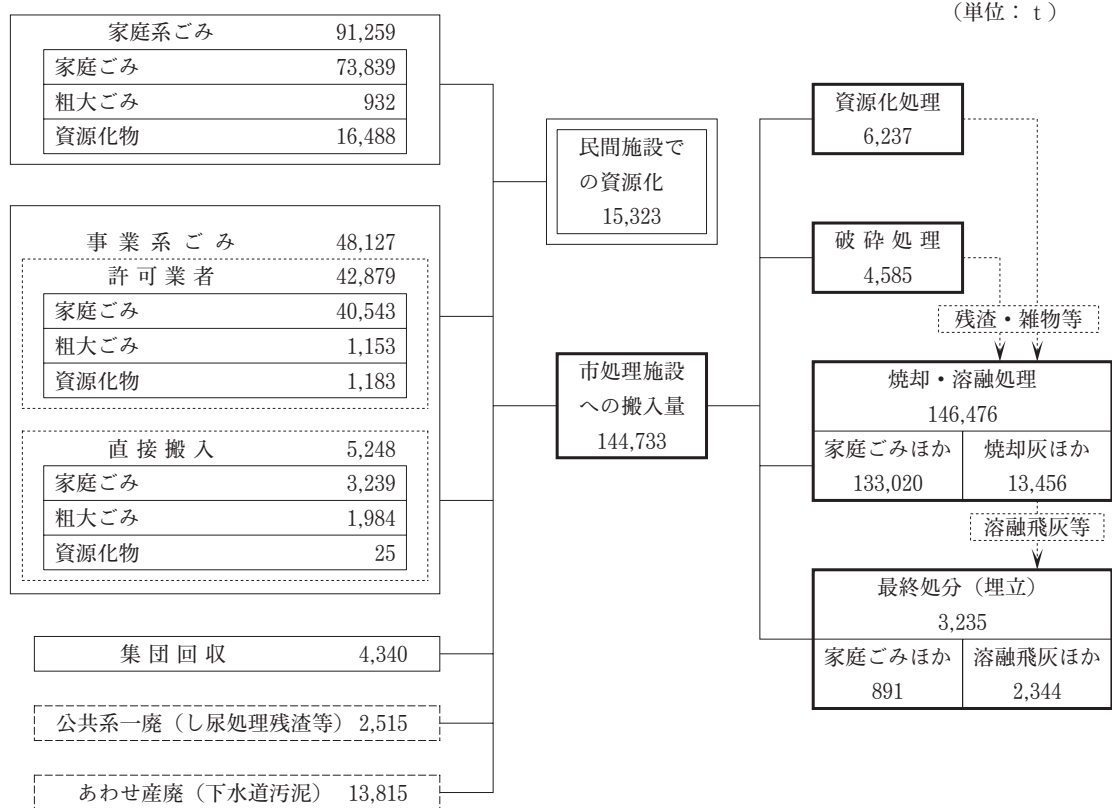
(エ) 資源化处理 (民間施設)

施 設 名	廃棄物種類	処理計画量
㈱エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	15,323 t

エ 最終処分計画

施 設 名	所 在 地	全体容量	残 容 量	処理計画量
秋田市総合環境センター最終処分場	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m ³	212,000 m ³ (20年度末)	3,235 t

(参考) ごみ処理計画



(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画 (平成20年 3 月31日現在)

区 分	人 口 (人)
行政区域内人口	326,309
水洗化・生活雑排水処理人口	275,361
公共下水道	244,647

農業集落排水	9,821
浄化槽 (合併処理)	20,893
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	24,594
非水洗化人口 (くみ取り)	26,354

イ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 適正処理の推進

し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適正な処理を行う。

また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

(イ) 収集・運搬計画

a 収集区域の範囲

秋田市全域

b 収集方法等

(単位：kl)

種 類	収 集 方 法	収集運搬量
し 尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集	28,523
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が戸別収集	18,877

(ウ) 中間処理計画

施 設 名	所 在 地	受入時間	受 入 休 業 日
秋田市向浜事業所	秋田市向浜一丁目13番1号	7：00 ～16：30	第2・第4土曜、日曜、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）
処 理 方 式	公称能力	処理計画量	し 渣 ・ 汚 泥 排 出 量
標準脱窒素処理方式	200kl／日	し尿 28,523kl 浄化槽汚泥 18,877kl	秋田市総合環境センターで焼却 2,000 t

※受入休業日は変更することができる。

秋田市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 3 月27日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 契約の始期

平成21年 4 月 1 日

2 費用額の算定方法

別表のとおり

3 契約の相手方

氏名 澤 田 祐 治

住所 秋田県秋田市東通六丁目2番32号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後に一括払とする。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

(別表)

基本費用	2,851,000円
執務費用	執務費用については、次のとおり算定した金額とし、7,620,000円を上限とする。 次の基本執務費用および外部監査人補助者執務追加費用を加えた金額とする。 (1) 基本執務費用 乙が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の執務日数に、89,000円を乗じた金額とする。 (2) 外部監査人補助者執務追加費用 各外部監査人補助者が、監査の結果に関する報告の提出およびそのために行った監査の事務の補助の執務日数に、55,000円を乗じた金額を合算したものとする。

秋田市告示第76号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例

第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月30日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年 3 月 1 日から平成21年 3 月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年 4 月13日から平成21年10月13日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第77号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年 3 月30日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度介護保険料納入通知書

平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第78号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

秋田市道路管理者

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧新	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
			終 点		
市道	旧	大 田 沢 本 線	秋田市南通宮田129番2地先 秋田市横森一丁目152番地先	1,683.10	4.60 ～ 9.70
	新	大 田 沢 本 線	秋田市南通宮田129番2地先 秋田市横森一丁目152番地先	1,683.10	4.60 ～ 9.70
市道	旧	中 野 笠 岡 線	秋田市下新城中野字琵琶沼324番1地先 秋田市下新城笠岡字堰場295番2地先	1,413.00	5.70 ～ 11.20
	新	中 野 笠 岡 線	秋田市下新城中野字琵琶沼324番1地先 秋田市下新城笠岡字堰場295番2地先	1,416.10	6.20 ～ 18.20
市道	旧	明 田 上 北 手 線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,848.20	4.70 ～ 12.60
	新	明 田 上 北 手 線	秋田市広面字野添188番地先 秋田市上北手大戸字大戸115番地先	1,847.20	4.70 ～ 12.60
市道	旧	飯 島 金 足 線	秋田市飯島字前田表38番1地先 秋田市金足下刈字北野68番9地先	4,848.20	24.00 ～ 50.10
	新	飯 島 金 足 線	秋田市飯島字前田表38番1地先 秋田市金足下刈字北野68番9地先	4,800.20	24.00 ～ 50.10
市道	旧	式 田 1 号 線	秋田市河辺和田字下石川185番地先 秋田市河辺和田字松沢231番3地先	1,651.00	5.00 ～ 24.60
	新	式 田 1 号 線	秋田市河辺和田字下石川185番地先 秋田市河辺和田字松沢231番3地先	1,651.00	5.00 ～ 24.60
市道	旧	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番5地先 秋田市將軍野東三丁目200番4地先	1,477.70	3.60 ～ 10.20
	新	将 軍 野 向 山 線	秋田市將軍野南五丁目47番5地先 秋田市將軍野東三丁目200番4地先	1,477.70	3.60 ～ 10.20
市道	旧	八 橋 外 旭 川 線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
	新	八 橋 外 旭 川 線	秋田市八橋田五郎一丁目196番4地先 秋田市外旭川字堂ノ前183番7地先	2,267.40	3.80 ～ 13.30
市道	旧	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番5地先 秋田市牛島西三丁目19番2地先	2,756.30	3.00 ～ 9.00
	新	仁井田新田大野 牛 島 西 線	秋田市仁井田新田二丁目247番5地先 秋田市牛島西三丁目19番2地先	2,756.30	3.40 ～ 9.00
市道	旧	添 川 広 面 線	秋田市添川字蓬田28番2地先 秋田市広面字二階堤25番1地先	2,847.30	5.00 ～ 37.00
	新	添 川 広 面 線	秋田市添川字蓬田28番2地先 秋田市広面字二階堤25番1地先	2,841.10	6.50 ～ 37.00

市道	旧	追 分 小 友 線	秋田市下新城中野字琵琶沼211番2地先 秋田市下新城小友字箱館13番 1 地先	3,392.60	5.00 ～ 19.00
	新	追 分 小 友 線	秋田市下新城中野字琵琶沼211番2地先 秋田市下新城小友字箱館13番 1 地先	3,388.90	5.00 ～ 19.00
市道	旧	糠 塚 槻 ノ 木 線	秋田市下新城岩城字糠塚268番 2 地先 秋田市下新城岩城字上向33番 2 地先	2,333.60	8.00 ～ 32.50
	新	糠 塚 槻 ノ 木 線	秋田市下新城岩城字糠塚268番 2 地先 秋田市下新城岩城字上向33番 2 地先	2,333.60	8.00 ～ 32.50
市道	旧	仁 井 田 大 野 緑 町 線	秋田市仁井田字大野94番 1 地先 秋田市仁井田緑町21番 1 地先	1,370.50	4.50 ～ 9.10
	新	仁 井 田 大 野 緑 町 線	秋田市仁井田字大野94番 1 地先 秋田市仁井田緑町21番 1 地先	1,370.50	5.00 ～ 9.10
市道	旧	古 野 荒 巻 線	秋田市上北手古野字深田沢10番 2 地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番 1 地先	5,478.60	7.20 ～ 28.00
	新	古 野 荒 巻 線	秋田市上北手古野字深田沢10番 2 地先 秋田市上北手荒巻字堺切28番 1 地先	5,478.60	7.20 ～ 28.00
市道	旧	苗 宝 線	秋田市仁井田字横山101番 1 地先 秋田市上北手猿田字館ノ下47番 1 地先	1,172.50	5.00 ～ 13.00
	新	苗 宝 線	秋田市仁井田字横山101番 1 地先 秋田市上北手猿田字館ノ下47番 1 地先	1,172.50	5.00 ～ 13.00
市道	旧	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番 2 地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
	新	小中島西潟敷線	秋田市仁井田字小中島64番 2 地先 秋田市仁井田字西潟敷374番地先	1,142.40	6.00 ～ 15.00
市道	旧	御 野 場 新 町 中 央 線	秋田市御野場新町二丁目200番319地先 秋田市御野場新町二丁目30番 1 地先	1,128.00	20.00 ～ 20.00
	新	御 野 場 新 町 中 央 線	秋田市御野場新町二丁目200番319地先 秋田市御野場新町二丁目30番 1 地先	1,103.00	20.00 ～ 20.00
市道	旧	下 小 平 岱 線	秋田市河辺岩見字下小平岱23番 1 地先 秋田市河辺岩見字下小平岱 2 番 6 地先	1,580.90	3.90 ～ 11.00
	新	下 小 平 岱 線	秋田市河辺岩見字下小平岱23番 1 地先 秋田市河辺岩見字下小平岱 2 番 6 地先	1,580.90	3.90 ～ 11.00
市道	旧	小 平 岱 線	秋田市河辺岩見字小平岱56番 1 地先 秋田市河辺岩見字小平岱49番 8 地先	2,514.50	5.50 ～ 34.00
	新	小 平 岱 線	秋田市河辺岩見字小平岱56番 1 地先 秋田市河辺岩見字小平岱49番 8 地先	2,514.50	5.50 ～ 34.00
市道	旧	山王新町12号線	秋田市山王新町93番地先 秋田市山王新町89番地先	50.30	4.00 ～ 4.00
	新	山王新町12号線	秋田市山王新町93番地先 秋田市山王新町89番地先	20.30	4.40 ～ 4.50
市道	旧	手 形 西 谷 地 2 号 線	秋田市手形字西谷地413番地先 秋田市手形字西谷地154番 1 地先	50.50	8.00 ～ 8.00
	新	手 形 西 谷 地 2 号 線	秋田市手形字西谷地413番地先 秋田市手形字西谷地154番 1 地先	46.80	8.00 ～ 8.00
市道	旧	中 通 一 丁 目 南 通 亀 の 町 線	秋田市中通一丁目12番 1 地先 秋田市南通亀の町241番 1 地先	1,072.60	5.40 ～ 12.50
	新	中 通 一 丁 目 南 通 亀 の 町 線	秋田市中通一丁目12番 1 地先 秋田市南通亀の町241番 1 地先	1,073.90	5.40 ～ 27.00
市道	旧	榎 山 愛 宕 下 2 号 線	秋田市榎山字愛宕下71番 1 地先 秋田市榎山字愛宕下31番 1 地先	195.90	5.10 ～ 5.70
	新	榎 山 愛 宕 下 2 号 線	秋田市榎山字愛宕下71番 1 地先 秋田市榎山字愛宕下31番 1 地先	195.90	5.10 ～ 5.70

市道	旧	牛島東一丁目 2 号 線	秋田市牛島東一丁目206番 1 地先 秋田市牛島東一丁目204番 4 地先	350.80	5.00 ～ 8.70
	新	牛島東一丁目 2 号 線	秋田市牛島東一丁目206番 1 地先 秋田市牛島東一丁目204番 4 地先	350.80	5.30 ～ 8.70
市道	旧	牛島東七丁目 五丁目 1 号 線	秋田市牛島東七丁目173番 2 地先 秋田市牛島東五丁目213番 1 地先	608.00	5.30 ～ 7.70
	新	牛島東七丁目 五丁目 1 号 線	秋田市牛島東七丁目173番 2 地先 秋田市牛島東五丁目213番 1 地先	608.00	6.80 ～ 11.70
市道	旧	仁井田栄町 2 号 線	秋田市仁井田栄町360番 6 地先 秋田市仁井田栄町359番 3 地先	220.60	4.40 ～ 6.10
	新	仁井田栄町 2 号 線	秋田市仁井田栄町360番 6 地先 秋田市仁井田栄町359番 3 地先	223.60	6.00 ～ 6.20
市道	旧	手形西谷地 27 号 線	秋田市手形字西谷地125番 2 地先 秋田市手形字西谷地122番 1 地先	68.10	8.00 ～ 8.00
	新	手形西谷地 27 号 線	秋田市手形字西谷地125番 2 地先 秋田市手形字西谷地122番 1 地先	56.20	8.00 ～ 8.00
市道	旧	手形中谷地 4 号 線	秋田市手形字中谷地54番 7 地先 秋田市手形字中谷地51番 1 地先	67.20	6.00 ～ 6.00
	新	手形中谷地 4 号 線	秋田市手形字中谷地54番 7 地先 秋田市手形字中谷地51番 1 地先	55.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	大巻 7 号 線	秋田市広面字大巻48番 2 地先 秋田市広面字大巻61番 1 地先	113.50	6.00 ～ 6.00
	新	大巻 7 号 線	秋田市広面字大巻48番 2 地先 秋田市広面字大巻61番 1 地先	113.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形山崎 7 号線	秋田市手形字西谷地176番 1 地先 秋田市手形字西谷地211番 1 地先	110.20	6.30 ～ 7.10
	新	手形山崎 7 号線	秋田市手形字西谷地176番 1 地先 秋田市手形字西谷地211番 1 地先	108.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	千秋久保田町 7 号 線	秋田市千秋久保田町 3 番34地先 秋田市千秋久保田町 3 番58地先	330.00	13.00 ～ 14.00
	新	千秋久保田町 7 号 線	秋田市千秋久保田町 3 番34地先 秋田市千秋久保田町 3 番58地先	330.00	12.10 ～ 14.00
市道	旧	手形西谷地 35 号 線	秋田市手形字西谷地407番 1 地先 秋田市手形字西谷地409番地先	104.10	8.00 ～ 8.00
	新	手形西谷地 35 号 線	秋田市手形字西谷地407番 1 地先 秋田市手形字西谷地409番地先	100.10	8.00 ～ 8.00
市道	旧	手形山崎 西谷地 線	秋田市手形字山崎39番 1 地先 秋田市手形西谷地 5 番 1 地先	517.20	5.50 ～ 5.90
	新	手形山崎 西谷地 線	秋田市手形字山崎39番 1 地先 秋田市手形字西谷地 5 番 1 地先	514.10	5.50 ～ 6.00
市道	旧	古川新町 愛宕下 線	秋田市榑山古川新町 7 番地先 秋田市榑山愛宕下77番 1 地先	527.60	4.30 ～ 8.20
	新	古川新町 愛宕下 線	秋田市榑山古川新町 7 番地先 秋田市榑山愛宕下77番 1 地先	527.60	4.60 ～ 8.20
市道	旧	仁井田福島 31 号 線	秋田市仁井田福島一丁目120番11地先 秋田市仁井田福島一丁目120番 3 地先	52.80	5.90 ～ 5.90
	新	仁井田福島 31 号 線	秋田市仁井田福島一丁目120番11地先 秋田市仁井田福島一丁目120番 3 地先	56.90	5.90 ～ 5.90
市道	旧	仁井田栄町 23 号 線	秋田市仁井田栄町323番17地先 秋田市仁井田栄町325番11地先	86.40	5.70 ～ 6.00
	新	仁井田栄町 23 号 線	秋田市仁井田栄町323番17地先 秋田市仁井田栄町325番11地先	87.50	5.70 ～ 6.00

市道	旧	手形西谷地 45号線	秋田市手形字西谷地188番1地先 秋田市手形字西谷地188番1地先	41.72	6.00 ～ 6.00
	新	手形西谷地 45号線	秋田市手形字西谷地188番1地先 秋田市手形字西谷地188番1地先	44.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	手形西谷地 52号線	秋田市手形字西谷地562番地先 秋田市手形字西谷地313番2地先	410.00	31.5 ～ 31.5
	新	手形西谷地 52号線	秋田市手形字西谷地562番地先 秋田市手形字西谷地313番2地先	377.70	31.60
市道	旧	二ツ屋二丁目 29号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目274番3地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目142番3地先	59.4	6.00 ～ 6.00
	新	二ツ屋二丁目 29号線	秋田市仁井田二ツ屋二丁目274番3地先 秋田市仁井田二ツ屋二丁目142番3地先	61.00	6.00 ～ 6.00
市道	旧	土崎南一丁目 4号線	秋田市土崎港南一丁目524番地先 秋田市土崎港南一丁目524番地先	28.40	4.70 ～ 4.70
	新	土崎南一丁目 4号線	秋田市土崎港南一丁目524番地先 秋田市土崎港南一丁目524番地先	28.40	4.90 ～ 4.90
市道	旧	寺内後城土崎南 一丁目線	秋田市寺内字後城203番1地先 秋田市土崎港南一丁目519番6地先	987.50	4.10 ～ 11.50
	新	寺内後城土崎南 一丁目線	秋田市寺内字後城203番1地先 秋田市土崎港南一丁目519番6地先	987.50	4.10 ～ 11.50
市道	旧	土崎南三丁目 2号線	秋田市土崎港南三丁目485番3地先 秋田市土崎港南三丁目535番5地先	489.20	4.10 ～ 6.00
	新	土崎南三丁目 2号線	秋田市土崎港南三丁目485番3地先 秋田市土崎港南三丁目535番5地先	489.20	4.10 ～ 6.00
市道	旧	大小路2号線	秋田市寺内字大小路199番地先 秋田市寺内字大小路150番8地先	333.00	4.00 ～ 5.70
	新	大小路2号線	秋田市寺内字大小路199番地先 秋田市寺内字大小路150番8地先	333.00	4.00 ～ 5.70
市道	旧	堂ノ沢団地 1号線	秋田市寺内字堂ノ沢307番2地先 秋田市寺内字堂ノ沢301番7地先	132.50	6.60 ～ 8.00
	新	堂ノ沢団地 1号線	秋田市寺内字堂ノ沢307番2地先 秋田市寺内字堂ノ沢301番7地先	132.50	7.10 ～ 8.00
市道	旧	寺内油田3号線	秋田市寺内字堂ノ沢104番11地先 秋田市寺内字油田15番2地先	268.90	4.00 ～ 5.00
	新	寺内油田3号線	秋田市寺内字堂ノ沢104番11地先 秋田市寺内字油田15番2地先	268.90	4.00 ～ 5.10
市道	旧	千秋中島町 4号線	秋田市千秋中島町426番地先 秋田市千秋中島町201番32地先	354.40	1.50 ～ 5.60
	新	千秋中島町 4号線	秋田市千秋中島町426番地先 秋田市千秋中島町201番32地先	354.40	1.50 ～ 5.60
市道	旧	土崎南三丁目 3号線	秋田市土崎港南三丁目489番1地先 秋田市土崎港南三丁目524番4地先	433.00	3.10 ～ 6.20
	新	土崎南三丁目 3号線	秋田市土崎港南三丁目489番1地先 秋田市土崎港南三丁目524番4地先	433.00	3.10 ～ 6.00
市道	旧	高陽幸町4号線	秋田市高陽幸町501番地先 秋田市高陽幸町494番7地先	119.00	4.40 ～ 6.50
	新	高陽幸町4号線	秋田市高陽幸町501番地先 秋田市高陽幸町494番7地先	119.00	4.40 ～ 6.00
市道	旧	八橋大畑二丁目 3号線	秋田市八橋大畑二丁目93番1地先 秋田市八橋大畑二丁目93番2地先	55.20	6.00 ～ 6.00
	新	八橋大畑二丁目 3号線	秋田市八橋大畑二丁目93番1地先 秋田市八橋大畑二丁目93番2地先	55.20	6.00 ～ 6.00

市道	旧	土崎中央五丁目 11 号 線	秋田市土崎港中央五丁目371番 2 地先 秋田市土崎港中央五丁目371番 7 地先	49.40	2.20 ～ 2.60
	新	土崎中央五丁目 11 号 線	秋田市土崎港中央五丁目371番 2 地先 秋田市土崎港中央五丁目371番 7 地先	50.50	4.00 ～ 4.00
市道	旧	土 崎 北 一 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北一丁目206番35地先 秋田市土崎港北一丁目18番39地先	418.40	4.40 ～ 9.30
	新	土 崎 北 一 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北一丁目206番35地先 秋田市土崎港北一丁目18番39地先	418.40	4.40 ～ 9.30
市道	旧	土 崎 北 一 丁 目 7 号 線	秋田市土崎港北一丁目207番54地先 秋田市土崎港北一丁目207番827地先	112.80	5.10 ～ 6.00
	新	土 崎 北 一 丁 目 7 号 線	秋田市土崎港北一丁目207番54地先 秋田市土崎港北一丁目207番827地先	112.80	5.10 ～ 6.50
市道	旧	将軍野東 9 号線	秋田市将軍野東三丁目 6 番52地先 秋田市将軍野東三丁目 6 番26地先	193.80	6.00 ～ 6.20
	新	将軍野東 9 号線	秋田市将軍野東三丁目 6 番52地先 秋田市将軍野東三丁目 6 番26地先	193.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	家ノ前 2 号線	秋田市外旭川字家ノ前608番 1 地先 秋田市外旭川字家ノ前269番 3 地先	746.30	3.60 ～ 8.00
	新	家ノ前 2 号線	秋田市外旭川字家ノ前608番 1 地先 秋田市外旭川字家ノ前269番 3 地先	746.30	4.00 ～ 8.00
市道	旧	将 軍 野 団 地 3 号 線	秋田市将軍野桂町223番19地先 秋田市将軍野桂町223番 5 地先	96.10	5.90 ～ 5.90
	新	将 軍 野 団 地 3 号 線	秋田市将軍野桂町223番19地先 秋田市将軍野桂町223番 5 地先	96.10	6.00 ～ 6.10
市道	旧	将 軍 野 団 地 4 号 線	秋田市将軍野桂町211番36地先 秋田市将軍野桂町211番 7 地先	113.50	8.10 ～ 8.10
	新	将 軍 野 団 地 4 号 線	秋田市将軍野桂町211番36地先 秋田市将軍野桂町211番 7 地先	114.80	8.10 ～ 8.10
市道	旧	将 軍 野 団 地 5 号 線	秋田市将軍野桂町107番47地先 秋田市将軍野桂町107番 5 地先	123.80	6.20 ～ 6.20
	新	将 軍 野 団 地 5 号 線	秋田市将軍野桂町107番47地先 秋田市将軍野桂町107番 5 地先	123.80	6.00 ～ 6.10
市道	旧	将 軍 野 団 地 18 号 線	秋田市将軍野桂町88番 9 地先 秋田市将軍野桂町88番13地先	63.70	4.60 ～ 4.60
	新	将 軍 野 団 地 18 号 線	秋田市将軍野桂町88番 9 地先 秋田市将軍野桂町88番13地先	63.70	4.30 ～ 4.80
市道	旧	外 旭 川 在 家 1 号 線	秋田市外旭川字在家 1 番 1 地先 秋田市外旭川字在家19番 1 地先	73.40	5.20 ～ 6.20
	新	外 旭 川 在 家 1 号 線	秋田市外旭川字在家 1 番 1 地先 秋田市外旭川字在家19番 1 地先	73.40	5.20 ～ 6.20
市道	旧	中谷地小谷地線	秋田市外旭川字潟堰下25番 5 地先 秋田市外旭川字小谷地116番 1 地先	722.30	4.60 ～ 7.00
	新	中谷地小谷地線	秋田市外旭川字潟堰下25番 5 地先 秋田市外旭川字小谷地116番 1 地先	722.30	5.90 ～ 7.00
市道	旧	泉釜ノ町22号線	秋田市泉釜ノ町114番 4 地先 秋田市泉釜ノ町112番 2 地先	77.80	6.00 ～ 6.00
	新	泉釜ノ町22号線	秋田市泉釜ノ町114番 4 地先 秋田市泉釜ノ町112番 2 地先	75.50	6.00 ～ 6.00
市道	旧	土 崎 北 三 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北三丁目131番20地先 秋田市土崎港北三丁目131番23地先	47.70	6.00 ～ 6.00
	新	土 崎 北 三 丁 目 9 号 線	秋田市土崎港北三丁目131番20地先 秋田市土崎港北三丁目131番23地先	48.80	6.00 ～ 6.00

市道	旧	外 旭 川 八 幡 田 33 号 線	秋田市外旭川字八幡田26番13地先 秋田市外旭川字八幡田26番12地先	168.00	4.00 ～ 6.00
	新	外 旭 川 八 幡 田 33 号 線	秋田市外旭川字八幡田26番13地先 秋田市外旭川字八幡田26番12地先	165.30	4.00 ～ 6.00
市道	旧	泉釜ノ町23号線	秋田市泉釜ノ町157番 5 地先 秋田市泉釜ノ町157番 2 地先	79.60	6.00 ～ 6.00
	新	泉釜ノ町23号線	秋田市泉釜ノ町157番 5 地先 秋田市泉釜ノ町157番 2 地先	79.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	将軍野東二丁目 22 号 線	秋田市将軍野東二丁目29番50地先 秋田市将軍野東二丁目31番282地先	132.00	4.00 ～ 4.00
	新	将軍野東二丁目 22 号 線	秋田市将軍野東二丁目29番50地先 秋田市将軍野東二丁目31番282地先	136.00	4.00 ～ 4.10
市道	旧	小阿地中野谷地 中 線	秋田市四ツ小屋小阿地字中野23番 1 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字谷地中 9 番地先	1,566.20	2.70 ～ 14.00
	新	小阿地中野谷地 中 線	秋田市四ツ小屋小阿地字中野23番 1 地先 秋田市四ツ小屋小阿地字谷地中 9 番地先	1,566.20	2.70 ～ 14.50
市道	旧	仁 井 田 中 新 田 3 号 線	秋田市仁井田字中新田383番 1 地先 秋田市仁井田字中新田414番地先	115.40	4.50 ～ 6.00
	新	仁 井 田 中 新 田 3 号 線	秋田市仁井田字中新田383番 1 地先 秋田市仁井田字中新田414番地先	115.40	5.60 ～ 6.00
市道	旧	御野場西69号線	秋田市仁井田字新中島30番212地先 秋田市仁井田字下新田200番320地先	401.60	6.50 ～ 16.50
	新	御野場西69号線	秋田市仁井田字新中島30番212地先 秋田市仁井田字下新田200番320地先	401.60	6.50 ～ 16.50
市道	旧	牛 島 西 三 丁 目 19 号 線	秋田市牛島西三丁目17番 2 地先 秋田市牛島西三丁目 8 番 5 地先	112.70	4.20 ～ 6.00
	新	牛 島 西 三 丁 目 19 号 線	秋田市牛島西三丁目17番 2 地先 秋田市牛島西三丁目 8 番 5 地先	111.70	4.20 ～ 6.00
市道	旧	御野場西自歩道 1 号 線	秋田市御野場新町一丁目30番234地先 秋田市御野場新町一丁目30番234地先	17.50	4.00 ～ 4.00
	新	御野場西自歩道 1 号 線	秋田市御野場新町一丁目30番234地先 秋田市御野場新町一丁目30番234地先	18.50	4.00 ～ 4.00
市道	旧	御野場西98号線	秋田市御野場新町一丁目30番283地先 秋田市御野場新町一丁目30番283地先	16.80	6.00 ～ 6.00
	新	御野場西98号線	秋田市御野場新町一丁目30番283地先 秋田市御野場新町一丁目30番283地先	20.80	6.00 ～ 6.00
市道	旧	御野場西自歩道 2 号 線	秋田市御野場新町一丁目30番287地先 秋田市御野場新町一丁目30番288地先	16.00	4.00 ～ 4.00
	新	御野場西自歩道 2 号 線	秋田市御野場新町一丁目30番287地先 秋田市御野場新町一丁目30番288地先	19.80	4.00 ～ 4.00
市道	旧	新 中 島 大 野 線	秋田市仁井田字新中島253番 1 地先 秋田市仁井田字大野211番 1 地先	874.20	5.00 ～ 20.80
	新	新 中 島 大 野 線	秋田市仁井田字新中島253番 1 地先 秋田市仁井田字大野211番 1 地先	872.30	5.00 ～ 20.80
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 173号線	秋田市御所野地藏田五丁目187番地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番11地先	340.80	8.00 ～ 8.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 173号線	秋田市御所野地藏田五丁目187番地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番11地先	340.80	8.00 ～ 8.00
市道	旧	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島 1 番 1 地先 秋田市仁井田字小中島239番 1 地先	901.00	14.00 ～ 14.00
	新	仁井田小中島線	秋田市仁井田字小中島 1 番 1 地先 秋田市仁井田字小中島239番 1 地先	901.00	14.00 ～ 17.00

市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 187 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目27番 5 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目214番地先	108.50	6.00 ～ 6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 187 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目27番 5 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目214番地先	106.20	6.00 ～ 6.00
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 190 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目25番 8 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目26番 4 地先	80.20	6.00 ～ 6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 190 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目25番 8 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目26番 4 地先	80.20	6.00 ～ 10.20
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 191 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目26番14地先 秋田市御所野地蔵田五丁目26番 2 地先	79.60	6.00 ～ 6.00
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 191 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目26番14地先 秋田市御所野地蔵田五丁目26番 2 地先	79.60	6.00 ～ 10.20
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 196 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目32番 1 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目32番 3 地先	129.70	6.50 ～ 6.50
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 196 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目32番 1 地先 秋田市御所野地蔵田五丁目32番 3 地先	129.70	6.00 ～ 6.50
市道	旧	仁 井 田 大 野 6 号 線	秋田市仁井田字大野291番 7 地先 秋田市仁井田字大野331番 3 地先	172.80	4.00 ～ 4.00
	新	仁 井 田 大 野 6 号 線	秋田市仁井田字大野291番 7 地先 秋田市仁井田字大野331番 3 地先	172.80	4.00 ～ 5.60
市道	旧	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 182 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目28番15地先 秋田市御所野地蔵田五丁目28番11地先	79.65	6.00 ～ 10.50
	新	御 所 野 ニ ュ ー タ ウ ン 182 号 線	秋田市御所野地蔵田五丁目28番15地先 秋田市御所野地蔵田五丁目28番11地先	81.50	6.00 ～ 10.50
市道	旧	古 堂 二 十 町 線	秋田市下浜羽川字二十町 9 番地先 秋田市下浜羽川字二十町71番地先	360.80	2.40 ～ 9.00
	新	古 堂 二 十 町 線	秋田市下浜羽川字二十町 9 番地先 秋田市下浜羽川字二十町71番地先	360.80	2.60 ～ 9.00
市道	旧	新屋扇町15号線	秋田市新屋扇町220番地先 秋田市新屋扇町192番 3 地先	94.50	5.30 ～ 5.50
	新	新屋扇町15号線	秋田市新屋扇町220番地先 秋田市新屋扇町192番 3 地先	109.30	5.30 ～ 5.50
市道	旧	下 北 手 袖 ノ 沢 2 号 線	秋田市下北手桜字袖ノ沢15番 6 地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢15番 1 地先	16.00	6.00 ～ 6.00
	新	下 北 手 袖 ノ 沢 2 号 線	秋田市下北手桜字袖ノ沢15番 6 地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢15番 1 地先	17.30	6.00 ～ 6.00
市道	旧	横 森 一 丁 目 蛭 沢 線	秋田市横森一丁目51番 4 地先 秋田市横森二丁目44番12地先	647.20	3.70 ～ 9.20
	新	横 森 一 丁 目 蛭 沢 線	秋田市横森一丁目51番 4 地先 秋田市横森二丁目44番12地先	647.20	3.70 ～ 9.50
市道	旧	仁 井 田 横 山 1 号 線	秋田市仁井田字横山251番 1 地先 秋田市仁井田字横山245番地先	93.00	4.30 ～ 4.30
	新	仁 井 田 横 山 1 号 線	秋田市仁井田字横山251番 1 地先 秋田市仁井田字横山245番地先	93.00	4.90 ～ 5.20
市道	旧	横 森 三 丁 目 1 号 線	秋田市横森三丁目14番 2 地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢12番 9 地先	189.90	6.00 ～ 6.00
	新	横 森 三 丁 目 1 号 線	秋田市横森三丁目14番 2 地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢12番 9 地先	191.40	6.00 ～ 6.00
市道	旧	柳 田 本 線	秋田市柳田字川崎66番 1 地先 秋田市柳田字石神130番地先	1,654.40	3.50 ～ 7.20
	新	柳 田 本 線	秋田市柳田字川崎66番 1 地先 秋田市柳田字石神130番地先	1,654.40	3.50 ～ 8.30

市道	旧	堤ノ沢北1号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	268.40	16.00 ～ 16.00
	新	堤ノ沢北1号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	268.40	16.00 ～ 16.00
市道	旧	横森二丁目 21号線	秋田市横森二丁目143番1地先 秋田市横森二丁目48番9地先	55.80	4.00 ～ 5.90
	新	横森二丁目 21号線	秋田市横森二丁目143番1地先 秋田市横森二丁目48番9地先	55.80	4.00 ～ 5.90
市道	旧	ハイタウン桜 46号線	秋田市下北手桜字袖ノ沢124番9地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢121番6地先	116.50	6.00 ～ 6.00
	新	ハイタウン桜 46号線	秋田市下北手桜字袖ノ沢124番9地先 秋田市下北手桜字袖ノ沢121番6地先	120.70	6.00 ～ 6.00
市道	旧	堤台一丁目北 4号線	秋田市御所野堤台一丁目5番1地先 秋田市御所野堤台一丁目5番3地先	418.35	14.00 ～ 14.00
	新	堤台一丁目北 4号線	秋田市御所野堤台一丁目5番1地先 秋田市御所野堤台一丁目5番3地先	427.60	14.00 ～ 15.30
市道	旧	堤台一丁目 5号線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目25番地先	562.21	6.00 ～ 6.50
	新	堤台一丁目 5号線	秋田市御所野堤台一丁目6番1地先 秋田市御所野堤台一丁目25番地先	506.10	6.00 ～ 6.50
市道	旧	横森三丁目 5号線	秋田市横森三丁目114番13地先 秋田市横森三丁目114番8地先	95.60	6.00 ～ 6.00
	新	横森三丁目 5号線	秋田市横森三丁目114番13地先 秋田市横森三丁目114番8地先	96.90	6.00 ～ 6.00
市道	旧	湯沢1号線	秋田市添川字湯沢27番地先 秋田市添川字湯沢307番地先	1,010.50	2.80 ～ 7.10
	新	湯沢1号線	秋田市添川字湯沢27番地先 秋田市添川字湯沢307番地先	1,007.40	2.80 ～ 7.10
市道	旧	蓬田2号線	秋田市添川字蓬田3番1地先 秋田市添川字蓬田17番地先	165.50	3.20 ～ 8.00
	新	蓬田2号線	秋田市添川字蓬田3番1地先 秋田市添川字蓬田17番地先	165.50	3.20 ～ 8.00
市道	旧	広面川崎3号線	秋田市広面字川崎114番1地先 秋田市広面字川崎126番地先	242.50	4.10 ～ 6.00
	新	広面川崎3号線	秋田市広面字川崎114番1地先 秋田市広面字川崎126番地先	242.50	4.10 ～ 6.00
市道	旧	広面川崎10号線	秋田市広面字川崎133番2地先 秋田市広面字川崎120番1地先	111.00	3.00 ～ 6.10
	新	広面川崎10号線	秋田市広面字川崎133番2地先 秋田市広面字川崎120番1地先	109.90	6.00 ～ 6.10
市道	旧	太平山谷 皿見内線	秋田市太平山谷字下皿見内115番1地先 秋田市太平山谷字地主204番2地先	1,181.70	4.30 ～ 21.00
	新	太平山谷 皿見内線	秋田市太平山谷字下皿見内115番1地先 秋田市太平山谷字地主204番2地先	1,166.90	4.60 ～ 17.00
市道	旧	蓬田矢坂1号線	秋田市添川字蓬田28番2地先 秋田市添川字矢坂71番1地先	225.00	5.40 ～ 6.00
	新	蓬田矢坂1号線	秋田市添川字蓬田28番2地先 秋田市添川字矢坂71番1地先	234.40	5.40 ～ 6.70
市道	旧	谷内佐渡11号線	秋田市広面字谷内佐渡206番5地先 秋田市広面字川崎6番3地先	110.00	6.00 ～ 6.00
	新	谷内佐渡11号線	秋田市広面字谷内佐渡206番5地先 秋田市広面字川崎6番3地先	113.90	6.00 ～ 6.00

市道	旧	笠 岡 1 号 線	秋田市下新城笠岡字笠岡57番地先 秋田市下新城笠岡字笠岡24番地先	487.10	2.70 ～ 9.00
	新	笠 岡 1 号 線	秋田市下新城笠岡字笠岡57番地先 秋田市下新城笠岡字笠岡24番地先	475.20	2.70 ～ 9.00
市道	旧	土 崎 北 七 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北七丁目86番71地先 秋田市土崎港北七丁目88番 2 地先	71.10	3.80 ～ 5.00
	新	土 崎 北 七 丁 目 1 号 線	秋田市土崎港北七丁目86番71地先 秋田市土崎港北七丁目88番 2 地先	71.10	3.80 ～ 5.10
市道	旧	鳩 崎 青 崎 線	秋田市金足吉田字吉田尻12番地先 秋田市下新城青崎字雷田188番地先	1,206.80	3.50 ～ 18.50
	新	鳩 崎 青 崎 線	秋田市金足吉田字吉田尻12番地先 秋田市下新城青崎字雷田188番地先	1,202.50	3.50 ～ 18.50
市道	旧	天ノ袋 2 号 線	秋田市飯島字前田表156番 2 地先 秋田市飯島字前田表127番地先	125.00	5.00 ～ 11.00
	新	天ノ袋 2 号 線	秋田市飯島字前田表156番 2 地先 秋田市飯島字前田表127番地先	126.50	5.00 ～ 11.00
市道	旧	グラウンド線	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地75番 3 地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地11番 2 地先	246.50	5.50 ～ 15.00
	新	グラウンド線	秋田市河辺北野田高屋字雷谷地75番 3 地先 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地11番 2 地先	246.50	5.50 ～ 15.00
市道	旧	坂 本 大 張 野 線	秋田市河辺和田字宮崎136番地先 秋田市河辺大張野字水口沢124番 1 地先	1,088.20	3.90 ～ 11.50
	新	坂 本 大 張 野 線	秋田市河辺和田字宮崎136番地先 秋田市河辺大張野字水口沢124番 1 地先	1,088.20	3.90 ～ 11.50
市道	旧	留 見 瀬 尼 沢 線	秋田市河辺三内字留見瀬21番 3 地先 秋田市河辺三内字尼沢44番 1 地先	1,793.90	4.80 ～ 14.00
	新	留 見 瀬 尼 沢 線	秋田市河辺三内字留見瀬21番 3 地先 秋田市河辺三内字尼沢44番 1 地先	1,793.90	4.80 ～ 14.00
市道	旧	本 田 線	秋田市雄和田草川字本田248番21地先 秋田市雄和田草川字本田221番地先	734.00	3.60 ～ 17.50
	新	本 田 線	秋田市雄和田草川字本田248番21地先 秋田市雄和田草川字本田221番地先	734.00	3.60 ～ 17.50
市道	旧	相 川 川 添 線	秋田市雄和相川字銅屋260番 1 地先 秋田市雄和相川字銅屋24番地先	416.10	3.20 ～ 8.30
	新	相 川 川 添 線	秋田市雄和相川字銅屋260番 1 地先 秋田市雄和相川字銅屋24番地先	416.10	3.20 ～ 8.30
市道	旧	吉 田 線	秋田市雄和相川字銅屋309番地先 秋田市雄和相川字銅屋29番地先	169.30	5.50 ～ 7.50
	新	吉 田 線	秋田市雄和相川字銅屋309番地先 秋田市雄和相川字銅屋29番地先	169.30	5.50 ～ 7.50
市道	旧	戸 草 沢 線	秋田市雄和種沢字戸草川154番 2 地先 秋田市雄和種沢字戸草川169番 2 地先	340.70	4.60 ～ 9.50
	新	戸 草 沢 線	秋田市雄和種沢字戸草川154番 2 地先 秋田市雄和種沢字戸草川169番 2 地先	340.70	4.60 ～ 9.50
市道	旧	太子前山王堂線	秋田市雄和種沢字山王堂41番地先 秋田市雄和種沢字山王堂109番地先	223.60	4.00 ～ 5.50
	新	太子前山王堂線	秋田市雄和種沢字山王堂41番地先 秋田市雄和種沢字山王堂109番地先	223.60	4.50 ～ 8.00
市道	旧	新 町 線	秋田市雄和新波字新町160番地先 秋田市雄和新波字新町69番地先	597.70	4.30 ～ 12.80
	新	新 町 線	秋田市雄和新波字新町160番地先 秋田市雄和新波字新町69番地先	597.70	4.50 ～ 12.80

市道	旧	新 波 線	秋田市雄和新波字樋口43番 2 地先 秋田市雄和新波字志開170番地先	1,247.70	4.00 ～ 16.80
	新	新 波 線	秋田市雄和新波字樋口43番 2 地先 秋田市雄和新波字志開170番地先	1,247.70	4.50 ～ 16.80
市道	旧	滑 沢 3 号 線	秋田市雄和碓田字宮ノ前44番地先 秋田市雄和碓田字中村31番 1 地先	158.20	4.40 ～ 9.80
	新	滑 沢 3 号 線	秋田市雄和碓田字宮ノ前44番地先 秋田市雄和碓田字中村31番 1 地先	158.20	4.60 ～ 9.80
市道	旧	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.50 ～ 11.00
	新	山 崎 椿 台 線	秋田市雄和田草川字山崎山21番地先 秋田市雄和椿川字前椿岱135番地先	1,912.40	4.50 ～ 11.00
市道	旧	館ノ下堤根線	秋田市雄和椿川字館ノ下30番地先 秋田市雄和椿川字関田105番地先	2,295.40	3.40 ～ 17.90
	新	館ノ下堤根線	秋田市雄和椿川字館ノ下30番地先 秋田市雄和椿川字関田105番地先	2,295.40	3.40 ～ 17.90

2 供用開始の期日

平成21年 3 月30日から

3 縦覧期間

平成21年 4 月12日まで

秋田市告示第79号

市道路線供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

秋田市道路管理者

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 道路の供用廃止区間

整理番号	路 線 名	供 用 廃 止 区 間
70217	堤ノ沢 宝竜崎線	秋田市御所野堤台一丁目 6 番 1 地先 秋田市御所野堤台一丁目 6 番 1 地先

2 供用廃止の期日

平成21年 3 月30日

3 縦覧期間

平成21年 3 月30日から

平成21年 4 月12日まで

秋田市告示第80号

景観法（平成16年法律第110号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、景観計画を次のとおり定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により告示および公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 景観計画の名称

秋田市景観計画

2 景観計画区域に定める区域

秋田市全域

3 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで。ただし、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）に規定する本市の休日を除く。

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課

5 景観計画の適用日

この計画は、平成21年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 1 編および第 2 編に定める事項の適用については、別に告示する。

秋田市告示第81号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料収納事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1

財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 佐 藤 英 實

2 委託期間

平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

秋田市告示第82号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
専 仁 堂 薬 局	秋田市牛島東一丁目 2 番 7 号	平成21年 4 月 1 日

秋田市告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田港振興センター施設使用料の収納事務を次の者に委託したので、同法同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 受託人の住所および氏名

秋田市土崎港西一丁目10番45号

秋田県貿易株式会社

代表取締役社長 嶋 田 康 子

秋田市告示第84号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成21年 3 月31日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 施 設 名 秋田市西部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市西部市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市新屋扇町13番34号
西部地域住民自治協議会
会長 野 口 良 孝
- 3 指定の期間 平成21年 5 月 7 日から平成26年 3 月31日まで

教 委 告 示**秋田市教委告示第4号**

平成21年 3 月 5 日午後 5 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成21年 3 月 2 日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 教職員人事異動に関する件

秋田市教委告示第5号

平成21年 3 月17日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年 3 月13日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
- 2 秋田市教育委員会公告式規則の一部を改正する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 4 秋田市心身障害児就学指導委員会規則の一部を改正する件
- 5 学校教育法施行細則の一部を改正する件

6 秋田市立小、中学校管理規則の一部を改正する件

7 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部を改正する件

8 秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件

9 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部を改正する件

10 秋田市児童館管理運営規則の一部を改正する件

11 秋田市北野田公園体育施設管理運営規則を設定する件

秋田市教委告示第6号

平成21年 4 月 1 日午後 3 時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成21年 3 月27日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 秋田市教育長職務代行者の順位を定める件
- 2 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 3 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件
- 4 秋田市立学校授業料減免規則の一部を改正する件

選 管 告 示**秋市選管告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

1 50分の1の数 5,370人

2 3分の1の数 89,498人

秋市選管告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項および第23条第1項の規定に基づき、平成21年 4 月12日執行予定の秋田市長選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日および縦覧期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月 2 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

1 基 準 日 平成21年 4 月 4 日

（ただし年齢については同年 4 月13日）

2 登 録 日 平成21年 4 月 4 日

3 縦覧期間 平成21年 4 月 5 日

秋市選管告示第11号

平成21年 3 月 3 日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告

示する。

平成21年 3 月 4 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	工 藤 博	男	秋田市雄和新波字新町166番地	昭和27年 4 月28日	自営業
2	平成21年 2 月24日	岡 部 賢 一	男	秋田市雄和新波字新町120番地	昭和22年 4 月10日	農 業
3	平成21年 2 月24日	工 藤 泰 嗣	男	秋田市雄和新波字清水木80番地 1	昭和23年 3 月 2 日	農 業
4	平成21年 2 月24日	佐々木 了	男	秋田市雄和新波字樋口25番地 1	昭和20年 1 月13日	農 業
5	平成21年 2 月24日	横 田 定 和	男	秋田市雄和新波字大巻189番地	昭和26年 5 月27日	農 業
6	平成21年 2 月24日	岡 部 廉	男	秋田市雄和新波字新町111番地	昭和 8 年 7 月 3 日	農 業
7	平成21年 2 月24日	工 藤 省 悟	男	秋田市雄和新波字清水木141番地 4	昭和25年11月 2 日	農 業

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	浅 野 幹 夫	男	秋田市雄和向野字佛ノ前42番地	昭和22年11月30日	農 業
2	平成21年 2 月24日	浅 野 省 三	男	秋田市雄和向野字前開35番地	昭和22年 6 月15日	農 業
3	平成21年 2 月24日	浅 野 建 一	男	秋田市雄和向野字前開34番地	昭和24年 1 月 5 日	農 業
4	平成21年 2 月24日	那 須 直 仁	男	秋田市雄和向野字前開30番地	昭和34年 2 月 4 日	農 業

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	齊 藤 修 司	男	秋田市雄和繫字上田面22番地	昭和21年 3 月23日	農 業
2	平成21年 2 月24日	鈴 木 章	男	秋田市雄和繫字上繫 1 番地	昭和18年 7 月26日	農 業
3	平成21年 2 月24日	工 藤 博	男	秋田市雄和繫字宿114番地	昭和24年 2 月21日	農 業
4	平成21年 2 月24日	工 藤 忠兵衛	男	秋田市雄和繫字曾根58番地	昭和19年 5 月 1 日	農 業

第 4 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	渡 部 金一郎	男	秋田市雄和神ヶ村字上開22番地	昭和16年10月20日	農 業
2	平成21年 2 月24日	福 原 一 博	男	秋田市雄和神ヶ村字大橋222番地	昭和25年 8 月30日	地 方 公務員
3	平成21年 2 月24日	菅 野 俊 夫	男	秋田市雄和神ヶ村字窪102番地	昭和21年 8 月28日	農 業

4	平成21年 2月24日	鈴木 祐 喜	男	秋田市雄和神ヶ村字西又18番地	昭和37年 1 月15日	農林業
5	平成21年 2月24日	齊 藤 安 孝	男	秋田市雄和神ヶ村字才東33番地	昭和34年 7 月30日	農 業
6	平成21年 2月24日	佐々木 俊 紀	男	秋田市雄和神ヶ村字西脇 3 番地	昭和29年 3 月 8 日	団体職員

第 5 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2月24日	那 須 浩 司	男	秋田市雄和碓田字梵天野58番地 2	昭和32年 1 月 2 日	会社員
2	平成21年 2月24日	細 谷 孝 悦	男	秋田市雄和碓田字梵天野41番地	昭和23年 6 月24日	農 業
3	平成21年 2月24日	那 須 博	男	秋田市雄和碓田字中村77番地	昭和30年 7 月15日	会社員

第 6 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2月24日	佐々木 強	男	秋田市雄和萱ヶ沢字ニタノ沢40番地	昭和25年 8 月23日	農 業
2	平成21年 2月24日	打 矢 美 文	男	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢 4 番地 2	昭和33年 2 月18日	団体職員
3	平成21年 2月24日	齊 藤 良 春	男	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	昭和25年 1 月25日	農 業
4	平成21年 2月24日	工 藤 三 男	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢56番地	昭和23年10月17日	農 業
5	平成21年 2月24日	工 藤 健 郎	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢42番地	昭和34年 2 月16日	会社員
6	平成21年 2月24日	工 藤 芳 雄	男	秋田市雄和萱ヶ沢字船ヶ沢 1 番地 2	昭和32年 3 月 5 日	会社員

秋市選管告示第12号

平成21年 3 月 3 日執行の雄和土地改良区総代の総選挙において、
当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年
政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の氏名および

住所を次のとおり告示する。

平成21年 3 月 4 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2月24日	工 藤 博	男	秋田市雄和新波字新町166番地	昭和27年 4 月28日	自営業
2	平成21年 2月24日	岡 部 賢 一	男	秋田市雄和新波字新町120番地	昭和22年 4 月10日	農 業
3	平成21年 2月24日	工 藤 泰 嗣	男	秋田市雄和新波字清水木80番地 1	昭和23年 3 月 2 日	農 業
4	平成21年 2月24日	佐々木 了	男	秋田市雄和新波字樋口25番地 1	昭和20年 1 月13日	農 業
5	平成21年 2月24日	横 田 定 和	男	秋田市雄和新波字大巻189番地	昭和26年 5 月27日	農 業
6	平成21年 2月24日	岡 部 廉	男	秋田市雄和新波字新町111番地	昭和 8 年 7 月 3 日	農 業

7	平成21年 2 月24日	工 藤 省 悟	男	秋田市雄和新波字清水木141番地 4	昭和25年11月 2 日	農 業
---	-----------------	---------	---	--------------------	--------------	-----

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	浅 野 幹 夫	男	秋田市雄和向野字佛ノ前42番地	昭和22年11月30日	農 業
2	平成21年 2 月24日	浅 野 省 三	男	秋田市雄和向野字前開35番地	昭和22年 6 月15日	農 業
3	平成21年 2 月24日	浅 野 建 一	男	秋田市雄和向野字前開34番地	昭和24年 1 月 5 日	農 業
4	平成21年 2 月24日	那 須 直 仁	男	秋田市雄和向野字前開30番地	昭和34年 2 月 4 日	農 業

第 3 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	齊 藤 修 司	男	秋田市雄和繫字上田面22番地	昭和21年 3 月23日	農 業
2	平成21年 2 月24日	鈴 木 章	男	秋田市雄和繫字上繫 1 番地	昭和18年 7 月26日	農 業
3	平成21年 2 月24日	工 藤 博	男	秋田市雄和繫字宿114番地	昭和24年 2 月21日	農 業
4	平成21年 2 月24日	工 藤 忠兵衛	男	秋田市雄和繫字曾根58番地	昭和19年 5 月 1 日	農 業

第 4 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	渡 部 金一郎	男	秋田市雄和神ヶ村字上開22番地	昭和16年10月20日	農 業
2	平成21年 2 月24日	福 原 一 博	男	秋田市雄和神ヶ村字大橋222番地	昭和25年 8 月30日	地 方 公務員
3	平成21年 2 月24日	菅 野 俊 夫	男	秋田市雄和神ヶ村字窪102番地	昭和21年 8 月28日	農 業
4	平成21年 2 月24日	鈴 木 祐 喜	男	秋田市雄和神ヶ村字西又18番地	昭和37年 1 月15日	農林業
5	平成21年 2 月24日	齊 藤 安 孝	男	秋田市雄和神ヶ村字才東33番地	昭和34年 7 月30日	農 業
6	平成21年 2 月24日	佐々木 俊 紀	男	秋田市雄和神ヶ村字西脇 3 番地	昭和29年 3 月 8 日	団体職員

第 5 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	那 須 浩 司	男	秋田市雄和碓田字梵天野58番地 2	昭和32年 1 月 2 日	会社員
2	平成21年 2 月24日	細 谷 孝 悦	男	秋田市雄和碓田字梵天野41番地	昭和23年 6 月24日	農 業
3	平成21年 2 月24日	那 須 博	男	秋田市雄和碓田字中村77番地	昭和30年 7 月15日	会社員

第 6 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 2 月24日	佐々木 強	男	秋田市雄和萱ヶ沢字ニタノ沢40番地	昭和25年 8 月23日	農 業
2	平成21年 2 月24日	打 矢 美 文	男	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢 4 番地 2	昭和33年 2 月18日	団体職員
3	平成21年 2 月24日	齊 藤 良 春	男	秋田市雄和萱ヶ沢字真木屋11番地	昭和25年 1 月25日	農 業
4	平成21年 2 月24日	工 藤 三 男	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢56番地	昭和23年10月17日	農 業
5	平成21年 2 月24日	工 藤 健 郎	男	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢42番地	昭和34年 2 月16日	会社員
6	平成21年 2 月24日	工 藤 芳 雄	男	秋田市雄和萱ヶ沢字船ヶ沢 1 番地 2	昭和32年 3 月 5 日	会社員

秋市選管告示第13号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、秋田市旭川筋土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第 3 項および第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3 月 5 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 選挙の期日 平成21年 3 月12日
- 2 投票の時間 午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
 - 第 1 選挙区 19人
 - 第 2 選挙区 13人

秋市選管告示第14号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同施行令第 8 条第 7 項の規定により、その住所および氏名を告示する。

平成21年 3 月 5 日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
	選挙長	秋田市外旭川字堂ノ前 108番地	加賀屋 金 雄

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 久 志	男	秋田市寺内字三千刈140番地	昭和21年 1 月25日	農 業
2	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 昭 市	男	秋田市外旭川字前谷地112番地	昭和25年 1 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	小 野 賢 一	男	秋田市外旭川字梶ノ目237番地	昭和27年 3 月 9 日	農 業

第 1 選挙区	職 務 代理人	秋田市外旭川字梶ノ目 91番地 6	谷 々 兼 一
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字松崎121 番地	三 浦 孝 市
	選 挙 立会人	秋田市外旭川字前谷地 72番地	佐 藤 登
第 2 選挙区	選挙長	秋田市旭川新藤田東町 9 番19号	高 橋 忠 夫
	職 務 代理人	秋田市寺内堂ノ沢二丁 目15番14号	星 野 甚一郎
	選 挙 立会人	秋田市広面字二ツ屋14 番地	佐々木 秀 直
	選 挙 立会人	秋田市泉三嶽根 6 番 5 号	高 橋 清 一

秋市選管告示第15号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月13日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

4	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 健	男	秋田市外旭川字梶ノ目95番地	昭和24年 8 月28日	農 業
5	平成21年 3 月 5 日	三 浦 政 善	男	秋田市外旭川字水口11番地	昭和23年 1 月11日	農 業
6	平成21年 3 月 5 日	保 坂 健 治	男	秋田市外旭川字前谷地125番地	昭和24年 3 月25日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	鎌 田 重 美	男	秋田市將軍野向山 4 番35号	昭和13年10月24日	会社役員
8	平成21年 3 月 5 日	小 野 秋 由	男	秋田市外旭川字神田358番地	昭和23年11月14日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	小 野 彰	男	秋田市外旭川字梶ノ目485番地 1	昭和22年 7 月15日	農 業
10	平成21年 3 月 5 日	加賀屋 行 雄	男	秋田市將軍野南四丁目 2 番 8 号	昭和17年 3 月21日	無 職
11	平成21年 3 月 5 日	中 村 芳 郎	男	秋田市外旭川字南沢250番地	昭和18年 3 月22日	農 業
12	平成21年 3 月 5 日	猪 股 慶 一	男	秋田市外旭川字家ノ前300番地	昭和14年 8 月25日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	関 谷 慶 昭	男	秋田市外旭川字家ノ前105番地	昭和13年 9 月25日	農 業
14	平成21年 3 月 5 日	三 浦 鋭 美	男	秋田市將軍野南五丁目 2 番 2 号	昭和16年12月22日	無 職
15	平成21年 3 月 5 日	若 狭 清 美	男	秋田市上新城中字家ノ後219番地	昭和 6 年11月 3 日	農 業
16	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 富 雄	男	秋田市外旭川字梶ノ目36番地	昭和24年 3 月 9 日	農 業
17	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 祐 治	男	秋田市外旭川字家ノ前101番地	昭和20年 4 月 9 日	農 業
18	平成21年 3 月 5 日	荻 原 正 治	男	秋田市外旭川字松崎220番地 3	昭和11年 7 月31日	農 業
19	平成21年 3 月 5 日	小 野 光 義	男	秋田市外旭川字神田272番地	昭和29年 9 月30日	会社員

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	松 浏 勇	男	秋田市手形字蛇野42番地	昭和26年 2 月 6 日	地 方 公務員
2	平成21年 3 月 5 日	三 浦 富 雄	男	秋田市外旭川八幡田一丁目 3 番21号	昭和14年 5 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	荻 原 栄 悦	男	秋田市添川字湯沢36番地	昭和23年 4 月30日	農 業
4	平成21年 3 月 5 日	荻 原 勝 悦	男	秋田市添川字添川24番地	昭和33年 4 月 6 日	会社員
5	平成21年 3 月 5 日	米 塚 二 男	男	秋田市添川字添川20番地	昭和23年 9 月 3 日	農 業
6	平成21年 3 月 5 日	布 川 専 一	男	秋田市保戸野原の町 6 番26号	昭和25年 4 月26日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	三 浦 金 光	男	秋田市泉一ノ坪 4 番11号	昭和22年 1 月 1 日	無 職
8	平成21年 3 月 5 日	荻 原 史 晃	男	秋田市添川字添川44番地	昭和30年 1 月25日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	古 井 嘉 昭	男	秋田市寺内大小路 1 番20号	昭和28年 3 月 6 日	公務員

10	平成21年 3 月 5 日	古 井 金 壽	男	秋田市寺内見桜一丁目 5 番19号	昭和 8 年11月 3 日	農 業
11	平成21年 3 月 5 日	中 山 次 夫	男	秋田市濁川字口ノ田47番地 3	昭和16年 2 月12日	農 業
12	平成21年 3 月 5 日	渋谷 幸 和	男	秋田市川尻総社町17番 7 号	昭和22年 7 月 1 日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	佐々木 政 弘	男	秋田市広面字二ツ屋23番地 1	昭和29年 2 月24日	会社員

秋市選管告示第16号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の氏

名および住所を次のとおり告示する。

平成21年 3 月13日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 久 志	男	秋田市寺内字三千刈140番地	昭和21年 1 月25日	農 業
2	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 昭 市	男	秋田市外旭川字前谷地112番地	昭和25年 1 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	小 野 賢 一	男	秋田市外旭川字梶ノ目237番地	昭和27年 3 月 9 日	農 業
4	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 健	男	秋田市外旭川字梶ノ目95番地	昭和24年 8 月28日	農 業
5	平成21年 3 月 5 日	三 浦 政 善	男	秋田市外旭川字水口11番地	昭和23年 1 月11日	農 業
6	平成21年 3 月 5 日	保 坂 健 治	男	秋田市外旭川字前谷地125番地	昭和24年 3 月25日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	鎌 田 重 美	男	秋田市將軍野向山 4 番35号	昭和13年10月24日	会社役員
8	平成21年 3 月 5 日	小 野 秋 由	男	秋田市外旭川字神田358番地	昭和23年11月14日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	小 野 彰	男	秋田市外旭川字梶ノ目485番地 1	昭和22年 7 月15日	農 業
10	平成21年 3 月 5 日	加賀屋 行 雄	男	秋田市將軍野南四丁目 2 番 8 号	昭和17年 3 月21日	無 職
11	平成21年 3 月 5 日	中 村 芳 郎	男	秋田市外旭川字南沢250番地	昭和18年 3 月22日	農 業
12	平成21年 3 月 5 日	猪 股 慶 一	男	秋田市外旭川字家ノ前300番地	昭和14年 8 月25日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	関 谷 慶 昭	男	秋田市外旭川字家ノ前105番地	昭和13年 9 月25日	農 業
14	平成21年 3 月 5 日	三 浦 鋭 美	男	秋田市將軍野南五丁目 2 番 2 号	昭和16年12月22日	無 職
15	平成21年 3 月 5 日	若 狹 清 美	男	秋田市上新城中字家ノ後219番地	昭和 6 年11月 3 日	農 業
16	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 富 雄	男	秋田市外旭川字梶ノ目36番地	昭和24年 3 月 9 日	農 業
17	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 祐 治	男	秋田市外旭川字家ノ前101番地	昭和20年 4 月 9 日	農 業
18	平成21年 3 月 5 日	荻 原 正 治	男	秋田市外旭川字松崎220番地 3	昭和11年 7 月31日	農 業

19	平成21年 3 月 5 日	小 野 光 義	男	秋田市外旭川字神田272番地	昭和29年 9 月30日	会社員
----	------------------	---------	---	----------------	--------------	-----

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	松 渕 勇	男	秋田市手形字蛇野42番地	昭和26年 2 月 6 日	地 方 公務員
2	平成21年 3 月 5 日	三 浦 富 雄	男	秋田市外旭川八幡田一丁目 3 番21号	昭和14年 5 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	荻 原 栄 悦	男	秋田市添川字湯沢36番地	昭和23年 4 月30日	農 業
4	平成21年 3 月 5 日	荻 原 勝 悦	男	秋田市添川字添川24番地	昭和33年 4 月 6 日	会社員
5	平成21年 3 月 5 日	米 塚 二 男	男	秋田市添川字添川20番地	昭和23年 9 月 3 日	農 業
6	平成21年 3 月 5 日	布 川 専 一	男	秋田市保戸野原の町 6 番26号	昭和25年 4 月26日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	三 浦 金 光	男	秋田市泉一ノ坪 4 番11号	昭和22年 1 月 1 日	無 職
8	平成21年 3 月 5 日	荻 原 史 晃	男	秋田市添川字添川44番地	昭和30年 1 月25日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	古 井 嘉 昭	男	秋田市寺内大小路 1 番20号	昭和28年 3 月 6 日	公務員
10	平成21年 3 月 5 日	古 井 金 壽	男	秋田市寺内児桜一丁目 5 番19号	昭和 8 年11月 3 日	農 業
11	平成21年 3 月 5 日	中 山 次 夫	男	秋田市濁川字口ノ田47番地 3	昭和16年 2 月12日	農 業
12	平成21年 3 月 5 日	渋谷 幸 和	男	秋田市川尻総社町17番 7 号	昭和22年 7 月 1 日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	佐々木 政 弘	男	秋田市広面字二ツ屋23番地 1	昭和29年 2 月24日	会社員

秋市選管告示第17号

平成21年 4 月12日執行予定の秋田県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3 月18日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 異
(次のよう略)

秋市選管告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成21年 3 月25日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 異

- 1 期 間 平成21年 3 月26日から
平成21年 3 月26日まで
- 2 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局

3 時 間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第19号

平成21年 4 月12日執行予定の秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第10項の規定により準用する同条の 2 第 4 項により告示する。

平成21年 3 月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 異
(次のよう略)

秋市選管告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成21年 3 月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 金 持 異

- 1 50分の1の数 5,374人
2 3分の1の数 89,565人

秋市選管告示第21号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

1 投 票 区

秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで

2 閉じる時刻

午後 7 時

秋市選管告示第22号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

1 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日 時 平成21年 3 月26日

午後 5 時30分

秋市選管告示第23号

平成21年 4 月21日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所 名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号

7	川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	のびのび幼稚園（旧経法大付属）	茨島四丁目 1 番20号
9	南部公民館	牛島東六丁目 4 番 5 号
10	牛島児童館	牛島東一丁目 2 番 7 号
11	秋田南中学校	南通宮田15番 1 号
12	檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町 1 番 9 号
13	東小学校	東通二丁目11番 1 号
14	中通小学校	中通五丁目 8 番22号
16	秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1 番 6 号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の 5
23	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2 番地 1
26	山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1 番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の 1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号

35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地 3
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場 2 番地の 3
37	勝平児童館	新屋松美町 6 番 1 号
38	西部公民館	新屋元町15番14号
39	秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	新屋支所	新屋扇町12番35号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の 7
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地 6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の 1
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地 1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田 4 番地の 1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号
52	土崎小学校	土崎港中央三丁目 1 番78号
53	港北小学校	土崎港北四丁目 6 番 1 号
54	県立聾学校	土崎港北二丁目17番70号
55	土崎南小学校	土崎港東一丁目 6 番39号
56	将軍野中学校	将軍野南一丁目12番 1 号
57	寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番 1 号
58	外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地 2
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目 8 番 8 号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越 8 番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地

62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町 5 番22号
63	飯島小学校	飯島鼠田二丁目 2 番 1 号
64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地 4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の 5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合 7 番地
70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の 4
71	金足西小学校	金足大清水字大清水台 1 番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館42番地
73	金足東児童室	金足片田字待入109番地
74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の 3
75	泉中学校	泉北二丁目 6 番 1 号
76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美が丘東町10番10号
77	南浜地域活動支援センター	新屋南浜町 7 番10号
78	秋田市役所	山王一丁目 1 番 1 号
79	大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目 5 番 1 号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の 2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	桜小学校	桜四丁目12番 1 号
85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
86	御所野小学校	御所野元町五丁目 1 番 1 号
87	飯島南小学校	飯島西袋一丁目 1 番 2 号
88	御野場中学校	仁井田字中新田223番地

89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内

116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

秋市選管告示第24号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第41条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

期 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 選 挙 管 理 委 員 会	秋田市山王一丁目 2 番 34 号	平成21年 3 月27日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 市 土 崎 支 所	秋田市土崎港西三丁目10番 25 号	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字長沼27番地 3	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番 1 号	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
ナ イ ス 新 屋 店	秋田市新屋比内町17番 3 号	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 市 河 辺 市 民 セ ン タ ー	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 市 岩 見 三 内 連 絡 所	秋田市河辺三内字外川原34番地 1	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 市 雄 和 市 民 セ ン タ ー	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで
秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所	秋田市雄和新波字樋口62番地 2	平成21年 4 月 4 日から 平成21年 4 月11日まで

秋市選管告示第25号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 3 項の規定において読み替えて準用する同法第40条第 1 項ただし書きの規定に基づき次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後 8 時 (1 時間30分繰り下げ)
イ オ ン モ ー ル 秋 田	午前10時から午後 8 時 (1 時間30分繰り下げ)
ナ イ ス 新 屋 店	午前10時から午後 8 時 (1 時間30分繰り下げ)
秋 田 市 土 崎 支 所	午前 8 時30分から午後 7 時 (1 時間繰り上げ)
秋田市河辺市民センター	午前 8 時30分から午後 7 時 (1 時間繰り上げ)
秋田市雄和市民センター	午前 8 時30分から午後 7 時 (1 時間繰り上げ)

秋田市岩見三内連絡所

午前 8 時30分から午後 5 時
(3 時間繰り上げ)

秋 田 市 大 正 寺 連 絡 所

午前 8 時30分から午後 5 時
(3 時間繰り上げ)

秋市選管告示第26号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 24条第 1 項の規定に基づき次のとおり選任したので、同施行令第 25条の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙、秋田市長選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (八橋地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目 3 番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋畝沼町 3 番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 (保 戸 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町 7 番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地 2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 (秋 田 北 高 等 学 校)	投票管理者	秋田市飯島松根東町 4 番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸 5 番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 (八 橋 小 学 校)	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目 9 番 8 号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市川尻御休町 3 番15号	柴 山 裕 光
秋 田 市 第 5 投 票 区 (旭北地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町五丁目 5 番 2 号	大 井 晋
	職務代理者	秋田市保戸野すわ町 9 番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 (旭 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市大町二丁目 6 番 6 号	黒 澤 光 伸
	職務代理者	秋田市横森五丁目22番12号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 (川 尻 小 学 校)	投票管理者	秋田市川尻上野町 2 番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市茨島六丁目 5 番36号	池 端 強 志
秋 田 市 第 8 投 票 区 (のびのび幼稚園) (旧経法大付属)	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
	職務代理者	秋田市寺内大小路 3 番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 (南 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市牛島東七丁目 3 番12号	清 水 川 七 五 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目 5 番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 (牛 島 児 童 館)	投票管理者	秋田市御所野元町六丁目17番22号	佐 藤 修
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 (榎山地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目 4 番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地 2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市中通五丁目 9 番20－905号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓り 6 番地 6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐々木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 児 童 館)	投票管理者	秋田市手形山北町 8 番 3 号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷 1 番地15	加 藤 育 広

秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 5 番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添 川 地 域 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市保戸野八丁 7 番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地 1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地 5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市広面字板橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字八田103番地	鎌 田 順 滋
	職務代理者	秋田市新屋松美町19番 7 号	相 原 和 人
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字上目長崎230番地	須 藤 兼 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字飛沢下段11番地11	二 木 文 隆
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字稲荷44番地	加 藤 忠 輔
	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地 3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区 (山 谷 小 学 校)	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一 右エ門
	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐 々 木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こ ま どり 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉 川 英 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下 北 手 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐 々 木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下 北 手 宝 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地 1	玉 井 春 悦
	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進 藤 照 美
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上 北 手 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝
	職務代理者	秋田市東通観音前 4 番30号	黒 崎 博 正
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上 北 手 大 戸 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上 北 手 古 野 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋 田 県 農 業 協 同 組 合 教 育 研 修 所)	投票管理者	秋田市仁井田小中島 2 番 7 号	酒 井 洋 吾
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐 々 木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁 井 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田本町六丁目 8 番77号	上 村 隆 策
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区 (四 ッ 小 屋 駅 前 公 民 館)	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地 6	岡 俊 彦
	職務代理者	秋田市牛島西二丁目15番 9 号	武 田 文 人
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字笹葉 9 番地	伊 藤 一 榮
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 児 童 館)	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅 原 由 春
	職務代理者	秋田市飯島道東二丁目 1 番15号	渡 邊 宏 樹
秋 田 市 第 38 投 票 区 (西 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地 1 番地 7	高 橋 明 道
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋 田 西 中 学 校)	投票管理者	秋田市新屋大川町27番32号	池 田 正
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 2 番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (新 屋 支 所)	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐 々 木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐 々 木 康 雄
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜 田 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市槇山金照町 6 番25ー 4 号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊 岩 石 田 坂 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓 1 番地 3	安 田 欽 一
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊 岩 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番 2 号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦

秋 田 市 第 46 投 票 区 (下 浜 桂 根 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下 浜 名 ケ 沢 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 ((旧) 八 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (土 崎 支 所)	投票管理者	秋田市新屋扇町 9 番56－ 2 号	佐 々 木 聡
	職務代理者	秋田市土崎港北一丁目11番45号	帆 莉 博
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土 崎 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中 島 修
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港 北 小 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目 4 番40号	佐 藤 憲 彦
	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地 5	越 後 谷 優
秋 田 市 第 54 投 票 区 (県 立 聾 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目 5 番59号	須 磨 良 之
秋 田 市 第 55 投 票 区 (土 崎 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 喜 志
秋 田 市 第 56 投 票 区 (将 軍 野 中 学 校)	投票管理者	秋田市将軍野南一丁目 2 番 3 号	鎌 田 金 光
	職務代理者	秋田市将軍野南五丁目 2 番12号	鎌 田 尚
秋 田 市 第 57 投 票 区 (寺 内 小 学 校)	投票管理者	秋田市寺内児桜一丁目 5 番19号	古 井 金 壽
	職務代理者	秋田市外旭川字野村49番地	加 賀 屋 重 彦
秋 田 市 第 58 投 票 区 (外 旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市将軍野南五丁目 5 番 7 号	佐 藤 久
	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地 2	佐 藤 重 徳
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市将軍野桂町35番 4 号	加 賀 谷 晃
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字水口49番地 7	亀 沢 秀
	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中 村 文 清
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯島地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市港北松野町 5 番34号	奈 良 登
	職務代理者	秋田市土崎港北六丁目 2 番16－ 6 号	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 63 投 票 区 (飯 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保 坂 徳 勝
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中字屋越 2 番地	小 坂 由 太 郎
	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地 4	安 田 忠 市
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城長岡字長岡25番地	安 田 巖
	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地 1	永 田 博
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字榎ノ木43番地	佐 藤 要
	職務代理者	秋田市外旭川字大谷地16番地 9	佐 藤 貞 裕
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城中字堂ノ前150番地 1	石 井 武 雄
	職務代理者	秋田市東通一丁目 8 番28号	佐 川 誠 樹
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田 1 番地 1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町 7 番19－ 11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島嵐田三丁目 8 番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金 足 西 小 学 校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正 右 衛 門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金 足 地 区 集 会 所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山 1 番地	伊 藤 吉 治

秋 田 市 第 73 投 票 区 (金 足 東 児 童 室)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市広面字谷内佐渡 5 番地 1	石 塚 巖
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田 7 番地 2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎 3 番地 1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明德町 4 番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目 3 番13号	山 田 裕 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市牛島西二丁目 6 番18号	高 橋 征 一
	職務代理者	秋田市御野場新町二丁目20番 5 号	井 上 正 敏
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目 7 番 7 号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目 3 番12号	植 村 和 夫
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小 野 金 孝
	職務代理者	秋田市飯島川端一丁目 3 番52号	佐 藤 夏 樹
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三 浦 正 成
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市横森三丁目 6 番22号	齊 藤 幹 英
	職務代理者	秋田市蛇野18番地 2	貝 沼 茂
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市土崎港東二丁目 2 番17号	桜 庭 静 男
秋 田 市 第 85 投 票 区 (外旭川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市卸町四丁目 5 番10号	畠 也 志 史
	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目 5 番27号	浜 田 宏
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 2 番 8 号	矢 田 部 幸 三
	職務代理者	秋田市仁井田本町六丁目 1 番22号	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目 3 番55号	保 坂 重 巳
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目 1 番 2 号	池 田 伸 次
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウエルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉菅野一丁目 6 番 8 号	工 藤 喜 根 男
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前田面51番地	佐 藤 重 雄
	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石 塚 正 久
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱 7 番地128	小 林 孝 徳
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地 1	石 塚 三 和
秋 田 市 第 92 投 票 区 (河 辺 岩 見 三 内 地 区) (コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 淵 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子淵153番地	佐 藤 仁 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下 6 番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字三内段74番地 1	佐 藤 憲 一
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地 1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地 1	田 口 勝 廣
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐 々 木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字太田面54番地	伊 藤 秋 夫
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地 2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字中道278番地 2	境 屋 弘 光
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正

秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田面54番地 1	熊 谷 文 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下タ川原12番地 3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (河辺戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地 3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字川苗地22番地	佐 々 木 秀 則
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐 々 木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和神ヶ村字稗島100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地	片 桐 登 司 夫
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工 藤 金 也
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐 々 木 俊 郎
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地 1	秋 山 勝
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒 井 善 重 郎
	職務代理者	秋田市御野場五丁目13番 1 号	鈴 木 力 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和碓田字中村 6 番地	鎌 田 久
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐 々 木 一 範
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地 1	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地 2	今 川 清 宣
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄和農村環境改善センター)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐 藤 久 一
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池 田 實
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字安養寺67番地 2	佐 藤 助 久
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 衛
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石 井 重 一
	職務代理者	秋田市雄和田草川字本田120番地	佐 藤 勇 一
秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台37番地	佐 藤 忠 清
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地 1	丸 山 春 男
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 壽

秋市選管告示第27号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の 2 第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第37条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 3 月27日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3 号	藤 原 昌 喜

平成21年 3月28日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 3月29日	投 票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地 5	高 橋 キ ン
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 3月30日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12 番 1号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 3月31日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 1日	投 票 管理者	秋田市下新城中野字 街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 2日	投 票 管理者	秋田市金足小泉字潟 向102番地 5	高 橋 恭 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 3日	投 票 管理者	秋田市将軍野東二丁 目 6 番18号	伊 藤 幸三郎
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 4日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 5日	投 票 管理者	秋田市新屋元町21番 34号	三 川 則 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 6日	投 票 管理者	秋田市新屋勝平町 1 番47号	渡 辺 トモ子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 7日	投 票 管理者	秋田市飯島穀丁 6 番 3号	長谷川 瑞 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 8日	投 票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目 9 番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月 9日	投 票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5 番地12	北 村 敏 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年	投 票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目 8 番10号	越後屋 恭 子

4月10日	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市旭南一丁目12 番 7 - 3号	伊 藤 矩 子
	職 務 代理者	秋田市新屋扇町87番 3号	藤 原 昌 喜

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月 4日	投 票 管理者	秋田市土崎港南三丁 目 9 番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月 5日	投 票 管理者	秋田市桜ガ丘二丁目 5 番地12	北 村 敏 子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月 6日	投 票 管理者	秋田市八橋田五郎一 丁目 8 番10号	越後屋 恭 子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月 7日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町 6 番 8号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月 8日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15 番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月 9日	投 票 管理者	秋田市広面字野添78 番地 3	田 村 知 子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月10日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番 30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔
平成21年 4月11日	投 票 管理者	秋田市手形田中13番 17号	谷 村 重 子
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4月 4日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年	投 票 管理者	秋田市河辺松濶字東 沢70番地	小 林 信 子

4 月 5 日	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠美子
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小枝子
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字雷谷地39番地33	工 藤 ユウ子
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字 町屋敷89番地 2	佐 藤 泰 子
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理者	秋田市雄和芝野新田 字寺沢58番地32	斎 藤 透

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

ナイス新屋店			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市旭南三丁目 6 番31－101号	中 川 裕 行
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋田尻沢西 町 8 番14号	佐 川 公 裕
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋元町23番 14－ 5 号	菊 地 誠
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市御所野元町六 丁目17番22号	佐 藤 修
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋元町 4 番 33号	佐々木 博
平成21年	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博

4 月 9 日	職 務 代理者	秋田市新屋松美ガ丘 東町 1 番32号	山 本 悦 子
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋元町23番 14－ 5 号	菊 地 誠
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市新屋比内町19 番34号	塚 田 博
	職 務 代理者	秋田市新屋田尻沢西 町 8 番14号	佐 川 公 裕

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

土崎支所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市港北新町 3 番 3 号	船 木 透
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市旭川清澄町 1 番17号	佐々木 淳 也
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市高陽青柳町 3 番26号	船 木 葉 子
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目 2 番 6 号	三 浦 悠
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市港北新町 3 番 3 号	船 木 透
平成21年 4 月 9 日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市旭川清澄町 1 番17号	佐々木 淳 也
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央五 丁目 8 番17号	吉 田 幸 雄
	職 務 代理者	秋田市高陽青柳町 3 番26号	船 木 葉 子
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央二 丁目 3 番39号	三 浦 誠 一
	職 務 代理者	秋田市八橋本町三丁 目 2 番 6 号	三 浦 悠

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

河辺市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志

4 月 4 日	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44－ 3 号	仲 鉢 誠
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町266番地	泉 弘 美
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 野字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市濁川字堀尾田 1 番地155	沓 澤 五百子
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田117番地	佐々木 豊 志
	職 務 代理者	秋田市河辺北野田高 屋字茱萸野28番地	佐 藤 公 紀
平成21年 4 月 9 日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市新屋豊町10番 44－ 3 号	仲 鉢 誠
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田82番地 2	石 井 繁 男
	職 務 代理者	秋田市河辺戸島字本 町266番地	泉 弘 美
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高 野字滝沢52番地 2	藤 島 英 治
	職 務 代理者	秋田市濁川字堀尾田 1 番地155	沓 澤 五百子

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字小 平岱 9 番地	佐々木 俊 一
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹

平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字二 階測148番地	石 塚 一太郎
平成21年 4 月 9 日	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
	投 票 管理者	秋田市河辺三内字道 山97番地	加賀屋 和 男
平成21年 4 月10日	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字後 又100番地	佐 藤 誠 樹
平成21年 4 月11日	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹
	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町35番地 3	三 浦 昇
	職 務 代理者	秋田市河辺和田字岡 村164番地10	佐 藤 直 樹

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民センター			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂84番地 1	鈴 木 静 夫
	職 務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1 番50号	佐 川 成 人
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 歩
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市雄和平尾島字 中田21番地	鎌 田 嘉 一
	職 務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1 番50号	佐 川 成 人
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1 番50号	佐 川 成 人
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 歩
平成21年 4 月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和椿川字鹿 野戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職 務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1 番50号	佐 川 成 人
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市雄和石田字前 田105番地 1	伊 藤 隆 榮
	職 務 代理者	秋田市浜田字滝ノ元 315番地 3	佐 藤 三 歩
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市雄和種沢字山 王堂143番地 2	加 藤 志美雄
	職 務 代理者	秋田市牛島西一丁目 1 番50号	佐 川 成 人

平成21年 4 月12日執行 秋田県知事選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成21年 4 月 4 日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 又三郎沢 4 番地 2	打 矢 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成21年 4 月 5 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成21年 4 月 6 日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成21年 4 月 7 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷186番地 3	種 村 金 實
	職 務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成21年 4 月 8 日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 土場30番地	工 藤 金 也
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成21年 4 月 9 日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字樋 口26番地 3	佐々木 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子
平成21年 4 月10日	投 票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職 務 代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
平成21年 4 月11日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理者	秋田市雄和新波字樋 口66番地 2	池 田 節 子

秋市選管告示第28号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙、秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙および秋田市長選挙における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場 所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日 時 平成21年 4 月12日
午後 9 時15分から

秋市選管告示第29号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙および秋田県議会議員秋田市選挙区補欠選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 開票管理者
秋田市榑山石塚町 4 番15号 金 持 異
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市泉南二丁目 3 番15号 安 井 貞 三

秋市選管告示第30号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第 6 項の規定により告示する。

平成21年 3 月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成21年 4 月 9 日
午後 6 時から

秋市選管告示第31号

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

秋田市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項中「支所」の次に「、市民サービスセンター」を加える。

附 則

この規程は、平成21年 5 月 7 日から施行する。

秋市選管告示第32号

平成21年 4 月12日執行の秋田県知事選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年 3 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 異

- 1 秋田駅東西連絡自由通路
- 4 月 7 日
新 秋田市新屋勝平台 6 番34号 川 崎 義 則
旧 秋田市川元開和町10番12号 菅 原 稔
- 4 月 9 日
新 秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32 斎 藤 透
旧 秋田市川元開和町10番12号 菅 原 稔
- 2 イオンモール秋田
- 4 月 5 日
新 秋田市飯島松根東町 1 番22号 奈 良 毅
旧 秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32 斎 藤 透
- 4 月 8 日

新	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良	毅
旧	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎 藤	透
4 月 9 日			
新	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木	聡
旧	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎 藤	透
4 月11日			
新	秋田市飯島松根東町 1 番22号	奈 良	毅
旧	秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地32	斎 藤	透

秋市選管告示第33号

平成21年 4 月12日執行予定の秋田県知事選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同施行令第25条の規定により告示する。

平成21年 3 月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 秋田駅東西連絡自由通路

4 月11日

新	秋田市外旭川字野村51番地 5	高 橋 キ ン
旧	秋田市手形田中13番17号	谷 村 重 子

秋市選管告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第 2 項の規定に基づき、平成21年 4 月 2 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 期 間 平成21年 4 月 3 日から

平成21年 4 月 3 日まで

- 2 場 所 秋田市山王一丁目 2 番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

- 3 時 間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第35号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は次のとおりである。

平成21年 3 月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 2 分の 1 の数 6,649人

農 委 告 示

秋田市農委告示第 4 号

平成21年 3 月23日午後 3 時シャインプラザ平安閣秋田に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年 3 月16日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 秋田市飯島字飯島水尻27番地 2 播磨忠金の農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件 外20件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 6 号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成21年 3 月31日

- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

楢山大元町および川元山下町の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 終末処理場の位置および名称

秋田市八橋本町六丁目12番15号

八橋下水道終末処理場

- 6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局普及促進室

- 7 縦覧の期間

平成21年 3 月17日から 3 月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。

- 8 縦覧の時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市上下水道局告示第 7 号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日

平成21年 3 月31日

- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域

飯島字長山下、飯島字飯島水尻、飯島長野本町、将軍野向山、御野場一丁目、浜田字宮田沢、浜田字町ノ下、新屋洪谷町、新屋高美町、牛島西三丁目、卸町五丁目、仁井田本町二丁目、仁井田本町六丁目、御野場新町五丁目、八橋鯉沼町、手形字山崎および手形字十七流の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 終末処理場の位置および名称

秋田市向浜二丁目 3 番 1 号

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター

- 6 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局普及促進室

7 縦覧の期間

平成21年 3 月17日から 3 月30日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝祭日を除く。

8 縦覧の時間

午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市上下水道局告示第 8 号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成21年 3 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
石 翔 水 道	石塚 徹	秋田市河辺岩見字鶴養102番地

2 指定期間

平成21年 3 月19日から平成24年 3 月18日

秋田市上下水道局告示第 9 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 3 第 1 項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 1 号の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 加 藤 工 業 所	加藤 圭作	秋田市広面字谷内佐渡87番地

2 指定年月日

平成21年 3 月23日

秋田市上下水道局告示第10号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項

第 1 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 久 志	男	秋田市寺内字三千刈140番地	昭和21年 1 月25日	農 業
2	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 昭 市	男	秋田市外旭川字前谷地112番地	昭和25年 1 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	小 野 賢 一	男	秋田市外旭川字梶ノ目237番地	昭和27年 3 月 9 日	農 業
4	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 健	男	秋田市外旭川字梶ノ目95番地	昭和24年 8 月28日	農 業
5	平成21年 3 月 5 日	三 浦 政 善	男	秋田市外旭川字水口11番地	昭和23年 1 月11日	農 業

の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有 限 会 社 加 藤 工 業 所	加藤 圭作	秋田市広面字谷内佐渡87番地

2 指定期間

平成21年 3 月23日から平成24年 3 月22日

選 挙 長 告 示

選挙長告示第 5 号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成21年 3 月 5 日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 加 賀 屋 金 雄

第 2 選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

1 場 所 秋田市泉東町 2 番10号

秋田市旭川筋土地改良区事務所

2 日 時 平成21年 3 月 5 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで
平成21年 3 月 6 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

選挙長告示第 6 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における候補者の届出があったので、同条の 3 第 4 項の規定により告示する。

平成21年 3 月 5 日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙

第 1 選挙区選挙長 加 賀 屋 金 雄

第 2 選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

6	平成21年 3 月 5 日	保 坂 健 治	男	秋田市外旭川字前谷地125番地	昭和24年 3 月25日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	鎌 田 重 美	男	秋田市將軍野向山 4 番35号	昭和13年10月24日	会社役員
8	平成21年 3 月 5 日	小 野 秋 由	男	秋田市外旭川字神田358番地	昭和23年11月14日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	小 野 彰	男	秋田市外旭川字梶ノ目485番地 1	昭和22年 7 月15日	農 業
10	平成21年 3 月 5 日	加賀屋 行 雄	男	秋田市將軍野南四丁目 2 番 8 号	昭和17年 3 月21日	無 職
11	平成21年 3 月 5 日	中 村 芳 郎	男	秋田市外旭川字南沢250番地	昭和18年 3 月22日	農 業
12	平成21年 3 月 5 日	猪 股 慶 一	男	秋田市外旭川字家ノ前300番地	昭和14年 8 月25日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	関 谷 慶 昭	男	秋田市外旭川字家ノ前105番地	昭和13年 9 月25日	農 業
14	平成21年 3 月 5 日	三 浦 鋭 美	男	秋田市將軍野南五丁目 2 番 2 号	昭和16年12月22日	無 職
15	平成21年 3 月 5 日	若 狭 清 美	男	秋田市上新城中字家ノ後219番地	昭和 6 年11月 3 日	農 業
16	平成21年 3 月 5 日	渡 辺 富 雄	男	秋田市外旭川字梶ノ目36番地	昭和24年 3 月 9 日	農 業
17	平成21年 3 月 5 日	佐 藤 祐 治	男	秋田市外旭川字家ノ前101番地	昭和20年 4 月 9 日	農 業
18	平成21年 3 月 5 日	荻 原 正 治	男	秋田市外旭川字松崎220番地 3	昭和11年 7 月31日	農 業
19	平成21年 3 月 5 日	小 野 光 義	男	秋田市外旭川字神田272番地	昭和29年 9 月30日	会社員

第 2 選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候 補 者 氏 名	性別	住 所	生 年 月 日	職 業
1	平成21年 3 月 5 日	松 淵 勇	男	秋田市手形字蛇野42番地	昭和26年 2 月 6 日	地 方 公務員
2	平成21年 3 月 5 日	三 浦 富 雄	男	秋田市外旭川八幡田一丁目 3 番21号	昭和14年 5 月27日	農 業
3	平成21年 3 月 5 日	荻 原 栄 悦	男	秋田市添川字湯沢36番地	昭和23年 4 月30日	農 業
4	平成21年 3 月 5 日	荻 原 勝 悦	男	秋田市添川字添川24番地	昭和33年 4 月 6 日	会社員
5	平成21年 3 月 5 日	米 塚 二 男	男	秋田市添川字添川20番地	昭和23年 9 月 3 日	農 業
6	平成21年 3 月 5 日	布 川 専 一	男	秋田市保戸野原の町 6 番26号	昭和25年 4 月26日	農 業
7	平成21年 3 月 5 日	三 浦 金 光	男	秋田市泉一ノ坪 4 番11号	昭和22年 1 月 1 日	無 職
8	平成21年 3 月 5 日	荻 原 史 晃	男	秋田市添川字添川44番地	昭和30年 1 月25日	農 業
9	平成21年 3 月 5 日	古 井 嘉 昭	男	秋田市寺内大小路 1 番20号	昭和28年 3 月 6 日	公務員
10	平成21年 3 月 5 日	古 井 金 壽	男	秋田市寺内児桜一丁目 5 番19号	昭和 8 年11月 3 日	農 業
11	平成21年 3 月 5 日	中 山 次 夫	男	秋田市濁川字口ノ田47番地 3	昭和16年 2 月12日	農 業

12	平成21年 3 月 5 日	渋谷 幸 和	男	秋田市川尻総社町17番 7 号	昭和22年 7 月 1 日	農 業
13	平成21年 3 月 5 日	佐々木 政 弘	男	秋田市広面字二ツ屋23番地 1	昭和29年 2 月24日	会社員

選挙長告示第 7 号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について、第 1 選挙区において届出のあった候補者が19人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月 6 日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙
第 1 選挙区選挙長 加 賀 屋 金 雄

選挙長告示第 7 号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が13人で選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成21年 3 月 6 日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙
第 2 選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

選挙長告示第 8 号

平成21年 3 月12日執行の秋田市旭川筋土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成21年 3 月 6 日

秋田市旭川筋土地改良区総代総選挙
第 1 選挙区選挙長 加 賀 屋 金 雄
第 2 選挙区選挙長 高 橋 忠 夫

1 場 所 秋田市泉東町 2 番10号

秋田市旭川筋土地改良区事務所

2 日 時 平成21年 3 月13日 午後 1 時30分

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 3 月 2 日

秋田市長職務代理者
秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名 秋田市立赤れんが郷土館機械電気設備保守点
検業務委託

委 託 場 所 秋田市大町三丁目 3 番21号
秋田市立赤れんが郷土館

委 託 期 間 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有

していること。

② 設備管理（冷暖房空調和、給排水衛生
などの機械設備、電気設備）の保守、点検
整備が可能な業者であり、同種の業務実績
が過去 5 年の間に通算 3 年以上あること。

③ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の
規定に該当しないこと。

④ 租税に滞納がないこと。

⑤ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止
期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3 月19日(木) 午前11時

入札の場所 秋田市大町三丁目 3 番21号
秋田市立赤れんが郷土館 研修室

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年 3 月25日(木)までに行う。

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、
入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された
金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加
算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある
ときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価
格とするので、消費税および地方消費税に係る
課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積
もった契約希望金額の105分の100に相当する金
額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月 9 日(月)までに、
次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 機械電気設備保守点検業務経歴書（様式 2（省略））

ウ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』
の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主の方は個人市民
税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資
産税および個人市民税を口座振替により納付している場
合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本）

(2) 申込書の提出

申込書等の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 3 月 2 日(月)から平成21年 3 月 9 日(月)までの土曜、日曜を除く、毎日午前10時から午後 4 時までとする。

イ 受付場所

秋田市大町三丁目 3 番21号

秋田市立赤れんが郷土館

ウ 申請用紙

秋田市立赤れんが郷土館又はホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3 月 16 日(月)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年 3 月 2 日(月)から平成21年 3 月 9 日(月)までの土曜、日曜を除く、毎日午前10時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市立赤れんが郷土館
住所 秋田市大町三丁目 3 番21号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市立赤れんが郷土館
電話 018-864-6851 中田又は眞井田

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年 3 月 3 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 申請者の住所および氏名

秋田市將軍野東桂町33番34号

有限会社北久ホーム

代表取締役 吉 田 久

2 道路位置指定箇所

秋田市外旭川八柳二丁目375番 2、376番 2、378番 2、379番

2 および379番 2 地先道路（法定外公共物）

3 道路幅員 4.00～6.01メートル

4 道路延長 15.10メートル

5 指定年月日および番号

平成21年 3 月 3 日 第 6 号

秋田市公告

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第 2 項の規定に基づき当該緑地協定を認可したので、同法第47条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成21年 3 月 3 日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 緑地協定の名称 秋田市御所野地蔵田四丁目 E 地区緑地協定
- 2 緑地協定区域 秋田市御所野地蔵田四丁目27番 1 から27番 7 まで
秋田市御所野地蔵田四丁目28番 1 から28番 13 まで
秋田市御所野地蔵田四丁目29番 1 から29番 10 まで
秋田市御所野地蔵田四丁目30番 1 から30番 3 まで

計33筆

- 3 緑地協定の縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部公園課
公園施設管理センター

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1 項の規定により、御所野ニュータウン北第四地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第 4 項の規定に基づき、公告する。

平成21年 3 月10日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 3 月12日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 特定保健指導 A S P 用ノートパソコン等
納入設置および賃貸借（仕様書参照）
- (2) 部品名および数量 ノートパソコン 3 台
モバイル用プリンター 3 台
- (3) 納入期限 平成21年 4 月 1 日(水)
- (4) 納入場所 国保・高齢・介護健診課

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 3 月24日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
山王別館 1 階保健指導室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 入札後に決定する。
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 入札書には、消費税および地方消費税の額に関する課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記入すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 契約に関する事項

- (1) 契 約 期 間 契約締結日から平成26年 3 月31日まで

- (2) 賃貸借期間 平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで
- 4 入札参加申し込みに関する事項
- (1) 本市の物品業者登録名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 委託業務を遂行するための各種法令に基づく許可を受けている者
- (4) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない者
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。
- (7) 過去 5 年間に市、県、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
- (8) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。
- 5 入札参加申込みに関する事項
- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月18日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を秋田市市民生活部国保・高齢・介護健診課に提出すること。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1 （省略））
- イ 営業履歴書（様式 2 （省略））
- ウ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。
あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状（様式自由）を提出することとする。また、質問状についての回答は、入札参加申込者すべてに、平成21年 3 月19日に書面による配布を行う。
- (3) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間

- 平成21年 3 月12日(木)から平成21年 3 月18日(水)までの土日を除く午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号（山王別館 1 階）
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課
- ウ 申請書用紙
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 6 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
- (2) 提出された入札参加資格申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年 3 月19日(木)に行う。
- 7 仕様書の配布に関する事項
- (1) 配布期間
平成21年 3 月12日(木)から平成21年 3 月18日(水)
午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 配布場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号（山王別館 1 階）
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課 健診・保健指導担当又は秋田市ホームページから入手すること。
- 8 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部 国保・高齢・介護健診課
健診・保健指導担当 電話番号 018-866-8903

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 3 月13日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

業 務 名	廃止石油坑井封鎖事業（上新城道川地内漏出油対策債務負担行為設定分）委託業務
施 工 位 置	秋田市上新城道川字駒引沢地内
契 約 番 号	単価第 2 号
履 行 期 間	平成21年 4 月 1 日から平成21年 6 月30日まで
要 件	次のすべての要件を満たしていること。 (1) 中間処理業者であるエコシステム秋田株式会社へ搬入の実績があること。 (2) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 (3) 秋田市および秋田県の産業廃棄物収集運搬許可業者であり、事業の範囲に廃油の収集運搬が含まれていること。 (4) 産業廃棄物収集運搬に関し誠実に履行した実績を有すること（別に定める誓約書を提出すること。）。 (5) 租税に滞納がないこと。 (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 (7) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年 3 月25日(水) 午前10時
 (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 秋田市役所消防庁舎 4 階会議室
 (3) 入札保証金 免除
 (4) 契 約 日 平成21年 4 月 1 日(水) (予定)
 (5) 入 札 金 額 入札書には、1 kg当たりの金額を記載すること。

(6) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税又は免税事業者のいずれであるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 契約に関する事項

- (1) 契約期間 平成21年 4 月 1 日から平成21年 6 月30日まで

4 入札参加に必要な資格

- (1) 中間処理業者であるエコシステム秋田株式会社へ搬入実績があること。
 (2) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
 (3) 秋田市および秋田県の産業廃棄物収集運搬許可業者であり、事業の範囲に廃油の収集運搬が含まれていること。
 (4) 産業廃棄物の収集運搬に関し誠実に履行した実績を有すること（別に定める誓約書を提出すること。）。
 (5) 租税に滞納がないこと。
 (6) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
 (7) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成21年 3 月13日(金)から平成21年 3 月23日(月)までの土・日曜日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
 (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
 秋田市安全安心対策推進本部
 (市役所消防庁舎 4 階)
 (3) 仕様書等の公表 この公表のほか仕様書等は、秋田市安全安心対策推進本部ホームページによる。

6 入札参加申込みに関する事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

ア	件 名	秋田市立旭南小学校体育館代替施設送迎用バス賃貸借
イ	場 所	秋田市立旭南小学校と体育館代替施設間

イ 中間処理業者であるエコシステム秋田株式会社への搬入実績を証するもの

ウ 秋田市および秋田県の産業廃棄物収集運搬許可業者の許可証の写し

エ 誓約書（様式 2（省略））

オ 法人登記簿謄本（申請日前の 3 か月以内のもの。写し可。個人営業の者は住民票）

カ 納税証明書（写し可。領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(ア) 法人市民税 直近の事業年度のもの（個人営業の者は平成20年度個人市民税）

(イ) 固定資産税 平成20年度第 1 期および第 2 期分

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、この入札に関して疑義がある場合は、申込書等の提出に併せ質問状（様式自由）を提出することにより行う。その回答は、入札参加申込者すべてに、平成21年 3 月24日(火)に書面配付により行う。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 3 月13日(金)から平成21年 3 月23日(月)までの土・日曜日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

イ 受付場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市安全安心対策推進本部（市役所消防庁舎 4 階）

ウ 申請用紙

秋田市安全安心対策推進本部に来室するか秋田市ホームページからダウンロードすることにより入手のこと。

7 指名に関する事項

- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たす者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、非指名通知によりその旨を連絡する。
 (3) 指名通知および非指名通知は、平成21年 3 月24日(火)に行う。

8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市安全安心対策推進本部
 電話 018-866-2148

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成21年 3 月16日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

ウ 契 約 期 間	平成21年 3 月30日～平成22年 3 月31日
エ 入札参加要件	① 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。 ② 大型車を 2 台以上保有しており、本業務を実施する全ての日に配車が可能であること。 ③ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成21年 3 月27日(金) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 4 階「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成21年 3 月30日(月)

(5) 注 意 事 項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月23日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1（省略））

イ 営業経歴書（様式 2（省略））

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できるもの（写し）

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成20年度分）

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構

オ 登記簿謄本

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 3 月16日(月)から平成21年 3 月23日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会総務課 施設担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年 3 月25日(水)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成21年 3 月16日(月)から平成21年 3 月23日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

住所 秋田市山王二丁目 1 番53号

山王21ビル 3 階

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課 施設担当

電話 018-866-2242

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、平成20年10月30日付け秋田市指令第9014号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成21年 3 月18日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市泉東町 6 番27号

有限会社ソピアホーム

代表取締役 石 川 繁

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市土崎港北四丁目207番119および207番120

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第74条第 2 項において準用する同法第73条第 1 項の規定に基づき、建築協定の変更を認可したので、同条第 2 項の規定により公告し、同条第 3 項の規定に

より当該協定書を一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月24日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 建築協定の名称
秋田市「ハイツタウン桜」団地建築協定
- 2 建築協定の区域
秋田市桜ガ丘一丁目、二丁目および三丁目
- 3 認可年月日 平成21年 3 月24日
- 4 縦 覧 時 間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで
- 5 縦 覧 場 所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部建築指導課

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番 1 号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成21年 3 月31日から平成21年 4 月17日まで。ただし、土曜日、日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成21年 3 月30日

秋田市長職務代理者

秋田市副市長 飯 塚 明

- 1 公売財産の内容
(1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示（省略）」のとおり
(2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示（省略）」のとおり
(3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示（省略）」のとおり
- 2 公売日時
(1) 参加申込期間
平成21年 4 月14日(火)午後 1 時から平成21年 4 月30日(木)午後 5 時まで
(2) 入札
平成21年 5 月 8 日(金)午後 1 時から平成21年 5 月11日(月)午後 零時30分まで
(3) 開札
平成21年 5 月11日(月) 午後零時30分
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
単価 第 4 号	沈砂運搬処理 処分業務	川口ポンプ場 (桧山登町12番43号)	平成21年 4 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで	次の①～⑤の要件を満たしていること。 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法

ジ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成21年 5 月18日(月) 午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 買受代金納付期限
平成21年 5 月18日(月) 午後 2 時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申し出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い
落札価額に含まれる。
- 13 その他
(1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
(2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
(3) いかなる理由があっても、引き渡し財産の返品はできない。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年 3 月 4 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

新屋町字田尻沢および浜田字町端の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成21年 3 月 6 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

	他 8 箇所		第137号以下「法」という。)第14条第 1 項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ②法第14条第 6 項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ③秋田市内に有機汚泥(含水率85%以上)の中間処分場を有すること。 ④ 4 t ダンプ(アームロール車を除く。)を有し、産業廃棄物運搬車両の登録を受けていること。 ⑤休日にも本業務を行える体制をとれること。 (基本的要件については別に記載)
--	--------	--	---

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3 月23日(月) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14- 8
秋田市上下水道局 別館 二階
会議室(庁舎 北側)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成21年 3 月25日(水)

入 札 金 額 入札書には、1 回当たりの単価を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治体もしくは、民間企業に対し有機汚泥の運搬および処理処分の実績があること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月17日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))

(イ) 契約実績調書(様式 2 (省略))

(ウ) 法第14条第 1 項および第 6 項に基づく秋田市の許可証の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))

(イ) 契約実績調書(様式 2 (省略))

(ウ) 法第14条第 1 項および第 6 項に基づく秋田市の許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。)個人にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の方は個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 3 月 6 日(金)から平成21年 3 月17日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年 3 月 6 日(金)から平成21年 3 月19日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の 6 の

規定により公告する。

なお、本件は平成21年 2 月20日に公告した案件（単価第 3 号）の
入札参加要件を一部変更し、再公告するものである。

平成21年 3 月13日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
単価 第21号	八橋下水道終 末処理場 沈砂・し渣運 搬業務委託	八橋下水道終末処理場 （秋田市八橋本町六丁目 12番15号）	平成21年 4 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで	次の①～②の要件を満たしていること。 ①廃棄物処理法第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業 の秋田市についての許可業者 ②アームロール車（荷台を高さ1.9m以下の 6 m ³ ～ 8 m ³ コンテナとする。）を有していること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年 3 月26日(木) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14－8
秋田市上下水道局 別館 二階
会議室（庁舎 北側）

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100
分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成21年 3 月30日(月)

入 札 金 額 入札書には、1 t 当たりの単価を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の 5 に相当する額
を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を 1 回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 過去 5 年間に地方自治体もしくは民間企業に対し一般廃棄物の搬出の実績があること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成21年 3 月23日(月)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入

札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）の方

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））

(ウ) 廃棄物処理法第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではない方

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調書（様式 2（省略））

(ウ) 廃棄物処理法第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の許可証の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類

(オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受け付け

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成21年 3 月13日(金)から平成21年 3 月23日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成21年 3 月13日(金)から平成21年 3 月25日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

土地開発公社公告

秋市土開公告第 1 号

平成21年 3 月27日午後 2 時30分秋田市役所会議応接室に秋田市
土地開発公社理事会を招集する。

平成21年 3 月10日

秋田市土地開発公社

理事長 田 中 政 博

付議案件

- 1 平成21年度秋田市土地開発公社事業計画の件
- 2 平成21年度秋田市土地開発公社予算の件
- 3 平成21年度秋田市土地開発公社資金計画の件
- 4 平成20年度秋田市土地開発公社補正予算（第 1 号）の件
- 5 平成20年度秋田市土地開発公社補正資金計画（第 1 号）の件
- 6 書面議決について報告する件

